

前橋市立地適正化計画

(防災指針)

令和6年（2024年）7月

目次

1. 防災指針の概要.....	1
2. 前橋市における災害リスクの現状.....	3
3. 防災・減災上の課題の整理	28
4. 防災・減災に向けた取組方針.....	42
5. 具体的な施策の設定.....	51
6. 施策のスケジュール・防災指針における目標値	55
7. 参考資料	58

1. 防災指針の概要

（１）背景と目的

近年、気候変動の影響等により自然災害が頻発・激甚化しており、全国各地で発生した河川氾濫や土砂災害等によって、生命や財産、社会経済に甚大な被害が生じている。このため、令和 2（2020）年 6 月の「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」により、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化（防災指針の作成ほか）など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じることとされた。

本市においては浸水想定区域が市街地の一部に指定されており、居住誘導区域と重複する箇所も存在する。そのため、居住誘導区域内等における災害リスクを把握し、防災・減災に向けた対策を講じる必要がある。

（２）位置づけ・検討概要

防災指針は、国土強靱化計画、地域防災計画等の既往の防災に関する計画と整合や連携を図りつつ、特に居住誘導区域等における防災・減災に関するリスクと課題を分析し、防災・減災に向けた取組方針の検討や取組スケジュール・目標値を策定する。

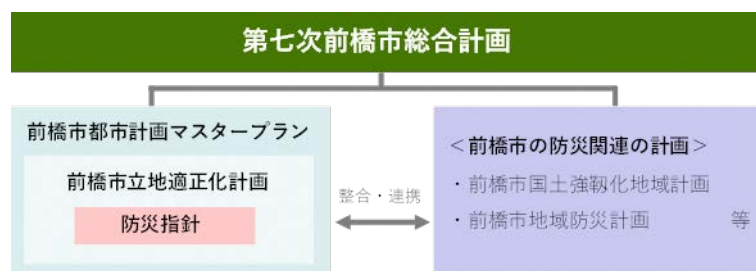


図 1-1 防災指針の位置づけ

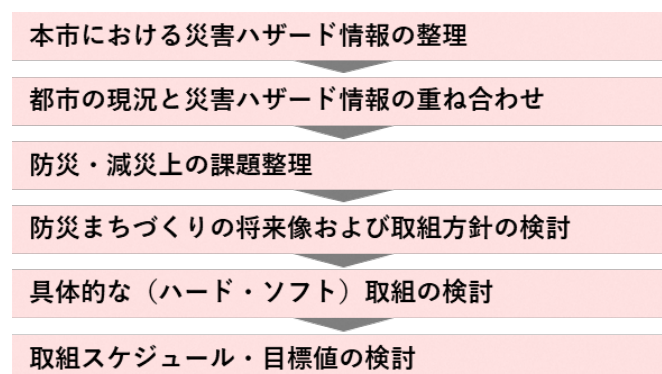


図 1-2 防災指針の検討手順

2.前橋市における災害リスクの現状

.....

(1)主なハザード区域の現状

洪水浸水想定区域は、市域南側で0.5m以上の浸水となる箇所が広範囲に広がっており、市街化区域と重複する箇所も多い。また、家屋倒壊等氾濫区域は利根川や桃ノ木川沿岸部に局所的に存在する。

土砂災害関連は、市域北側の山間部に点在しており、市街化区域等※と重複する箇所は少ない。

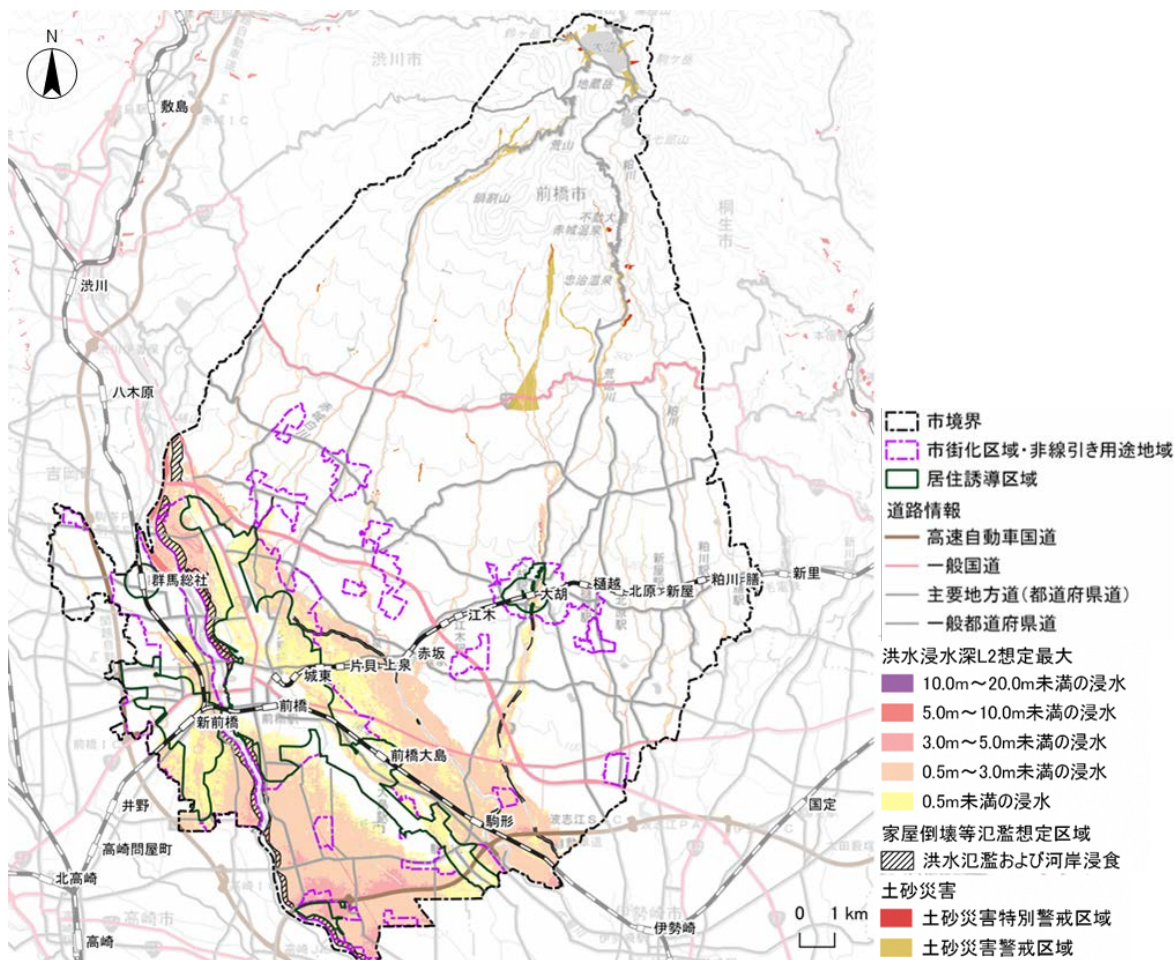


図 2-1 本市における主なハザード区域

※市街化区域について、非線引きである前橋勢多都市計画区域内においては、用途地域を指定している区域を示している。次頁以降も同様に示す。

(2)災害種別における現状

1) 水害関連

①洪水浸水深 L1（計画規模）

10～100年に1回程度の降雨規模（1年間に発生する確率が1/10(10%)～1/100(1%)程度の降雨）を想定するL1をみると、前橋南部地区の居住誘導区域のほぼ全域、赤城白川と桃ノ木川が合流する箇所である北代田町周辺などの地区で浸水が想定される。

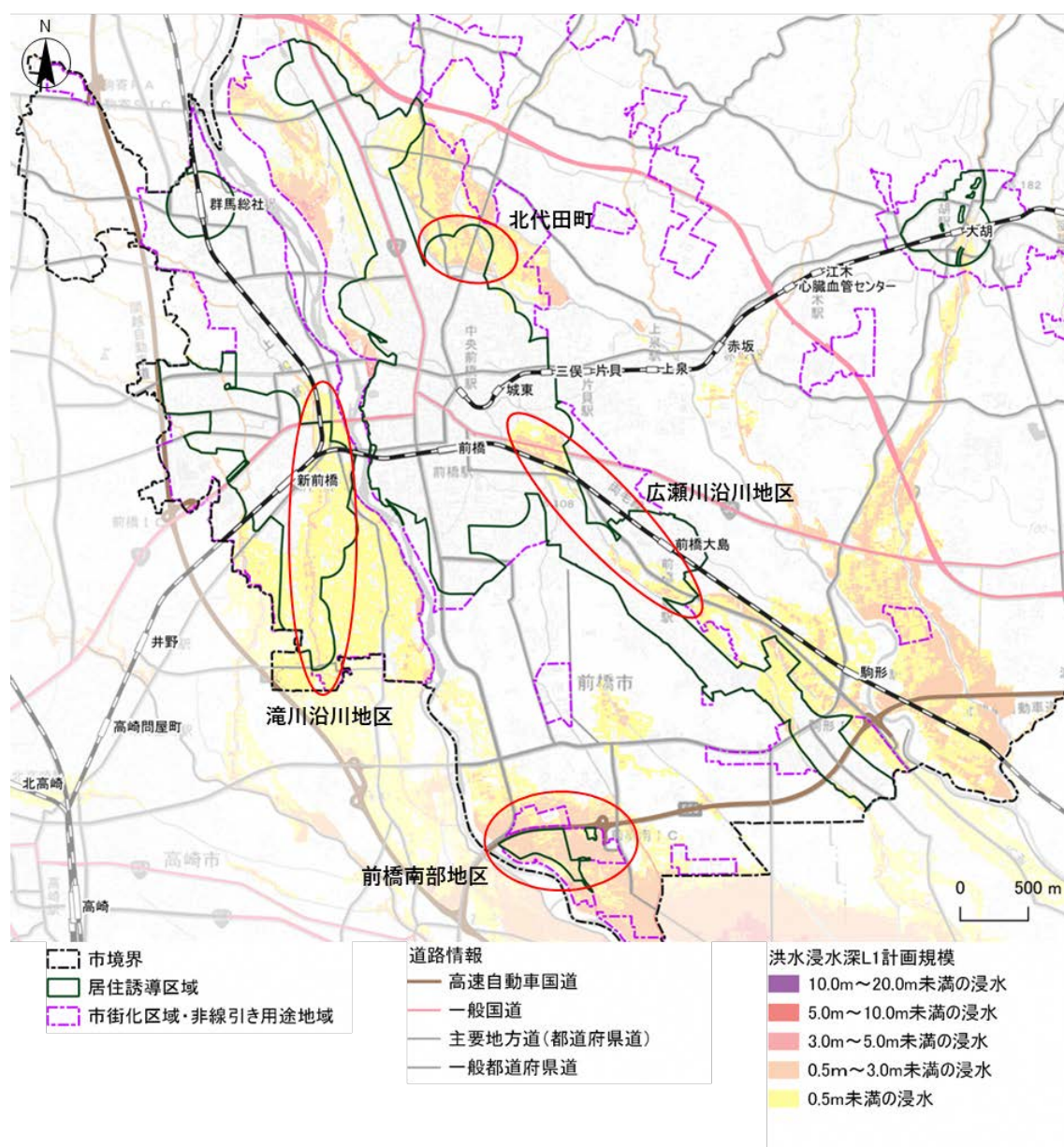


図 2-2 洪水浸水深 L1（計画規模）

また、誘導施設との重なりを見ると、前橋南部地区において0.5m以上の浸水が想定される区域に立地する施設が見られるほか、居住誘導区域外においても存在する。

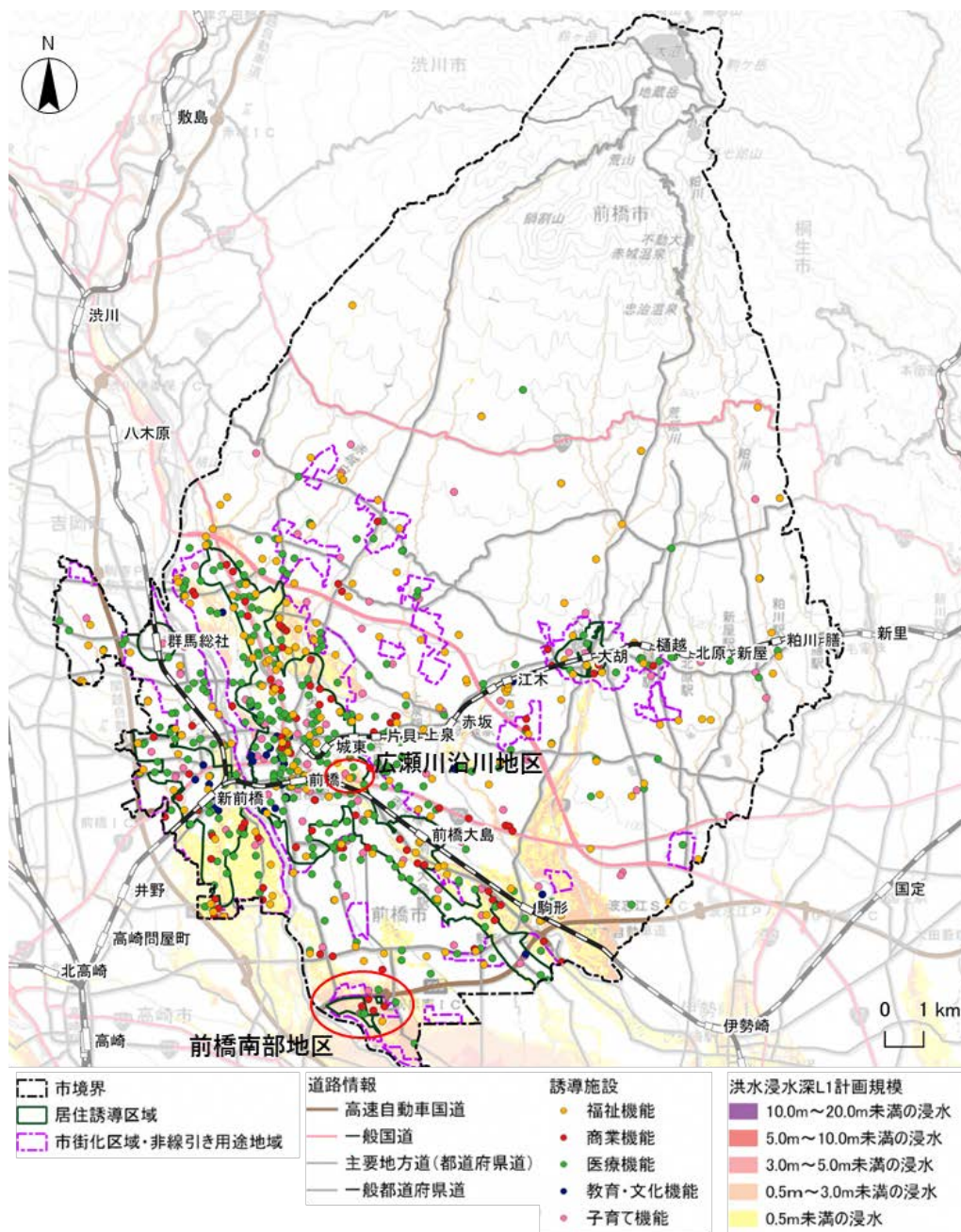


図 2-3 洪水浸水深 L1 と誘導施設の重ね合わせ

浸水深と人口分布の重ね合わせのうち居住誘導区域内での人口密度が高い箇所に着目すると、浸水深 0.5m 以上と重複している箇所はほぼ存在しない。一方で、人口密度が高い箇所で浸水深 0.5m 未満との重複は、滝川沿川地区において見られる。

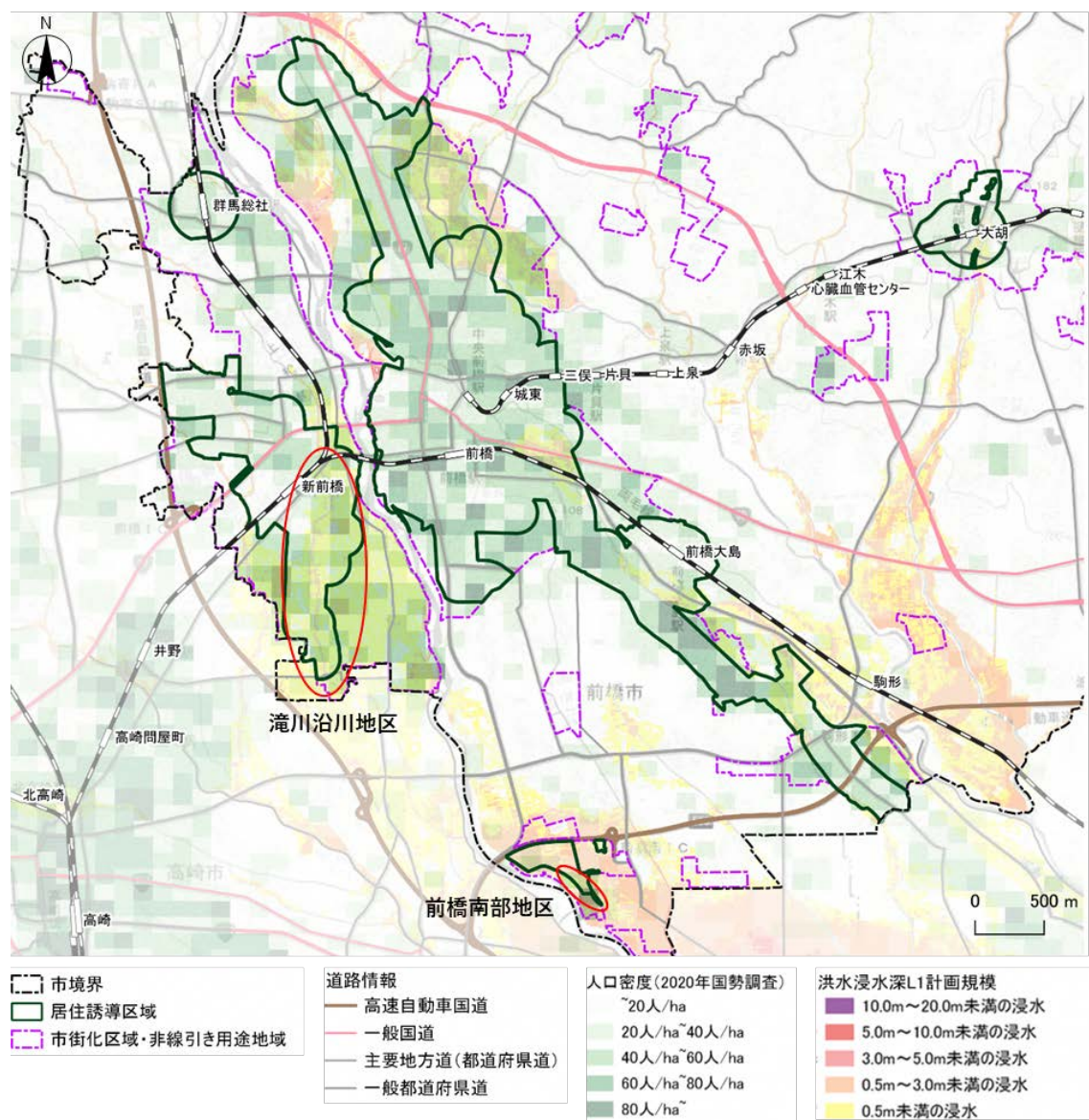


図 2-4 洪水浸水深 L1（計画規模）と 2020 年人口分析との重ね合わせ

出典：2020 年国勢調査 250m メッシュ別人口

＜参考＞本市における建物用途別の現況

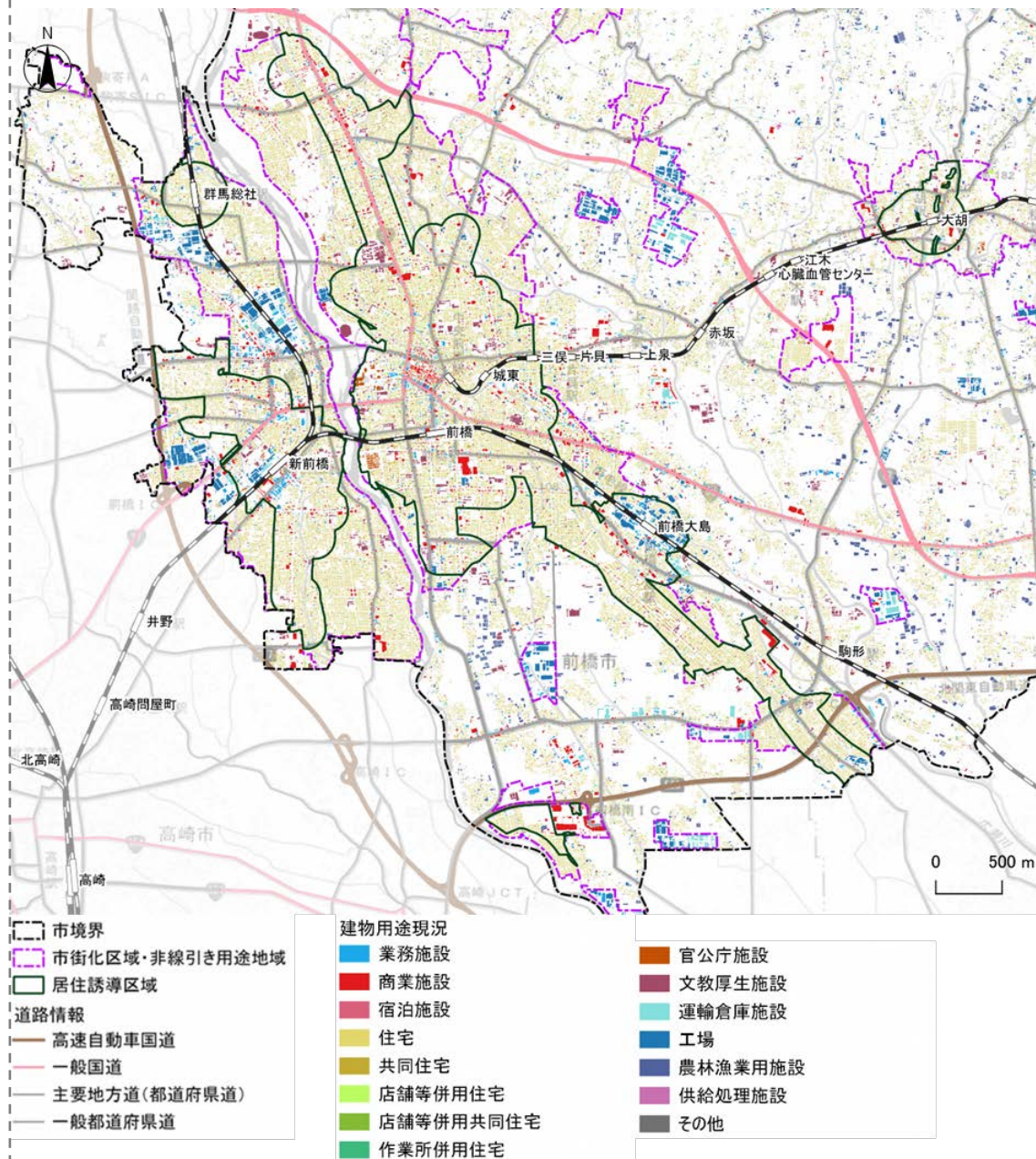


図 2-5 建物用途別現況図

＜参考＞居住誘導区域に関する主な河川の位置

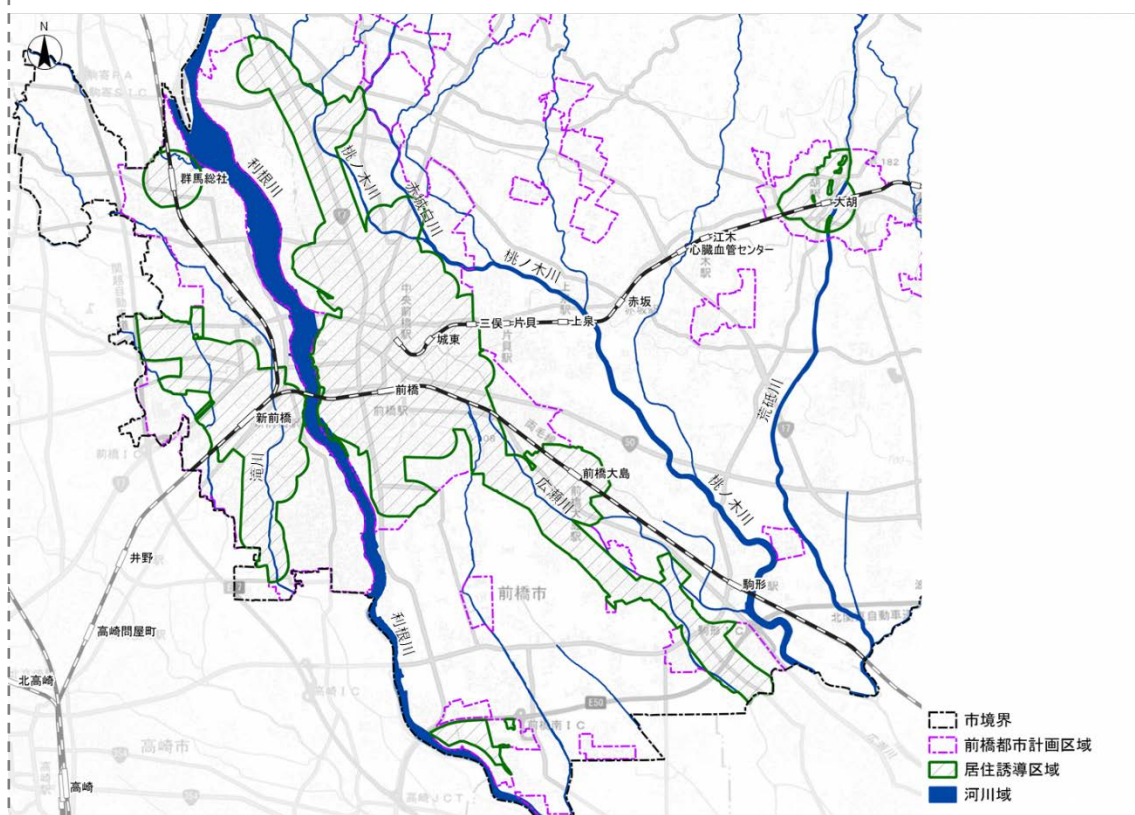


図 2-6 居住誘導区域に関する主な河川域

※水位周知河川（水防法）の指定がある河川は名称を付している。

②洪水浸水深 L2（想定最大）

1000年に1回程度の降雨規模（1年間に発生する確率が1/1000(0.1%)程度の降雨）を想定するL2をみると、前橋南部地区の居住誘導区域のほぼ全域、赤城白川と桃ノ木川が合流する箇所である北代田町周辺、六供町周辺地区などにおいては浸水が想定される。

特に前橋南部地区では3.0m以上の浸水が想定される区域が多く存在している。

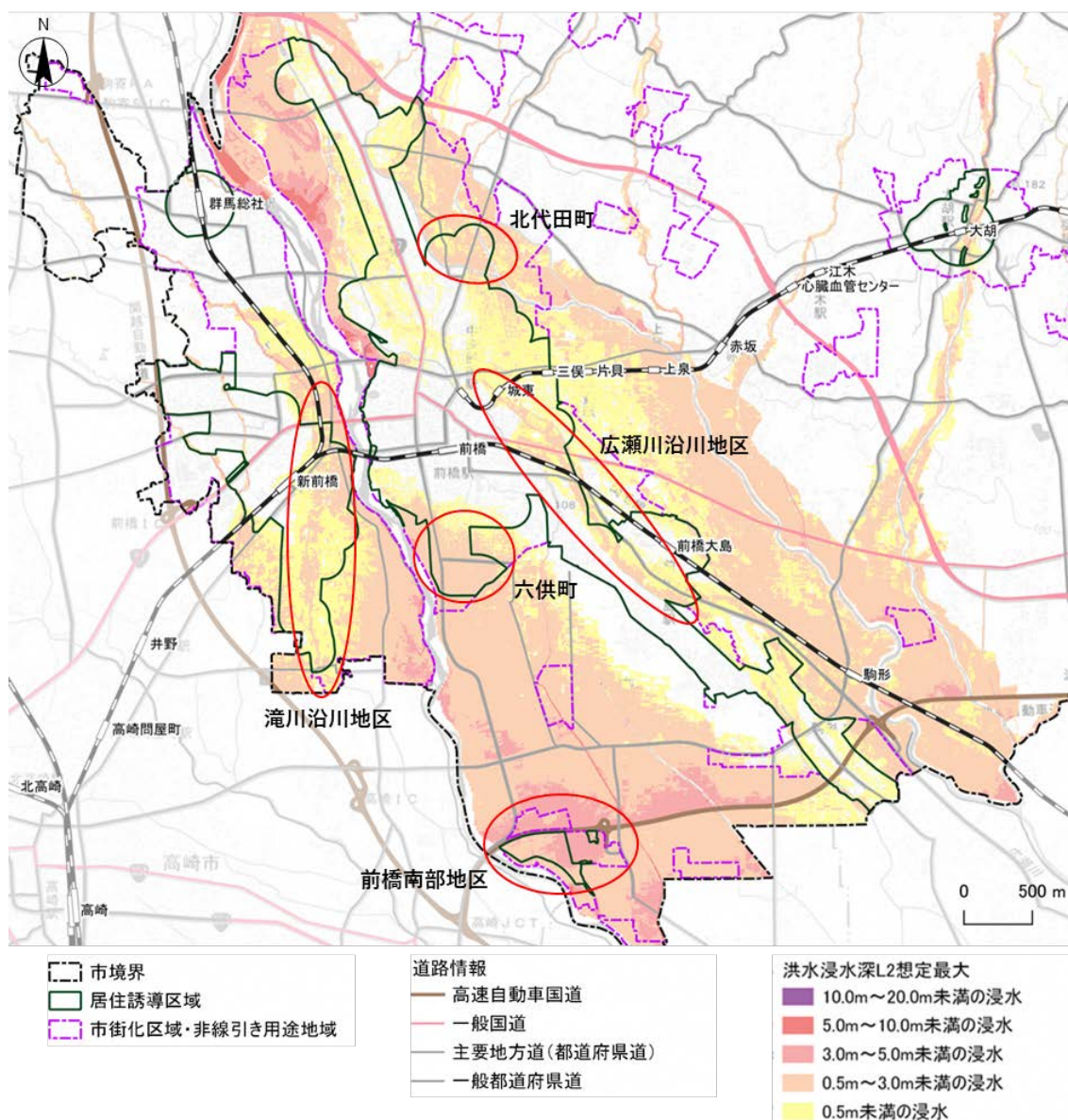


図 2-7 洪水浸水深 L2（想定最大）

浸水継続時間（L2（想定最大））をみると、居住誘導区域内において12時間以上となる箇所は、前橋南部地区、北代田町周辺、六供町周辺地区、大胡地区、広瀬川沿川地区、滝川沿川地区となっている。また、前橋南部地区においては居住誘導区域外の周囲も含めて、浸水継続時間が12時間以上となっている。

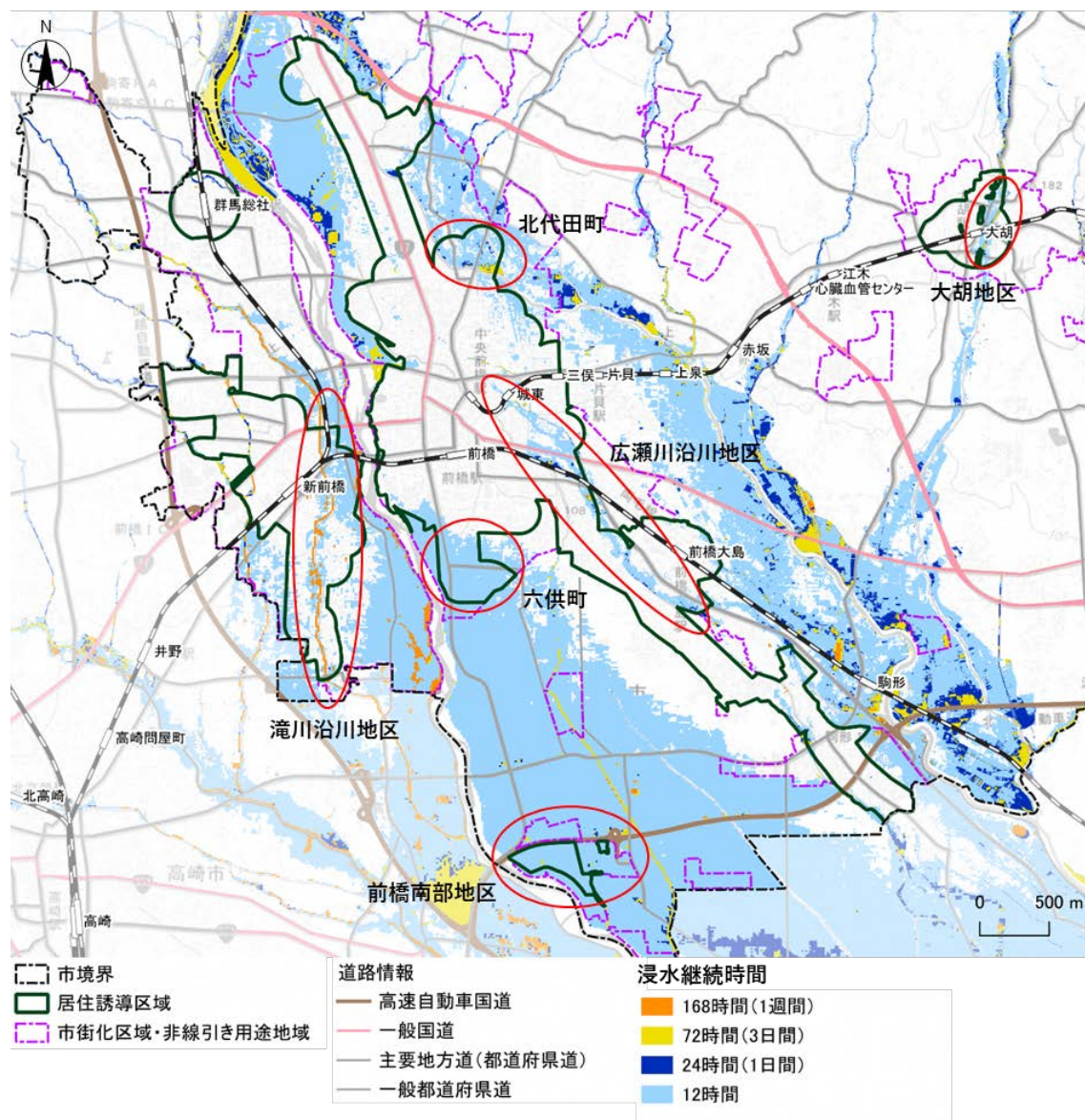


図 2-8 浸水継続時間

※浸水継続時間はL2（想定最大）において、氾濫水到達後、屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深0.5メートルに達してからその水深を下回るまでにかかる時間のこと

誘導施設との重なりを見ると、特に前橋南部地区では 3.0m 以上の浸水が想定される区域に施設が立地している。

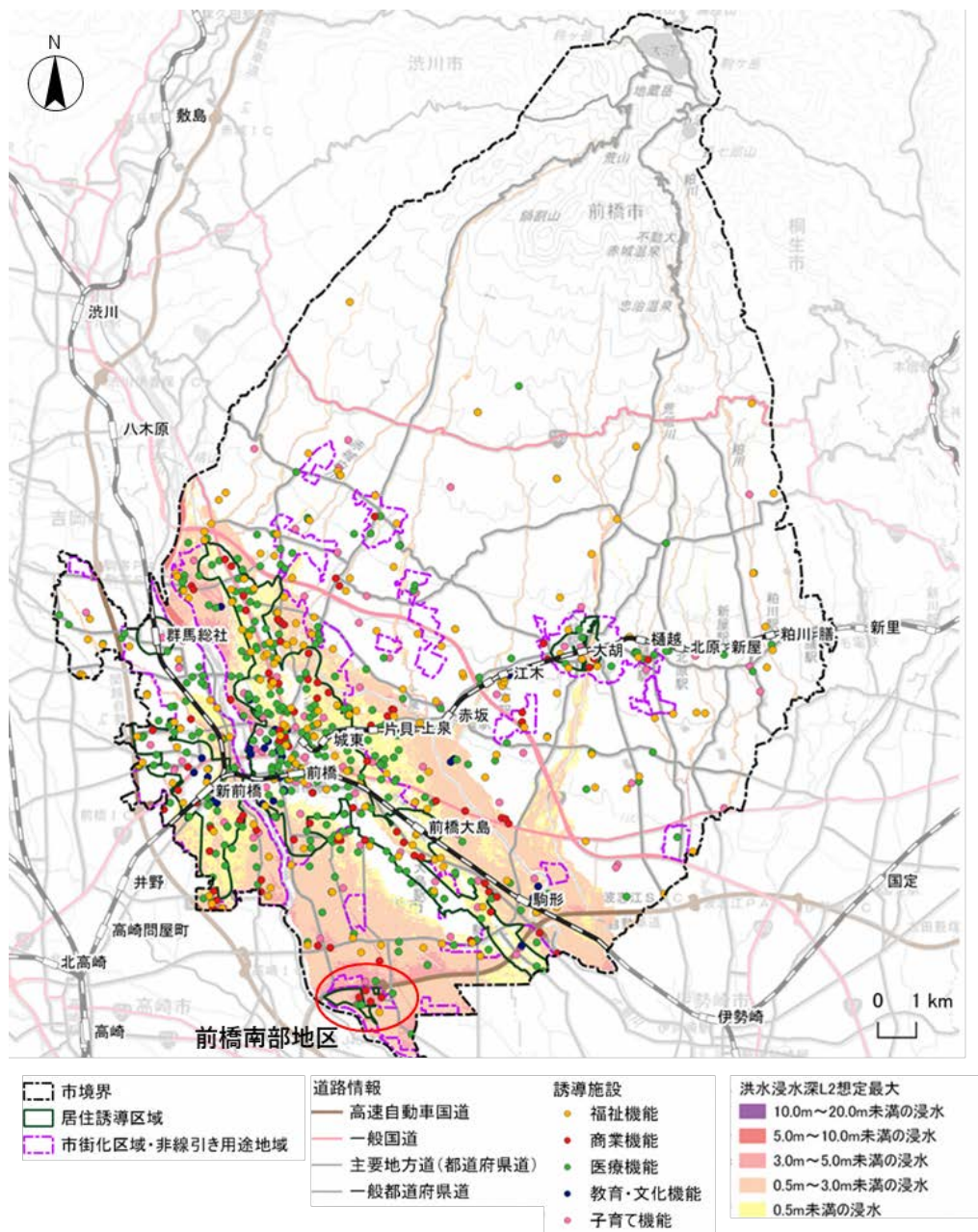


図 2-9 洪水浸水深 L2 と誘導施設の重ね合わせ

浸水深と人口分布の重ね合わせのうち居住誘導区域内での人口密度が高い箇所に着目すると、前橋南部地区、六供町周辺地区、北代田町周辺地区の 40 人/ha 以上となっている一部の箇所において浸水深 0.5m 以上と重複している。

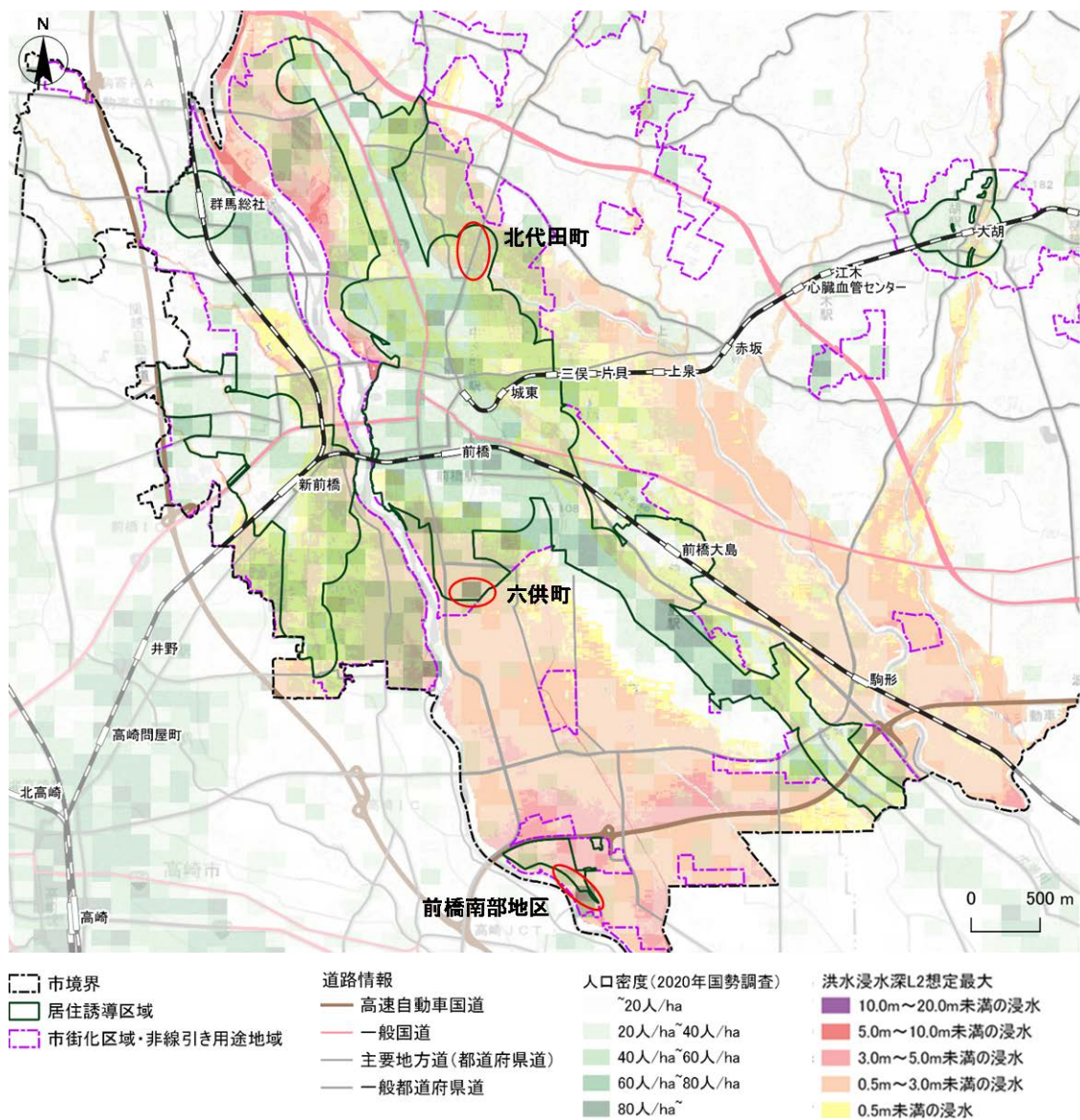


図 2-10 洪水浸水深 L2（想定最大）と 2020 年人口分析との重ね合わせ

出典：2020 年国勢調査 250m メッシュ別人口

医療施設、福祉施設、教育施設等の要配慮者施設※の立地状況（洪水浸水想定区域のみ）を見ると、居住誘導区域内外に存在しており、浸水深 0.5m 以上の箇所に立地する施設が一定数確認できる。

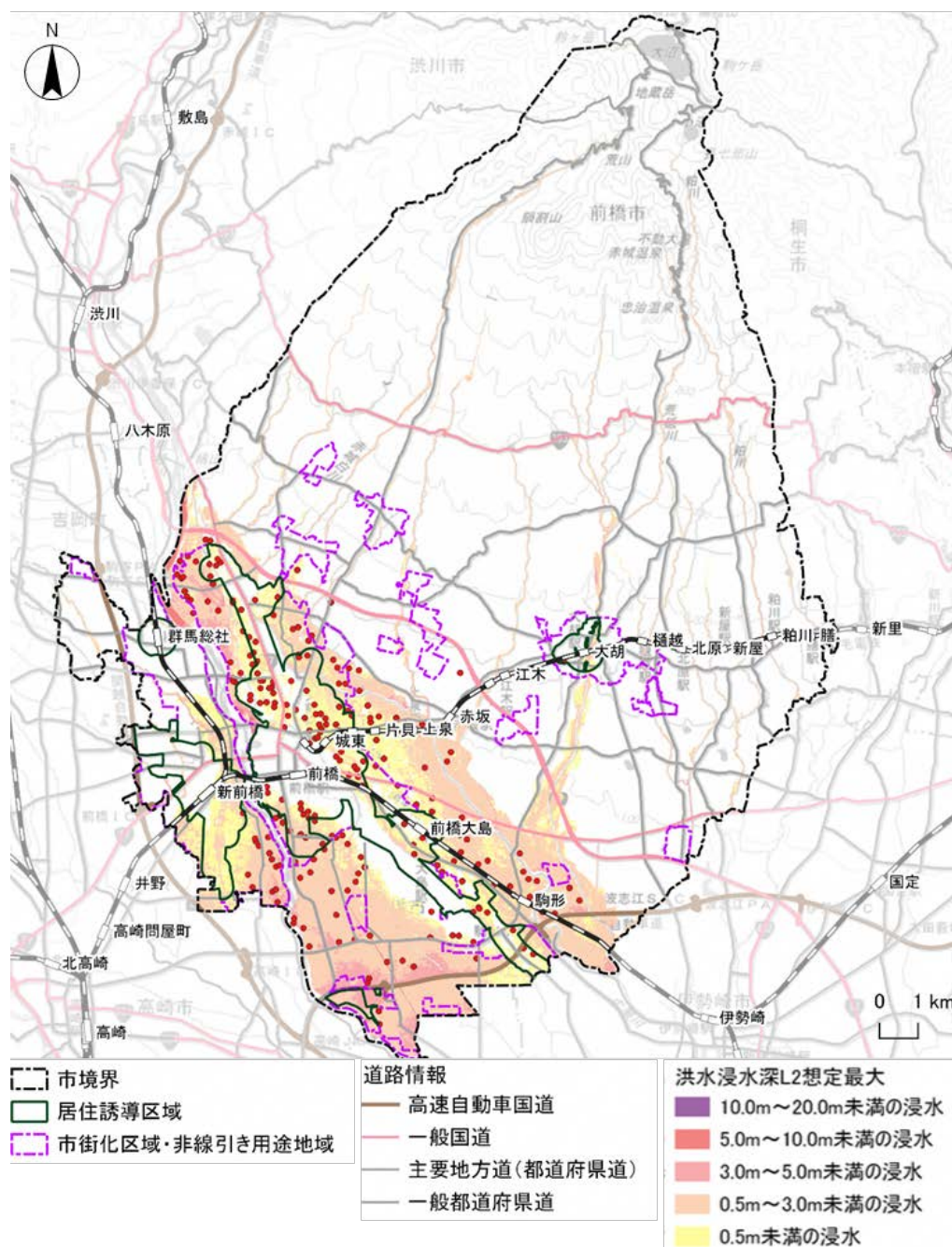


図 2-11 洪水浸水想定区域内における要配慮者施設の立地状況

出典：地域防災計画（資料編）（令和 4 年 4 月版）

※要配慮者施設とは、水防法第 15 条に基づき、浸水想定区域内において、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものである。

＜参考＞浸水深と人的被害のリスク

- ・ 水防法（平成 27（2015）年改正）に基づき、洪水浸水想定区域は、「計画規模（L1）」「想定最大（L2）」の降雨で想定され、計画規模（L1）は、「河川整備の基本となる計画規模（前橋市内の河川は 30～100 年に 1 回程度の確率）の降雨」、想定最大（L2）は、「想定し得る最大規模（概ね 1000 年超に 1 回程度の確率）の降雨」とされている。
- ・ 浸水による人的被害のリスクの程度は浸水深から検討することが求められる。なお、2 階への垂直避難が困難な居住者の有無にも着目する必要がある。

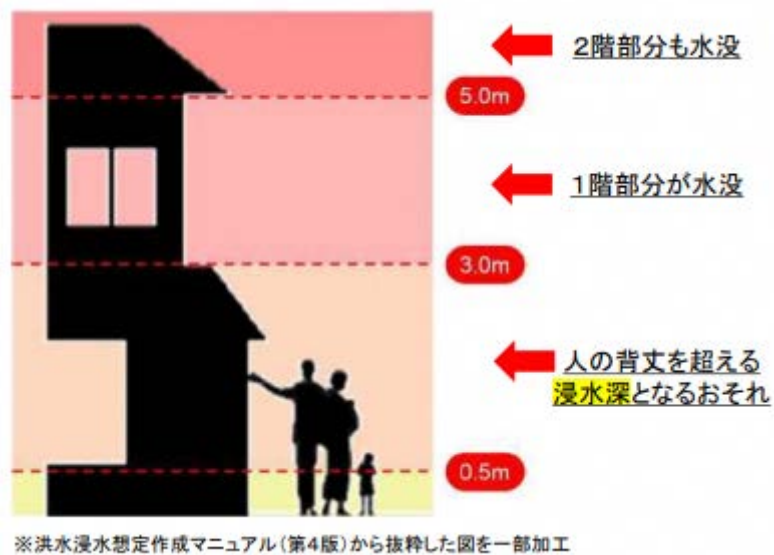


図 2-12 浸水深と被害リスク

出典：立地適正化計画作成の手引き（令和 4 年 4 月版）

③家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流および河岸侵食）は、利根川、桃ノ木川沿岸部に点在しており、グリーンドーム前橋や前橋公園地区といった居住誘導区域に近接する箇所においても指定されている。

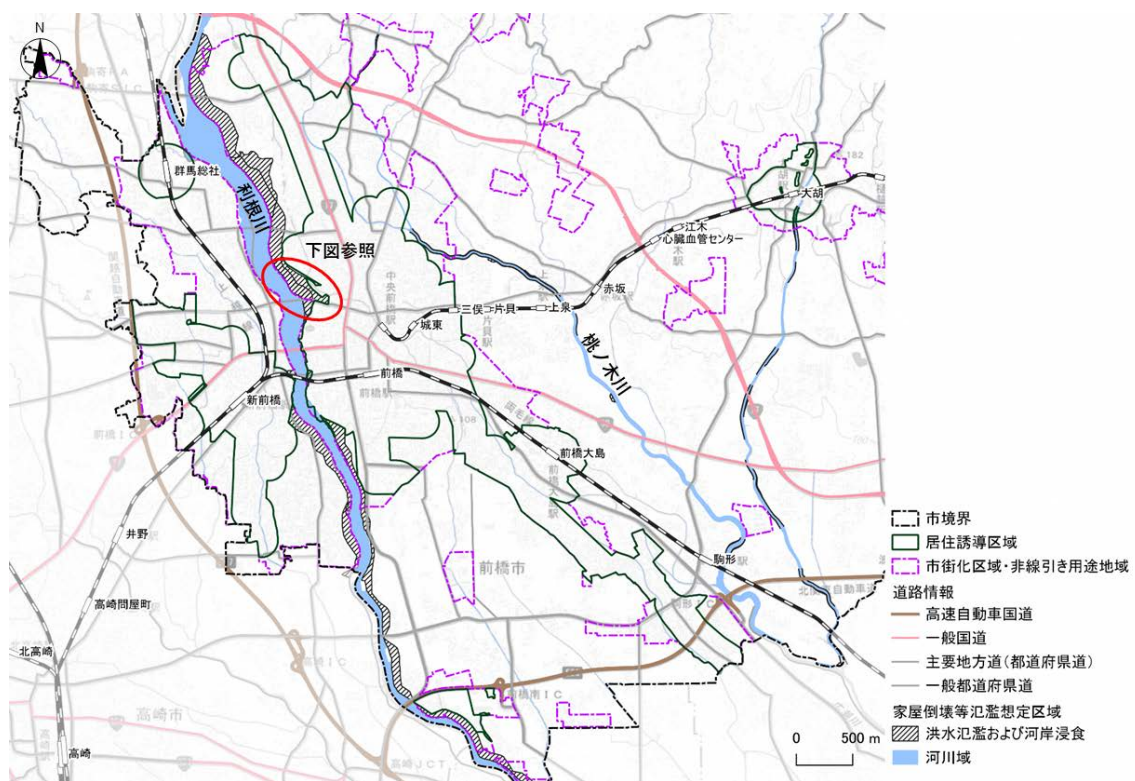


图 2-13 家屋倒壊等氾濫想定区域

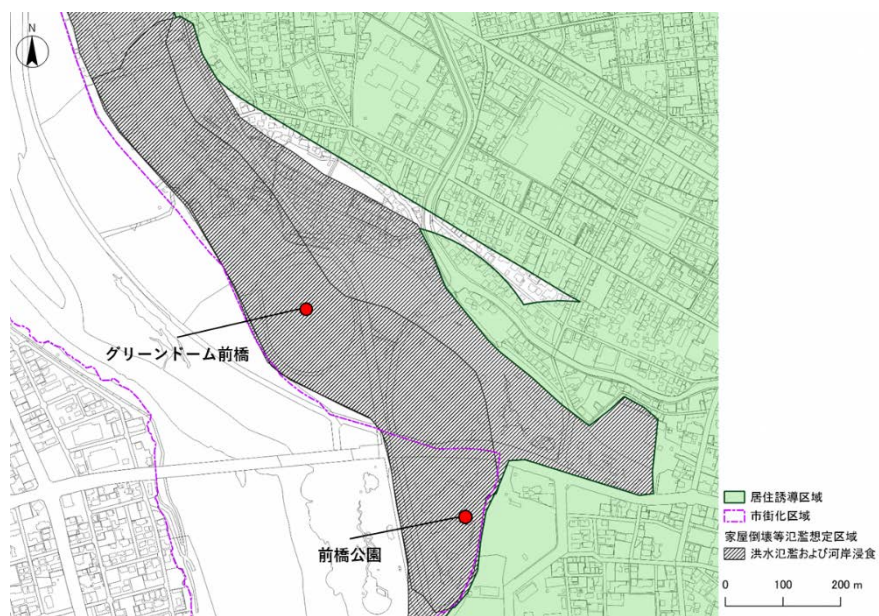


図 2-14 居住誘導区域に近接する家屋倒壊等氾濫想定区域

2) 土砂災害関連

① 土砂災害危険区域・土砂災害危険箇所

土砂災害危険区域（いわゆるレッド・イエローゾーン（次々頁参照））をみると、多くが市域北側の山間部に点在している。また、土砂災害危険箇所をみると、群馬県庁西側や大胡地区では居住誘導区域に近接する箇所において指定（急傾斜地崩壊危険箇所）されている。

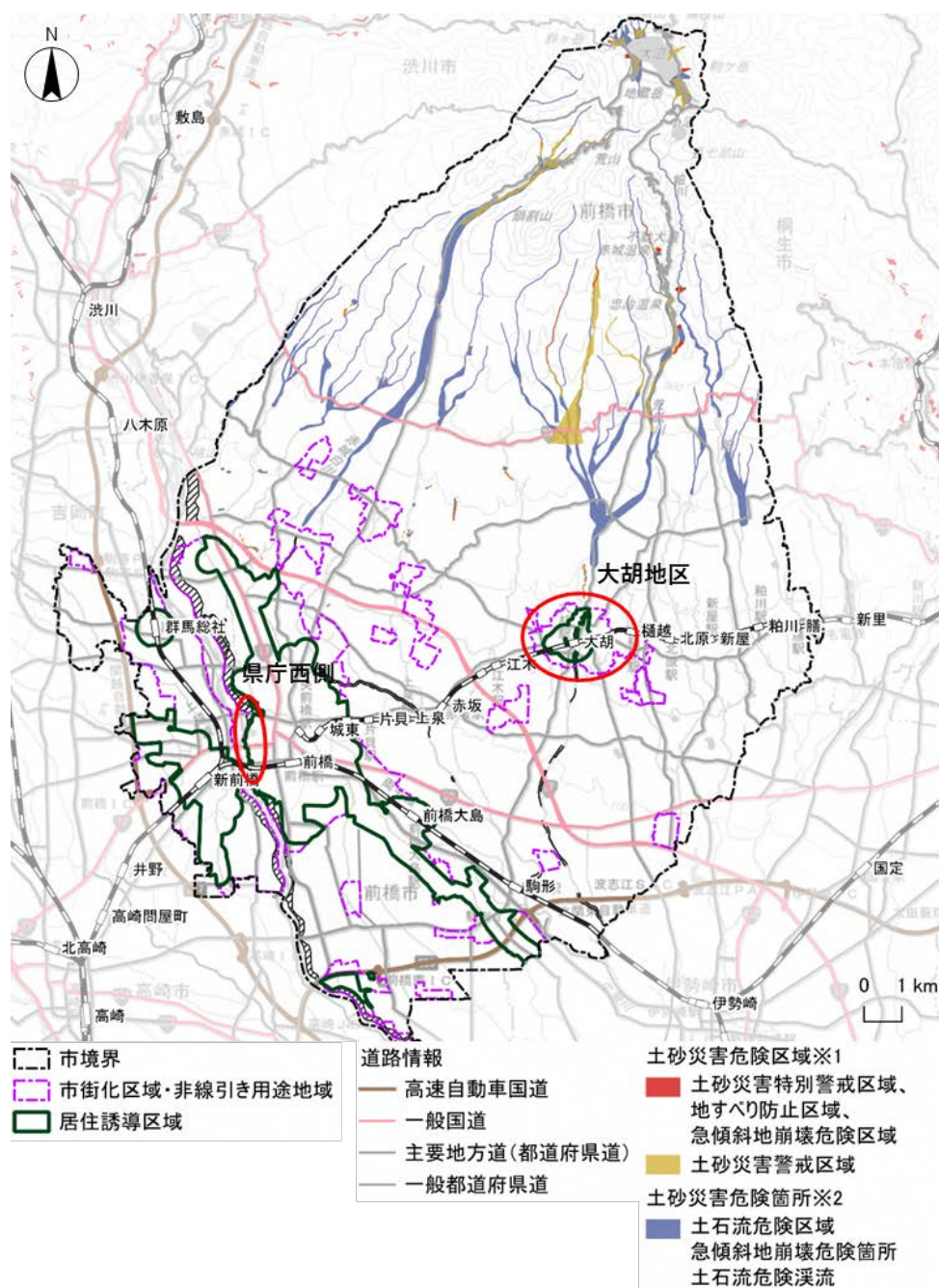


図 2-15 土砂災害危険区域・土砂災害危険箇所

※1 土砂災害防止法に基づくもの

※2 旧建設省通達による警戒避難体制を構築し土砂災害による被害を防止するため、昭和41年度より調査を開始したもの

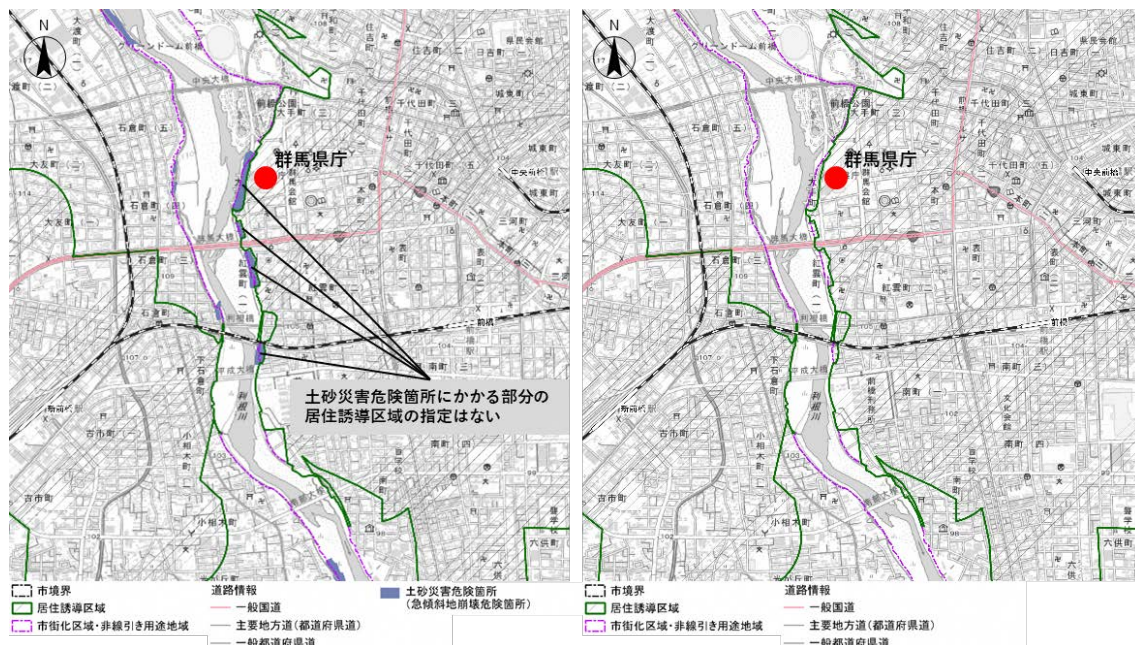


図 2-16 群馬県庁周辺における土砂災害エリアが居住誘導区域に近接する箇所
(左図：土砂災害危険箇所あり、右図：土砂災害危険箇所なし)

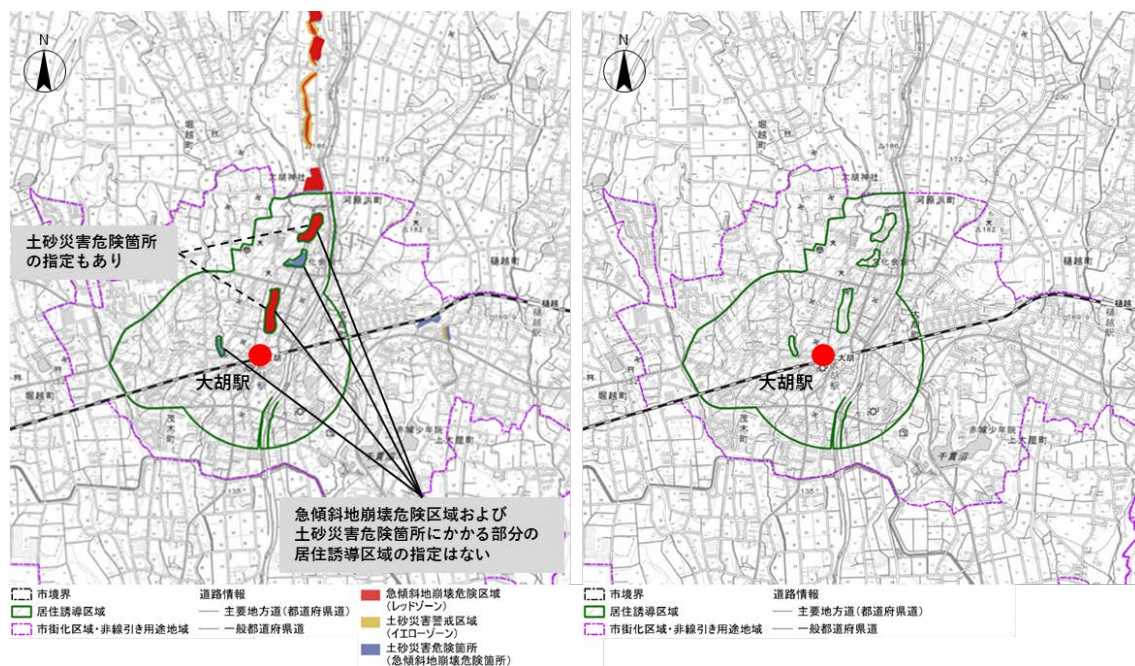


図 2-17 大胡駅周辺における土砂災害エリアが居住誘導区域に近接する箇所
(左図：土砂災害危険箇所あり、右図：土砂災害危険箇所なし)

＜参考＞土砂災害レッドゾーン・イエローゾーンの居住誘導区域の扱い

- ・ 土砂災害防止法に基づくものである。なお、土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。
- ・ 災害レッドゾーンである土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は、原則として居住誘導区域に含めない。
- ・ 災害イエローゾーンである土砂災害警戒区域は、総合的に勘案し、適切で無いと判断される場合は原則として居住誘導区域に含めないとすべき。

区 域		指定	（参考）行為規制等	居住誘導区域設定上の取扱い （都市計画運用指針）
レッドゾーン	土砂災害特別警戒区域 ＜土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律＞	都道府県知事	・特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。（法第10条第1項） ※制限用途： 住宅（自己用除く）、防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設	原則として含まないこととすべき
	地すべり防止区域 ＜地すべり等防止法＞	国土交通大臣、 農林水産大臣	・地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。（法第18条第1項） ・のり切り（長さ3m）、切土（直高2m）など	
	急傾斜地崩壊危険区域 ＜急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律＞	都道府県知事	・急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。（法第7条第1項） ・のり切り（長さ3m）、切土（直高2m）など	
イエローゾーン	土砂災害警戒区域 ＜土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律＞	都道府県知事	なし	総合的に勘案し、適切で無いと判断される場合は、原則として含まないこととすべき ¹³⁹

図 2-18 レッドゾーン・イエローゾーンの概要

出典：立地適正化計画作成の手引き（令和4年4月版）

②大規模盛土造成地

大規模盛土造成地は市域に点在しており、居住誘導区域内においては、大胡地区の南側の箇所、東善町の一部で存在する。

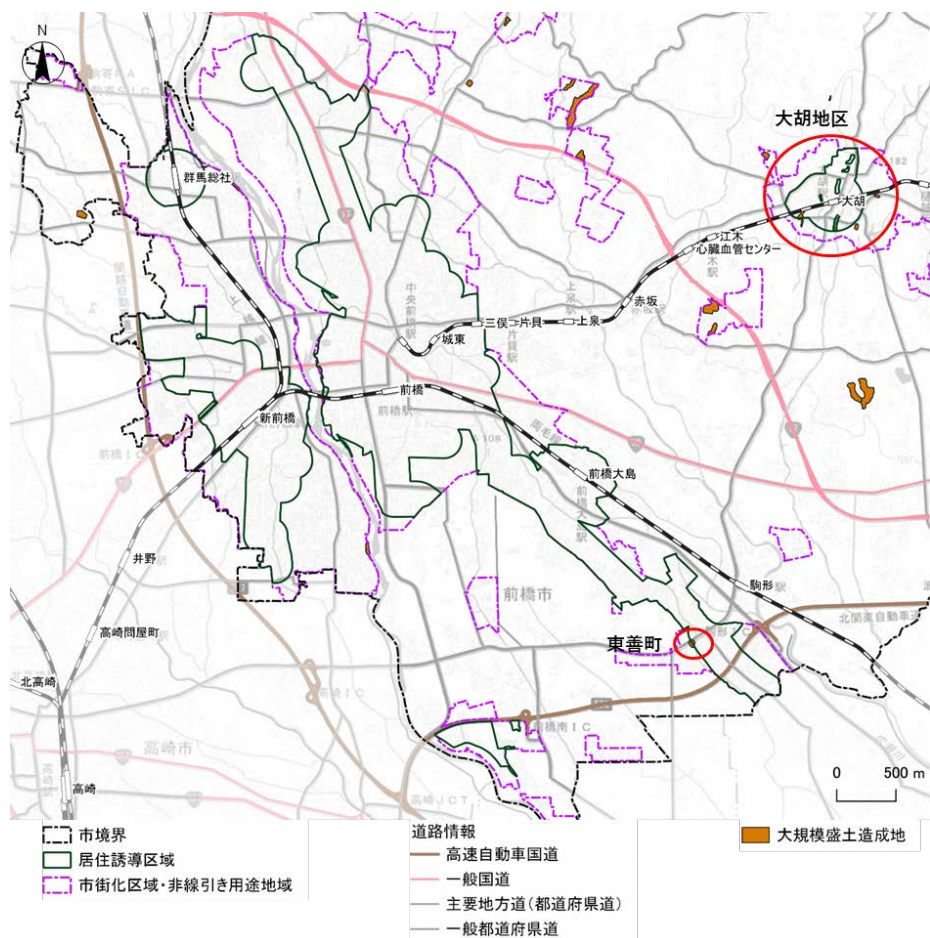


図 2-19 大規模盛土造成地



図 2-20 大規模盛土造成地が居住誘導区域に近接する箇所

3）地震災害関連

本市においては、関東平野北西縁断層帯主部、太田断層、片品川左岸断層による地震想定がされている。市域に最も大きな被害をもたらすものは、関東平野北西縁断層帯主部による地震とされている。

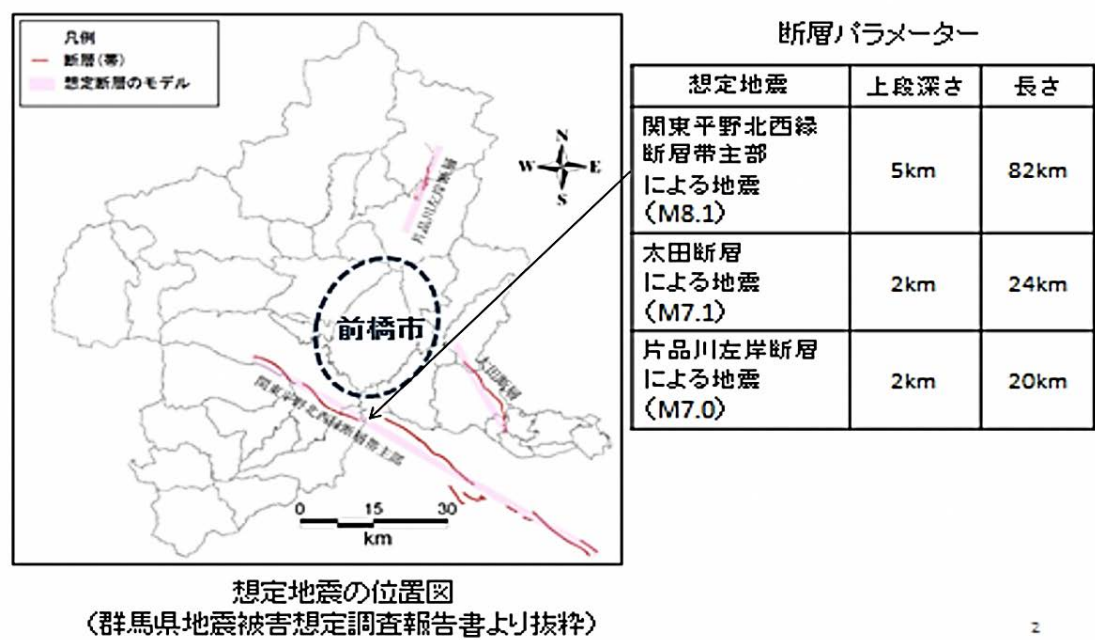


図 2-21 想定地震の位置図

出典：前橋市 HP 地震被害想定 01.pdf (city.maebashi.gunma.jp)

① 想定震度分布

関東平野北西縁断層帯主部による地震想定は、市域全域で震度想定がされており、市域の大半で想定震度が6弱であり、一部では6強となっている。

居住誘導区域内においては大半の箇所で想定震度が6弱となっている。

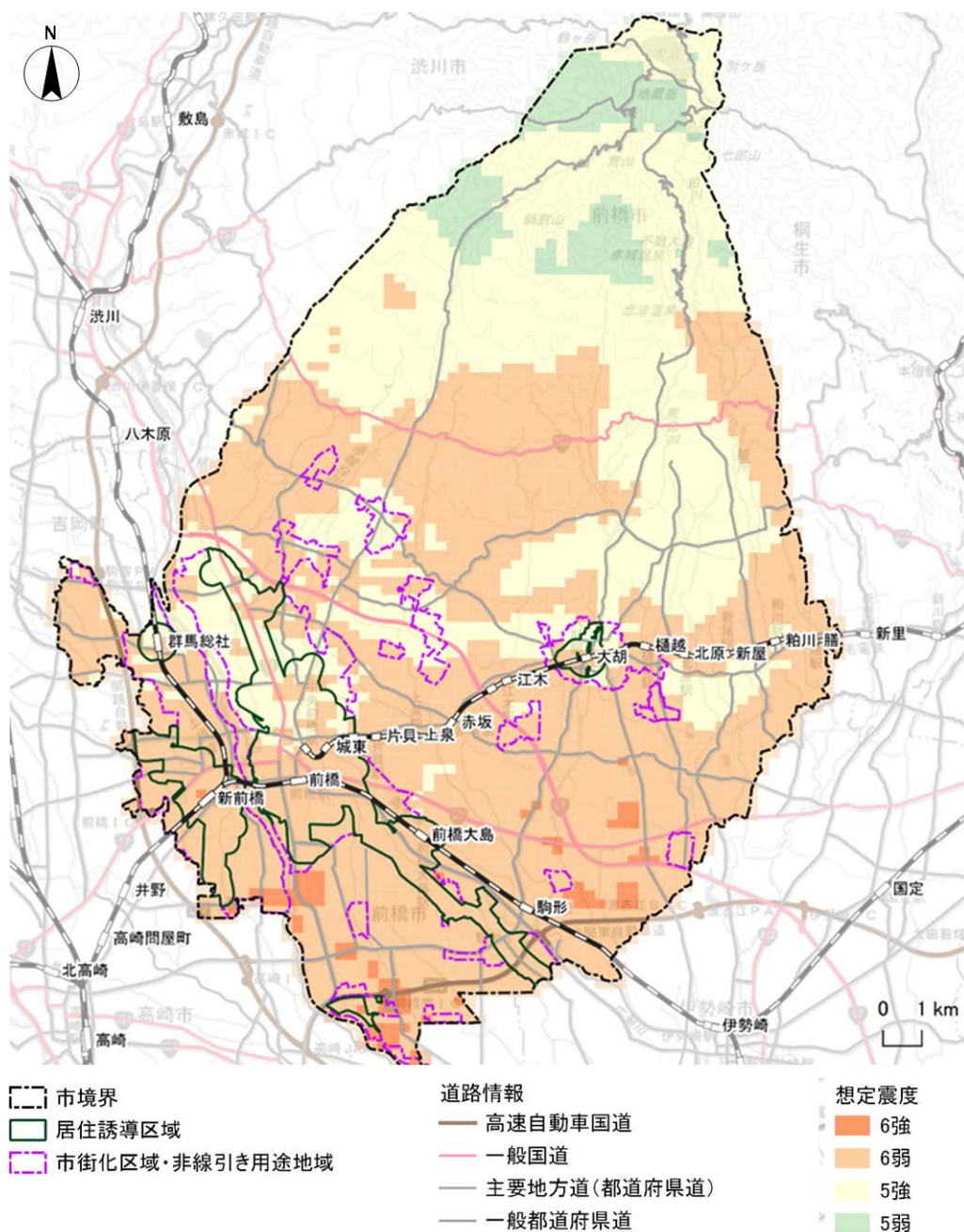


図 2-22 関東平野北西縁断層帯主部による地震想定 (250m メッシュあたり)

②液状化危険度

液状化危険度をみると、居住誘導区域内において、若宮町、中央前橋駅周辺、朝日町、駒形町で高くなっている。

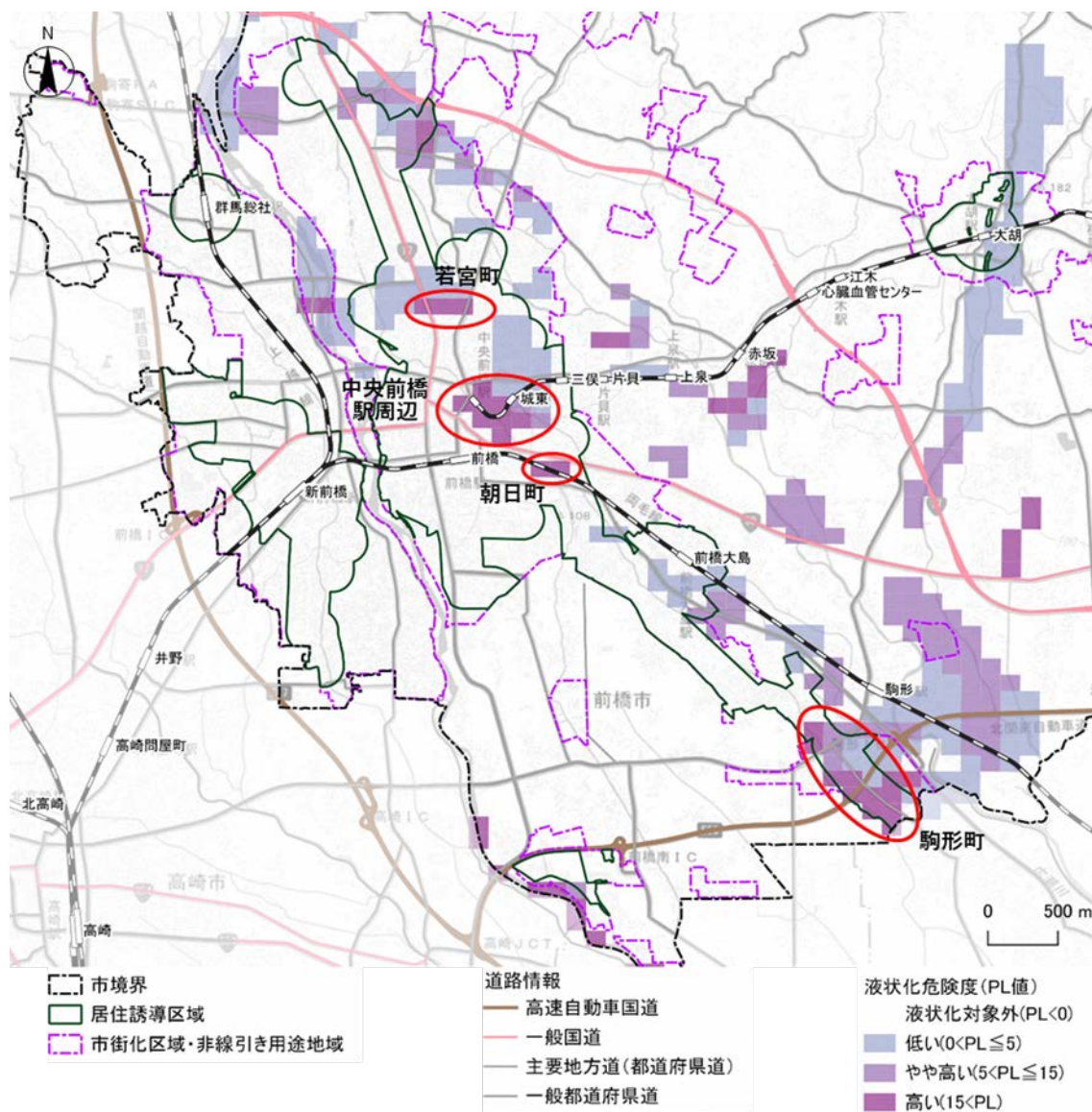


図 2-23 液状化危険度 (250m メッシュあたり)

③地震による建物全壊棟数

地震（関東平野北西縁断層帯主部）による建物全壊棟数は、居住誘導区域内においては大半で 250mメッシュあたり 1 棟以下である。一方で、市街化調整区域において、250mメッシュあたり 5 棟以上などの箇所が点在している。

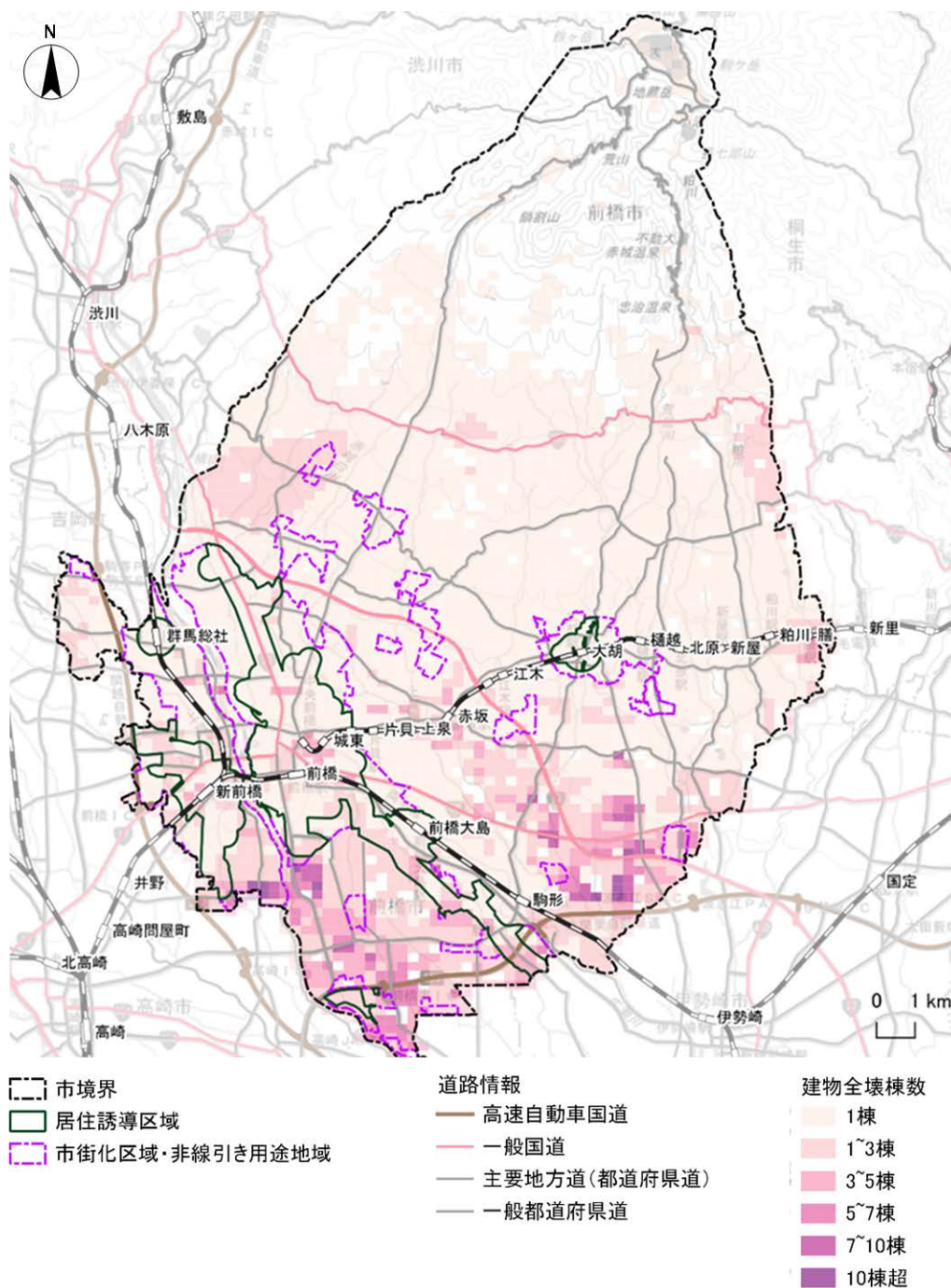


図 2-24 地震による建物全壊棟数（250m メッシュあたり）

4) 噴火災害関連

気象庁 HP で公表されている活火山を確認すると、群馬県内においては、浅間山、草津白根山、日光白根山、赤城山、榛名山が該当する。上記のうち噴火警戒レベルが運用されている火山は、浅間山、草津白根山、日光白根山である。（なお、噴火警戒レベルとは、平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、地元の避難計画と一体的に噴火警報・予報を発表するものである。）

噴火警戒レベルが運用されている火山のうち群馬県において、浅間山、日光白根山については火山噴火ハザードマップが策定されている。

公表されている大規模噴火ハザードマップをみると、大規模噴火時において前橋市には噴石等の被害は想定されていない。

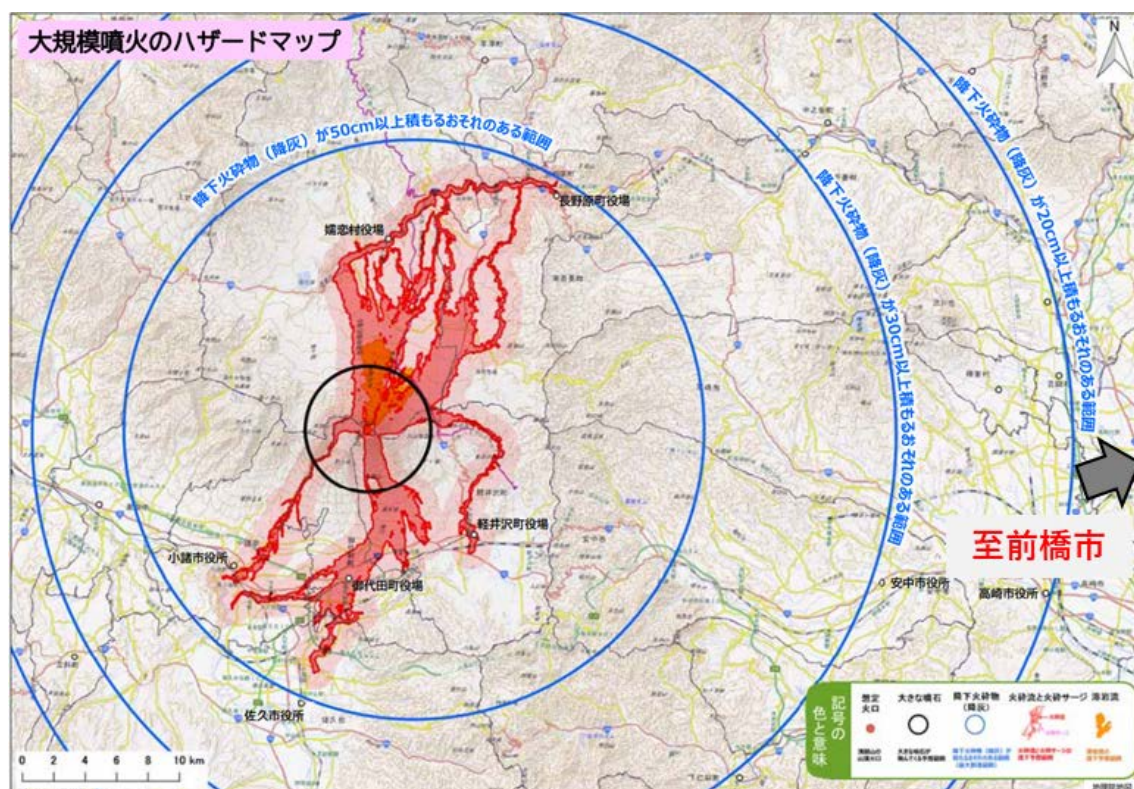


図 2-25 浅間山の噴火の影響範囲

出典：浅間山大規模噴火のハザードマップ（群馬県）

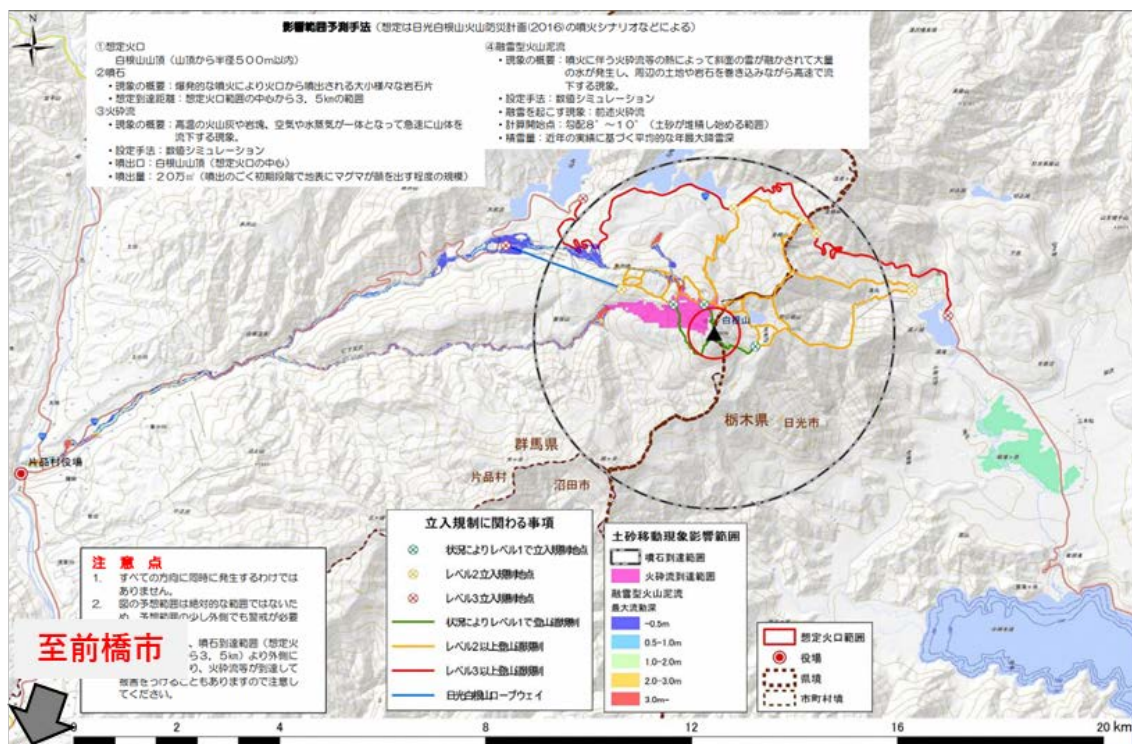


図 2-26 日光白根山火山の噴火の影響範囲

出典：日光白根山火山噴火ハザードマップ（群馬県）

3.防災・減災上の課題の整理

.....

(1)災害リスクのまとめ

前節までにおける分析をまとめると以下のとおりである。

<水害関連*>

- ・ 前橋南部地区の居住誘導区域では浸水深 3.0m 以上になる箇所が存在する。
- ・ 居住誘導区域内の北代田町周辺、六供町周辺地区で 40 人/ha 以上の箇所が浸水深 0.5m 以上と重複する。
- ・ 要配慮者施設は浸水深 0.5m 以上の箇所に立地する施設が一定数存在する。

※4 章「防災・減災に向けた取組方針」の（1）市域全体における防災・減災に向けた取組方針の考え方に基づき、L1（計画規模）に関するものを記載している。

<土砂災害関連>

- ・ 大胡地区や群馬県庁西側では居住誘導区域に近接する箇所において指定（急傾斜地崩壊危険箇所）されている。
- ・ 大規模盛土造成地は居住誘導区域内では局所的に点在する。

<地震災害関連>

- ・ 市域に最も大きな被害をもたらすものは関東平野北西縁断層帯主部による地震であり、居住誘導区域内においては大半が想定震度 6 弱となっている。
- ・ 液状化危険度が居住誘導区域内の若宮町、中央前橋駅周辺、朝日町、駒形町の箇所で高い。

<噴火関連>

- ・ 大規模噴火時において前橋市には噴石等の被害は想定されていない。

（２）市域全体における防災・減災上の課題

市域全体において防災指針を検討する上での課題は以下のとおりである。

①洪水浸水深 L1（計画規模）における課題

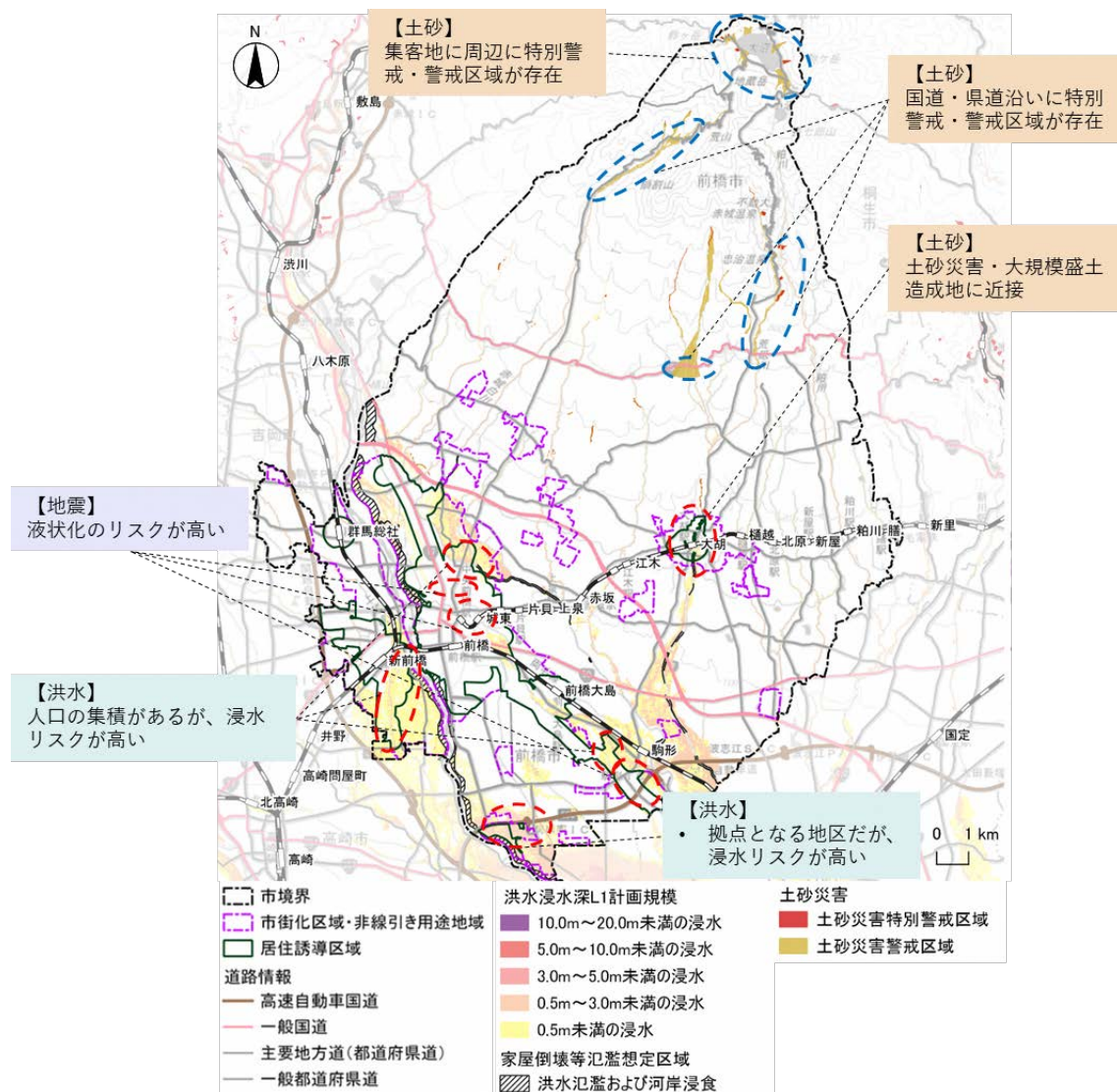


図 3-1 市域全体における防災上の課題（洪水浸水深 L1）

②洪水浸水深 L2（想定最大）における課題

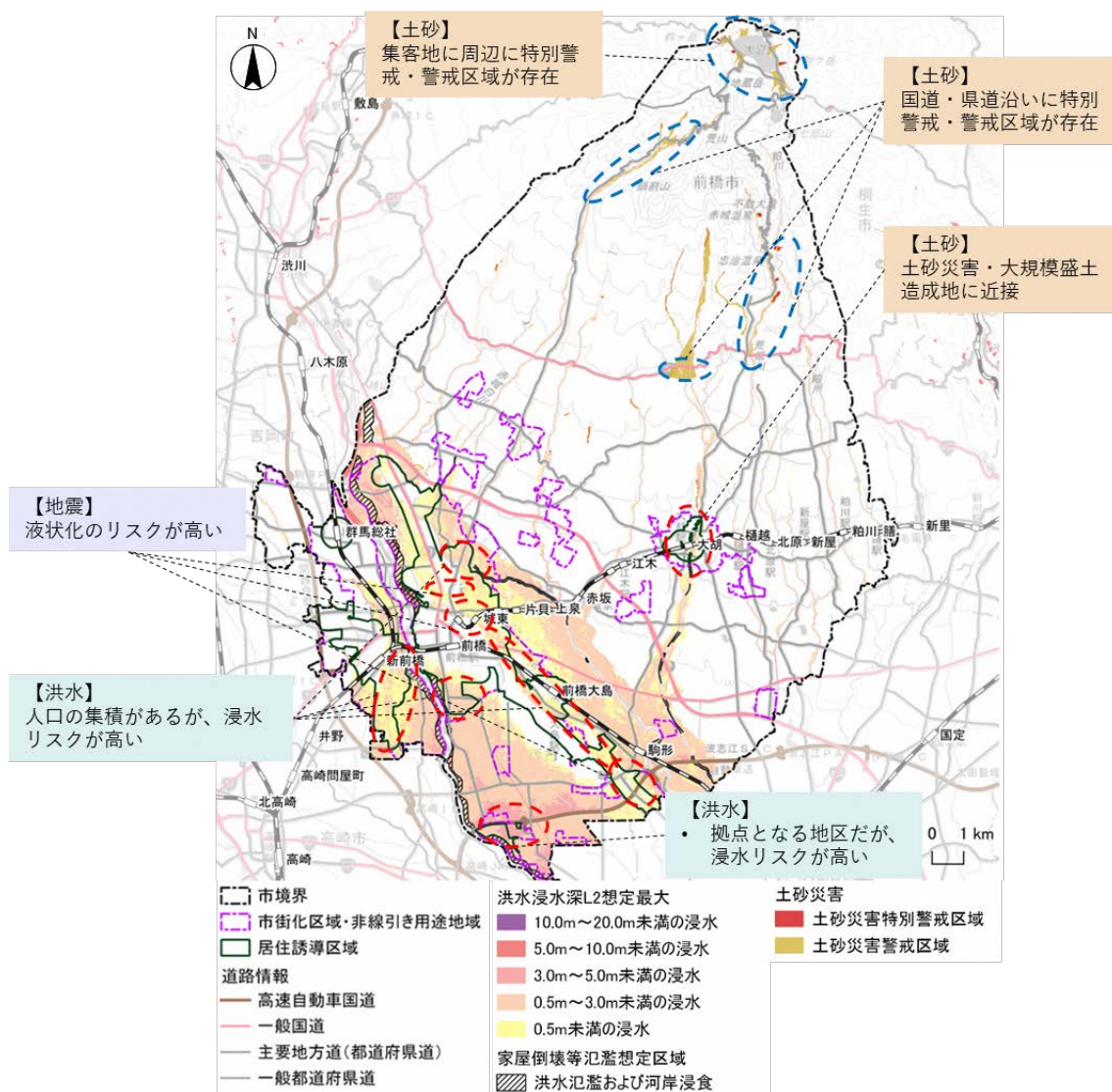


図 3-2 市域全体における防災上の課題（洪水浸水深 L2）

（３）各地区における防災・減災上の課題

①前橋南部地区における防災・減災上の課題図

前橋南部地区において防災指針を検討する上での課題は以下のとおりである。

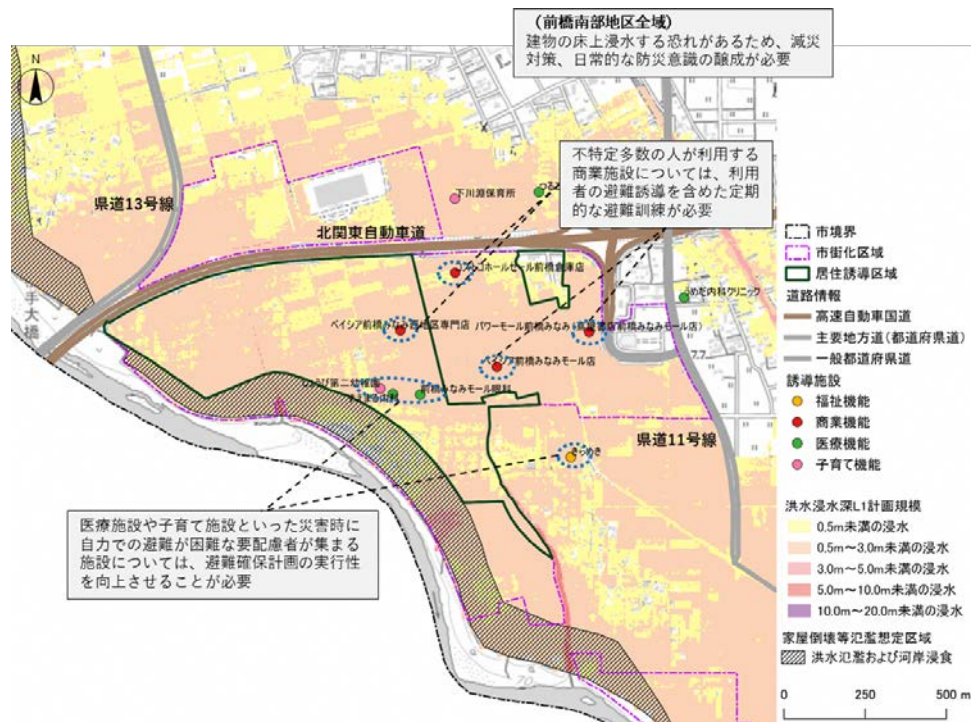


図 3-3 前橋南部地区における防災上の課題（洪水浸水深 L1）

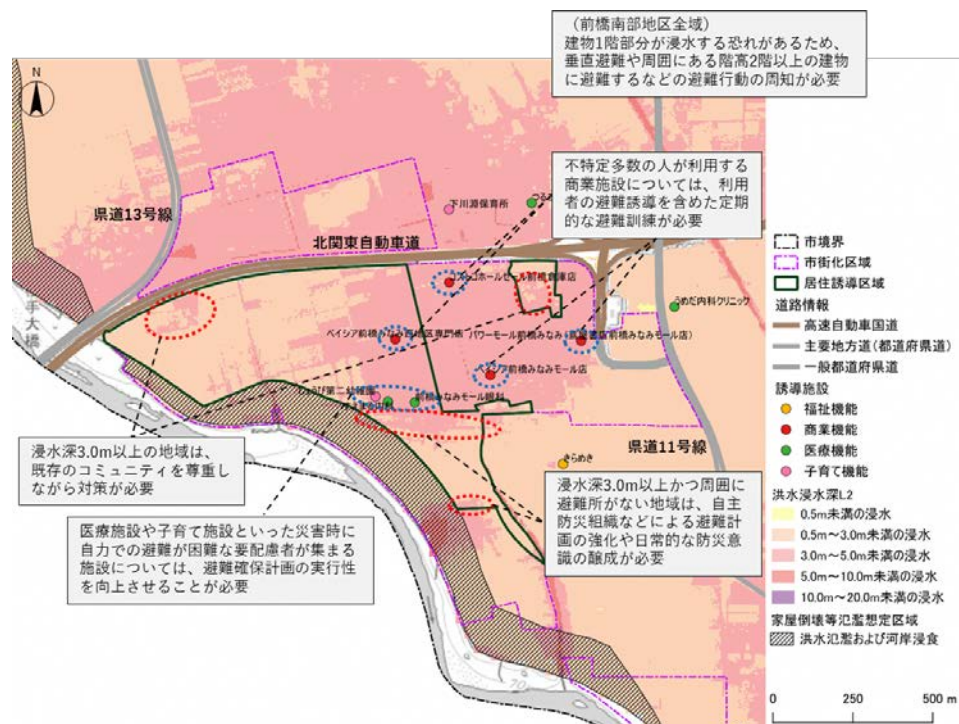


図 3-4 前橋南部地区における防災上の課題（洪水浸水深 L2）

②六供町周辺における防災・減災上の課題図

六供町周辺において防災指針を検討する上での課題は以下のとおりである。

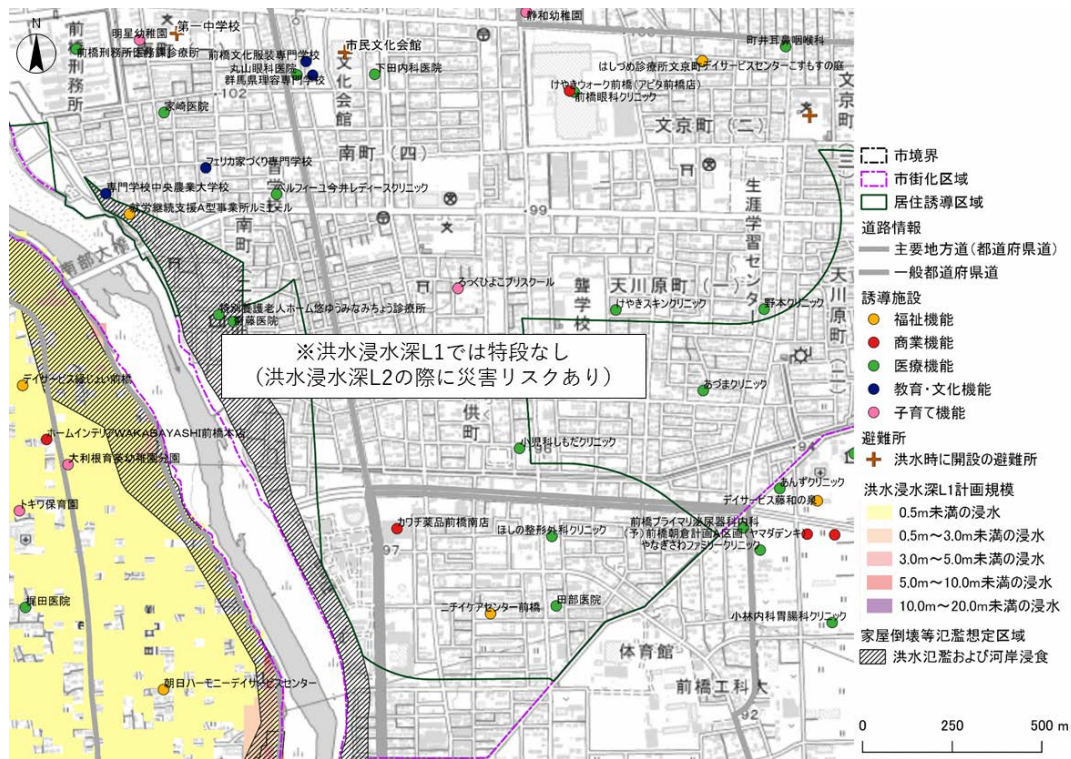


図 3-5 六供町における防災上の課題（洪水浸水深 L1）

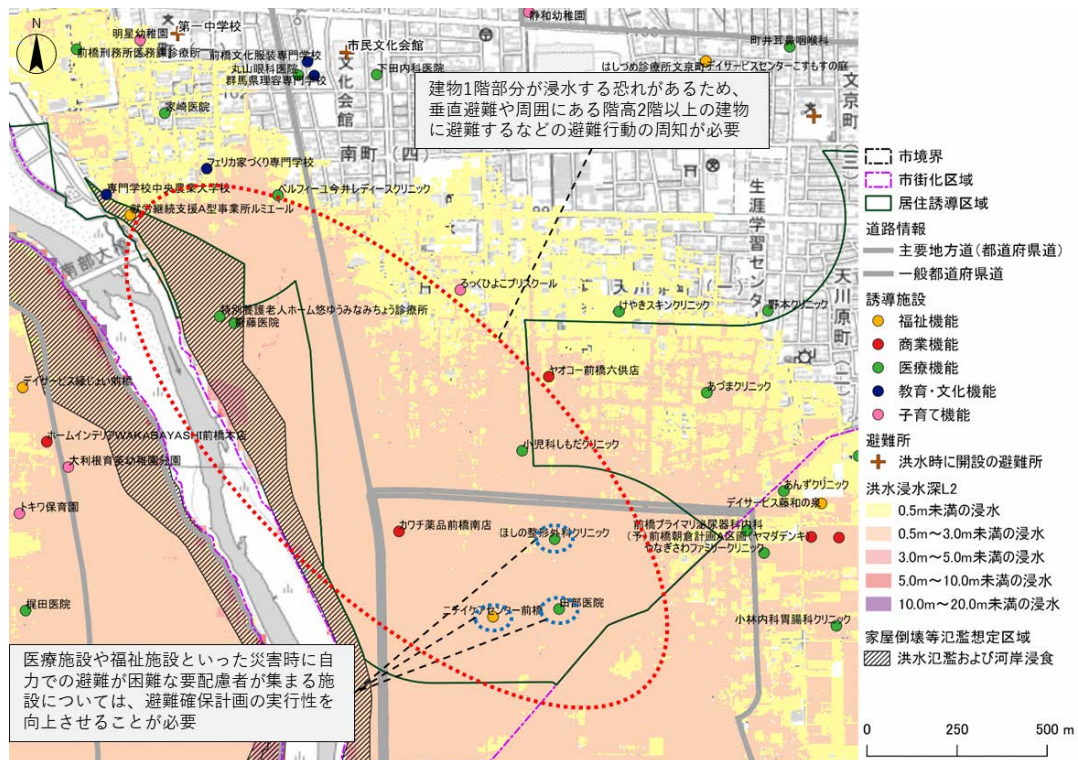


図 3-6 六供町における防災上の課題（洪水浸水深 L2）

③北代田町周辺における防災・減災上の課題図

北代田町周辺において防災指針を検討する上での課題は以下のとおりである。

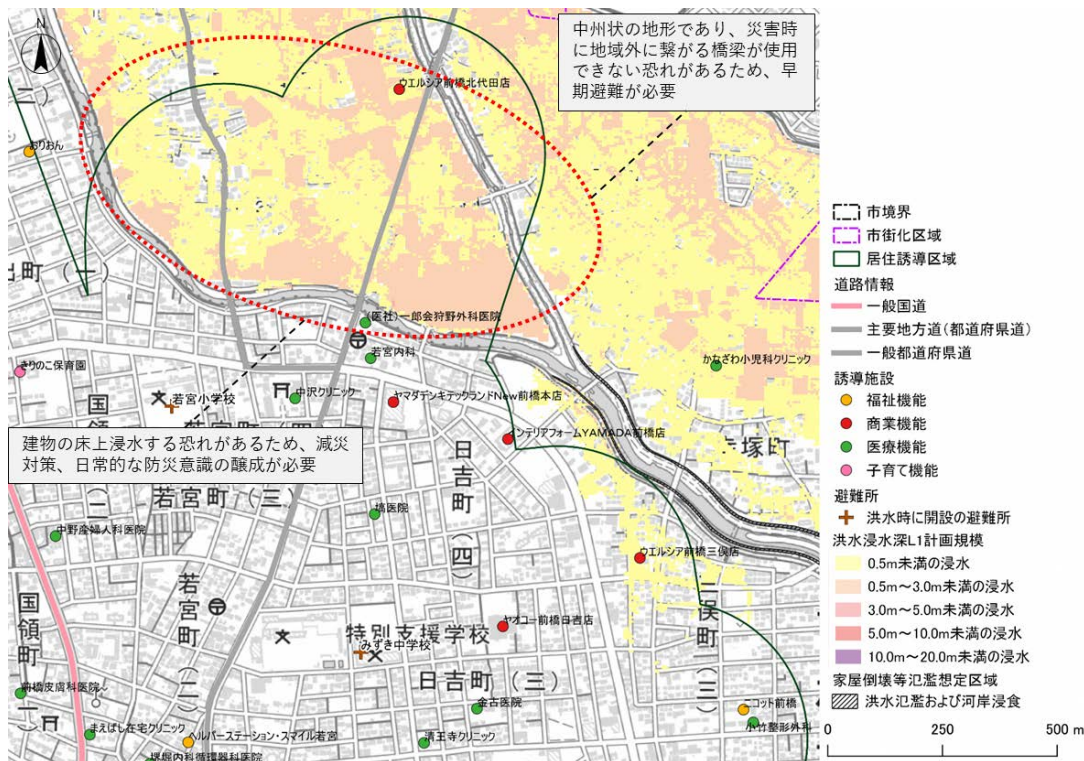


図 3-7 北代田町周辺における防災上の課題（洪水浸水深 L1）

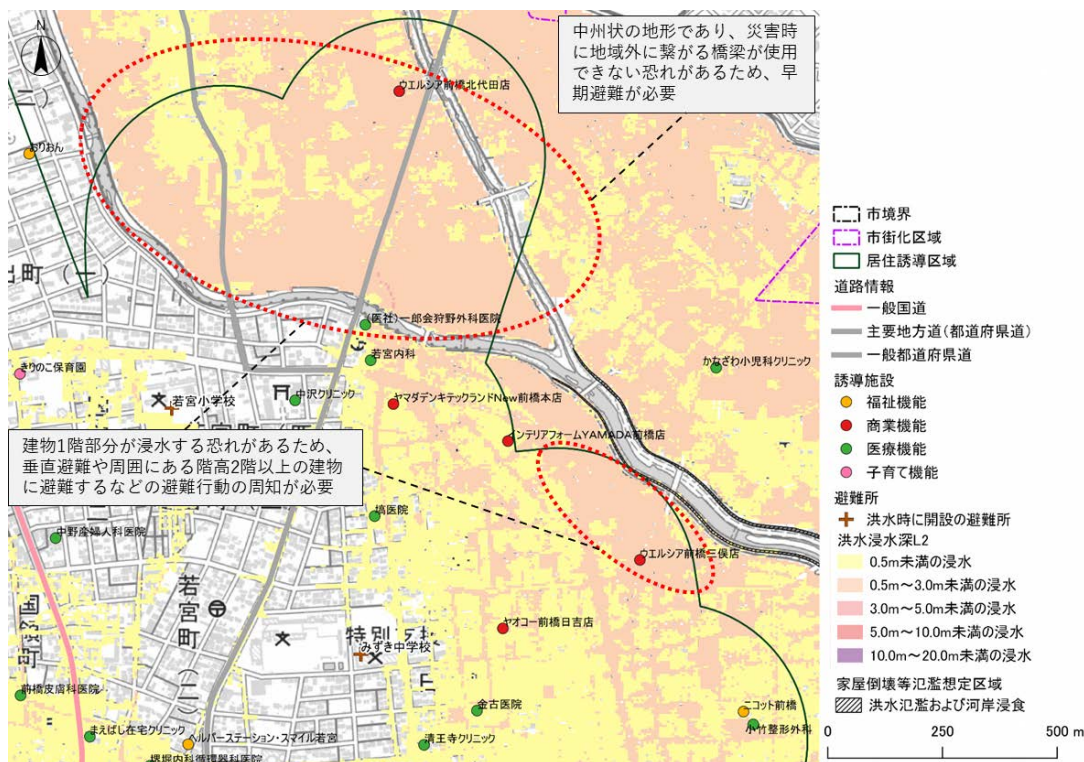


図 3-8 北代田町周辺における防災上の課題（洪水浸水深 L2）

④ 広瀬川沿川地区における防災・減災上の課題図

広瀬川沿川地区において防災指針を検討する上での課題は以下のとおりである。

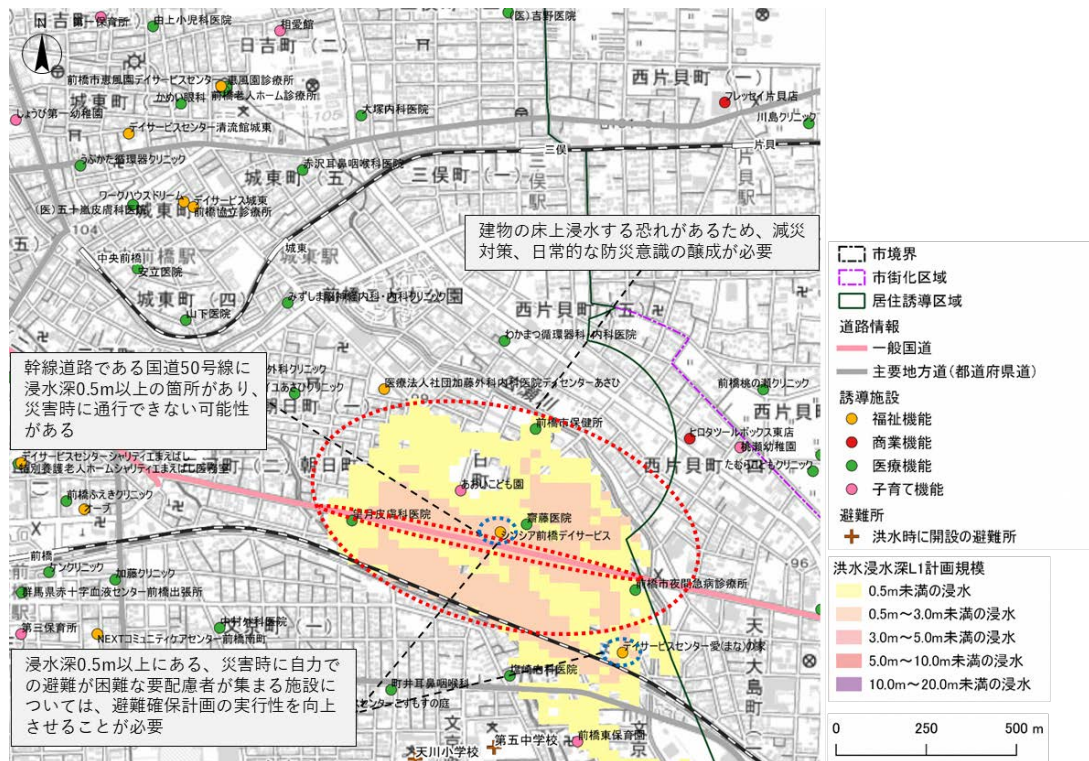


図 3-9 広瀬川沿川地区（その1）における防災上の課題（洪水浸水深 L1）

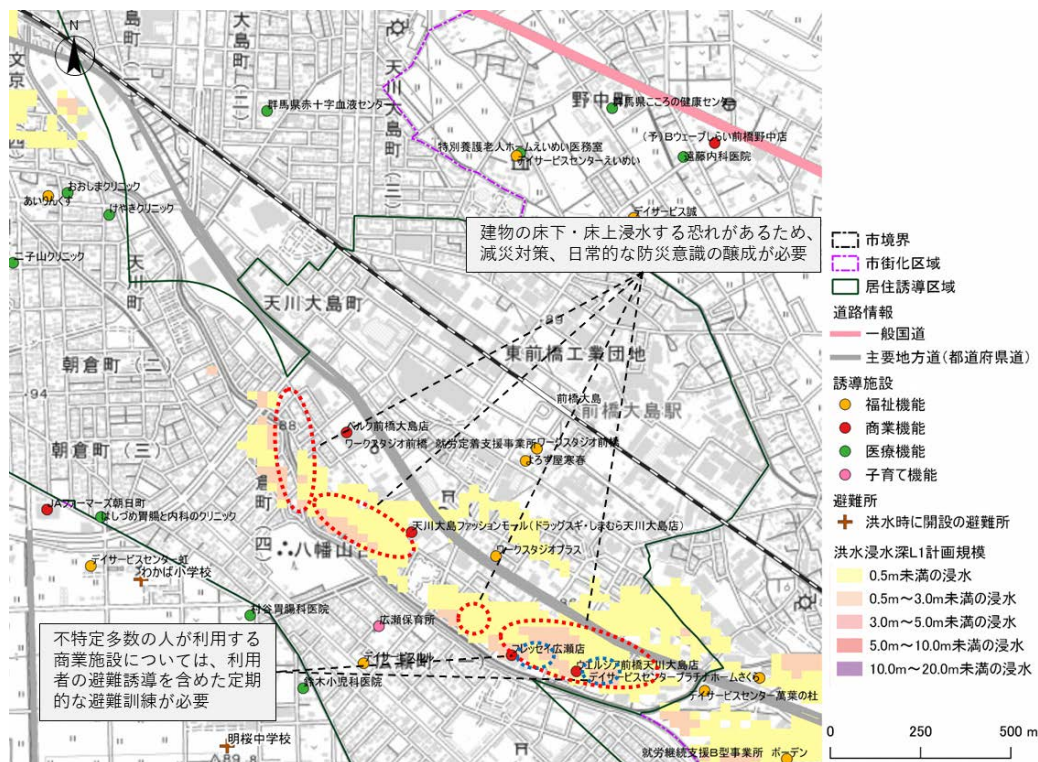


図 3-10 広瀬川沿川地区（その2）における防災上の課題（洪水浸水深 L1）

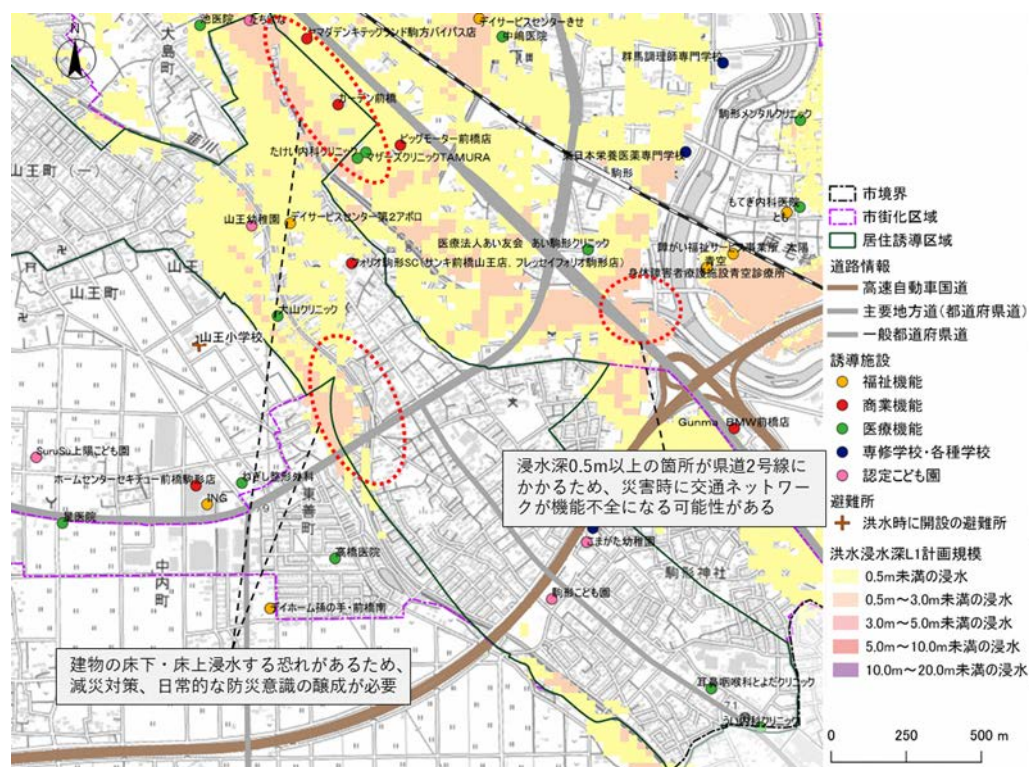


図 3-11 広瀬川沿川地区（その 3）における防災上の課題（洪水浸水深 L1）

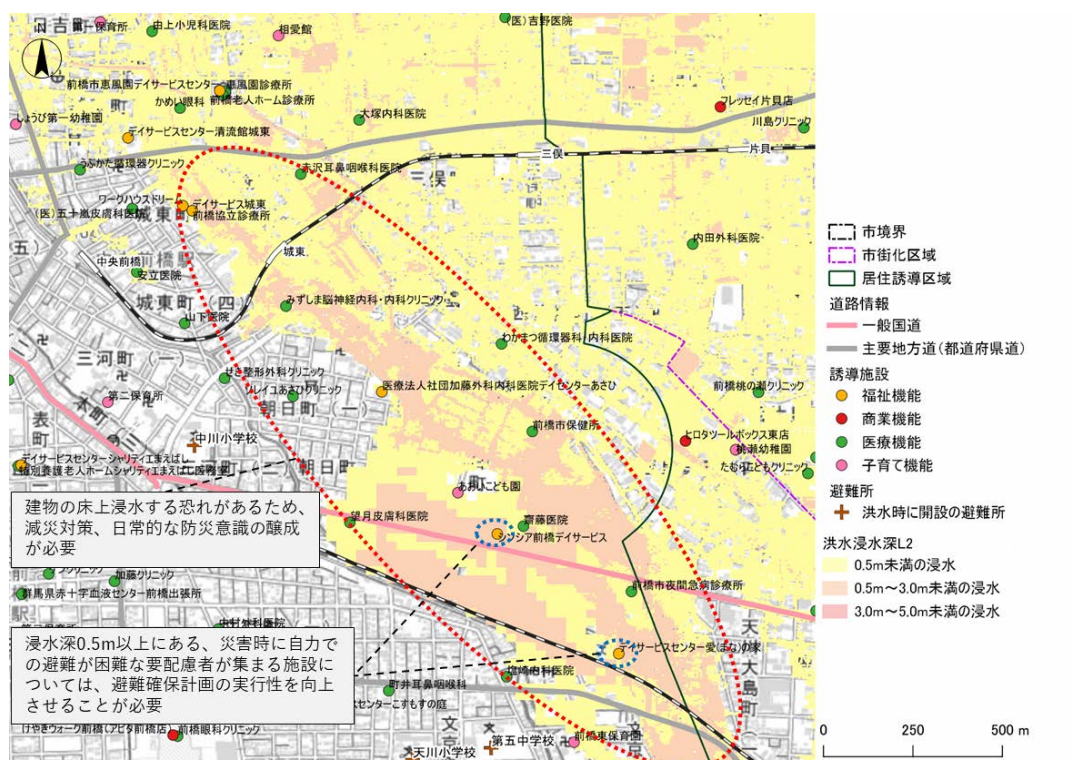


図 3-12 広瀬川沿川地区（その 1）における防災上の課題（洪水浸水深 L2）

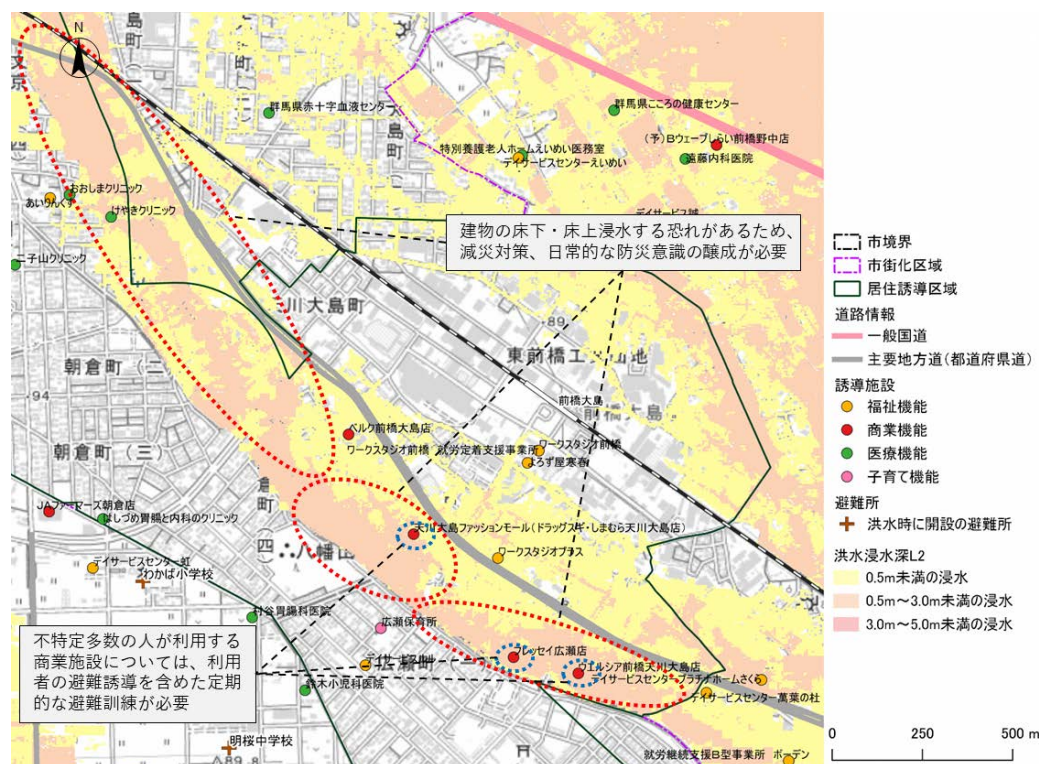


図 3-13 広瀬川沿川地区（その 2）における防災上の課題（洪水浸水深 L2）

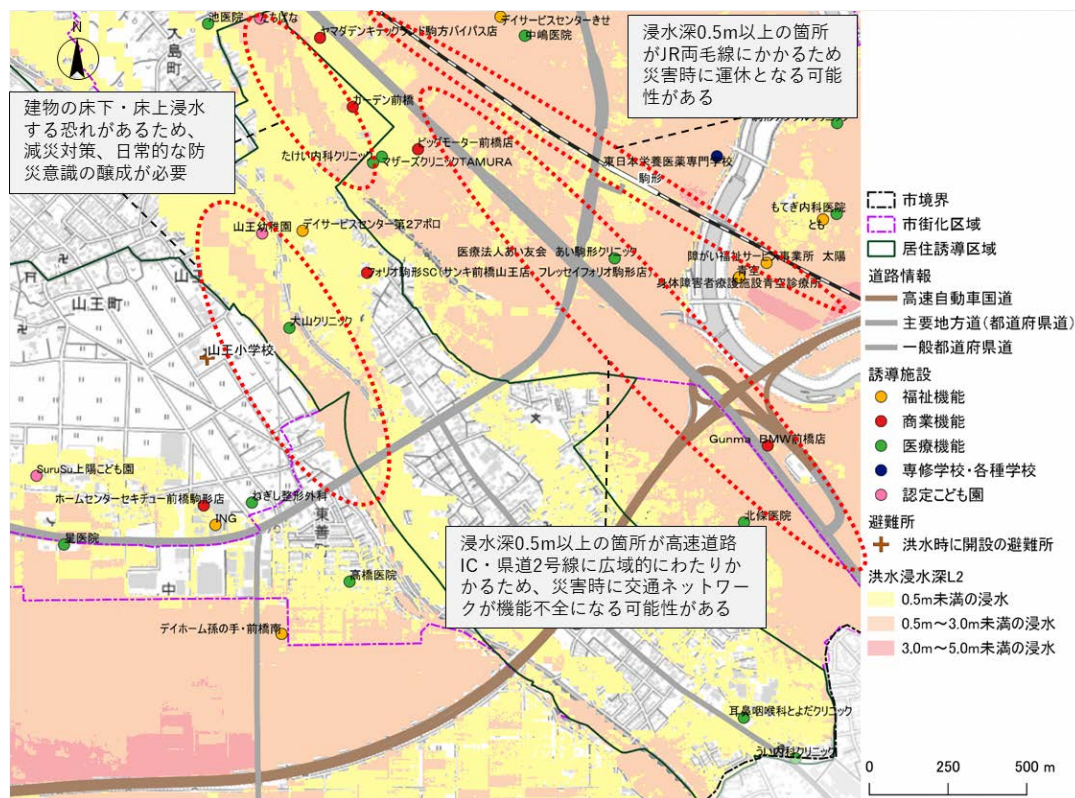


図 3-14 荒瀬川沿川地区（その3）における防災上の課題（洪水浸水深 L2）

⑤ 滝川沿川地区における防災・減災上の課題図

滝川沿川地区において防災指針を検討する上での課題は以下のとおりである。

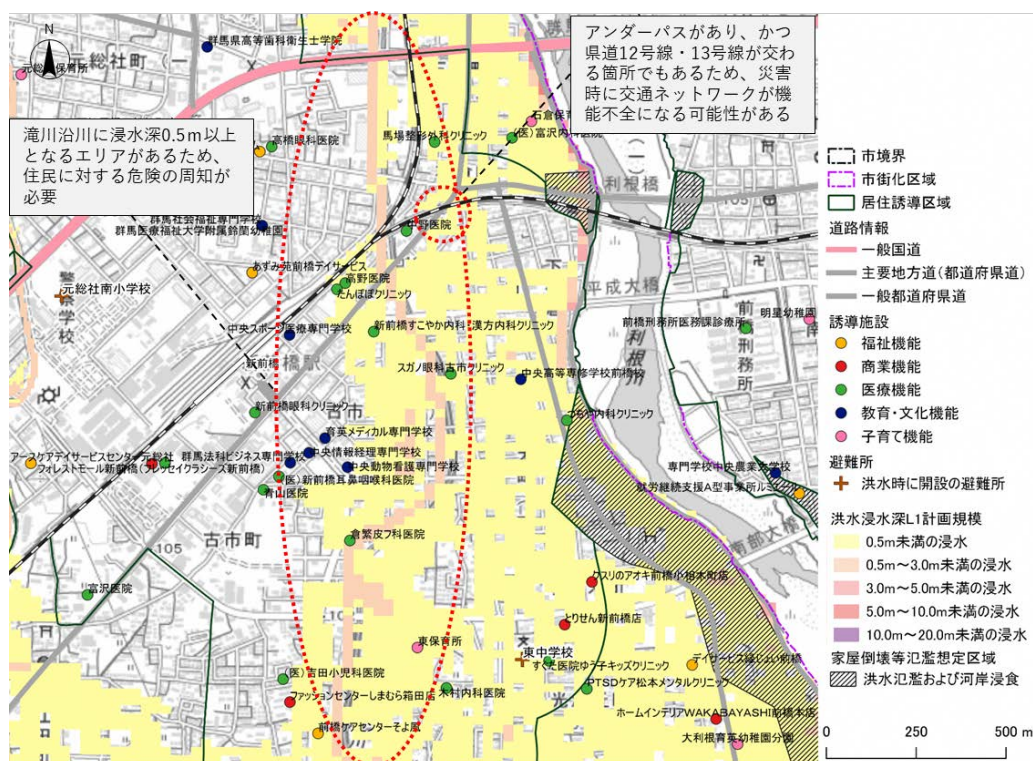


図 3-15 滝川沿川地区 (その 1) における防災上の課題 (洪水浸水深 L1)

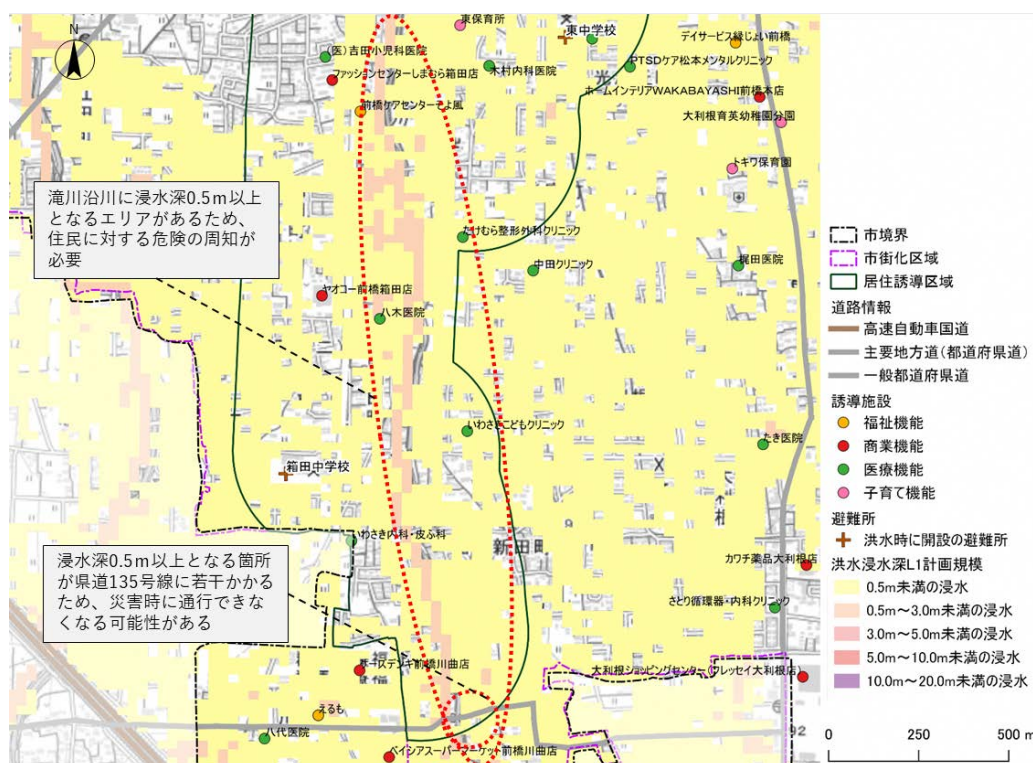


図 3-16 滝川沿川地区 (その 2) における防災上の課題 (洪水浸水深 L1)

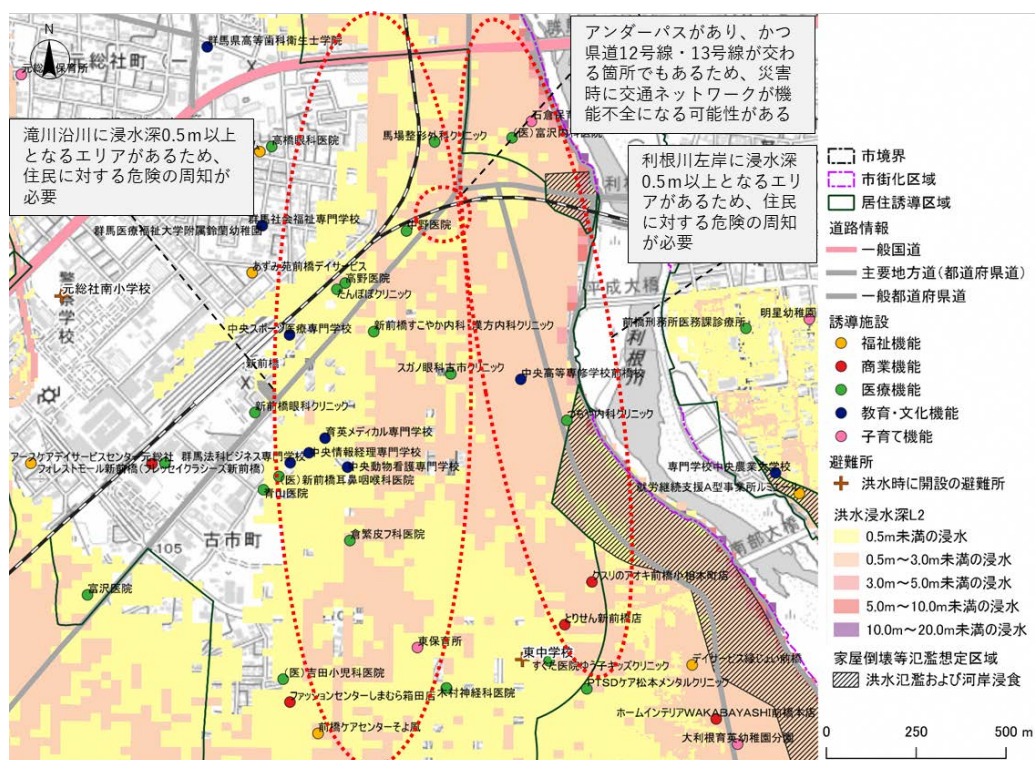


図 3-17 澁川沿川地区（その 1）における防災上の課題（洪水浸水深 L2）

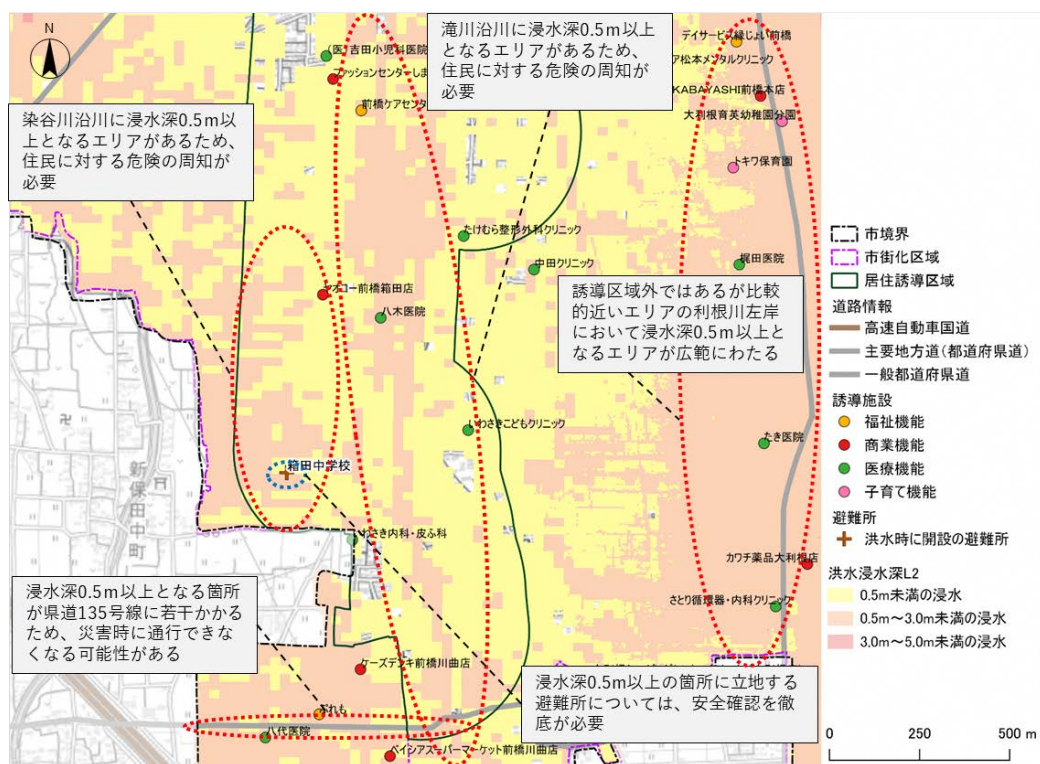


図 3-18 澁川沿川地区（その 2）における防災上の課題（洪水浸水深 L2）

< 参考 > 前橋市における避難所の種類

表 3-1 前橋市における避難所の種類

区分	内容	指定箇所数
指定緊急避難場所	- 地震や洪水、土砂災害などが発生し、または、発生するおそれがある場合に、生命を守るために一時的に安全を確保するための場所。 - 災害の種別ごとに避難可能な学校や公園などが指定されており、市立小中学校などは指定避難所も兼ねている。	145 箇所
指定避難所	- 災害発生後、避難者が一定の期間、避難生活を送るための施設であり、小中学校などが指定されている。 - 避難生活を送る施設という役割のほか、地域における災害支援の拠点ともなる。また、市内で震度 5 強が観測された場合は、小中学校 67 校を一斉に避難所として開設しますが、風水害時に開設される避難所については、被害が想定される場所によって異なる。 ※参考資料編の居住誘導区域内における洪水浸水深 L1（計画規模）・L2（想定最大）との主な重複箇所に掲載の避難所は、当該避難所のうち洪水時に開設の避難所である	78 箇所
自主避難所	- 台風や前線を伴う大雨による影響等で、洪水や土砂災害発生の危険性が高くなると予想されるときに、一時的に避難者を受け入れるための施設。 - 原則、食料や寝具等の用意はない。	16 箇所
指定福祉避難所	- 災害発生後、高齢者や障害者等の要配慮者が一定の期間、避難生活を送るための施設であり、社会福祉施設などが指定されている - 原則、指定避難所による受け入れを経て、開設される。	113 箇所

出典：前橋市 HP
<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/somu/bousaikikikanrika/gyomu/2/hinanjo/34081.html>
 （2023 年 7 月時点）

4.防災・減災に向けた取組方針

.....

(1) 市域全体における防災・減災に向けた取組方針

まちづくりの将来像を実現していくために、防災上の課題を踏まえた取組を展開していくことが重要である。取組方針は、以下に示す「災害リスクの回避・低減」の考え方に基づき設定する。取組方針では、災害発生頻度を考慮し、洪水浸水深は L1（計画規模）で検討する。なお、防災部局や河川部局等が既に所管の計画において取組方針を定め対策を講じているため、個別の地区に関するものは、主に土地利用やまちづくりに関するものを示す。

表 4-1 取組方針の考え方

リスクの回避	適切な居住・都市機能の誘導 災害ハザードエリアにおける立地規制・建築規制、ハザードエリアからの移転促進など、災害時に被害が発生しないようにする
リスクの低減	施設整備などのハード対策・避難計画策定、周知啓発等のソフト対策 災害ハザードエリアにおけるハード・ソフトの防災・減災対策等により、被害を軽減させる

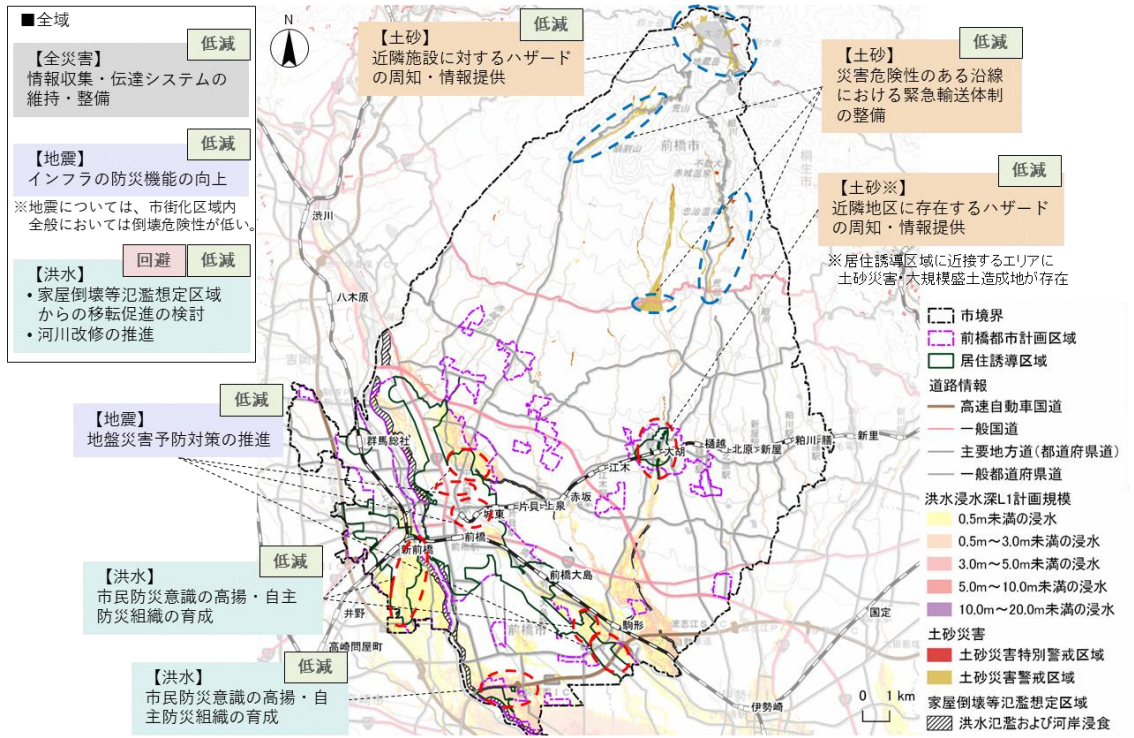


図 4-1 市域全体における取組方針

（２）防災・減災上の課題を抱える地区における取組方針

「3(3)各地区における防災・減災上の課題」において取り上げた地区を対象として、防災・減災に向けた取組方針を示す。

なお、市全域に関することは「4(1)市域全体における防災・減災に向けた取組方針」において示しているため、ここでは地区ごとの特有の取組方針を示す。

①前橋南部地区における防災・減災に向けた取組方針

前橋南部地区における防災・減災に向けた取組方針は以下のとおりである。

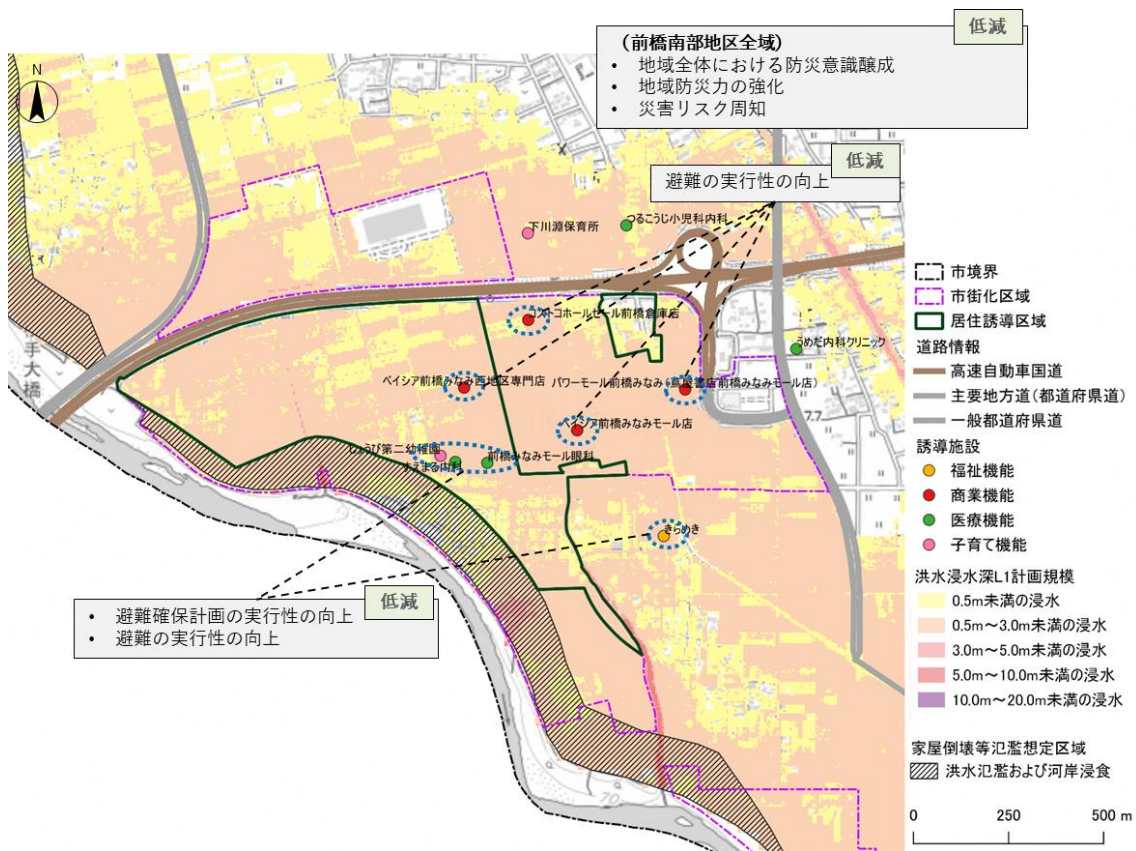


図 4-2 前橋南部地区における取組方針

②六供町周辺における防災・減災に向けた取組方針

六供町周辺における防災・減災に向けた取組方針は以下の通りである。

なお、六供町周辺では、洪水浸水深 L1（計画規模）においては、浸水リスクはないが、L2（想定最大）において浸水リスクがあるため、地区における取組方針を掲げることとする。

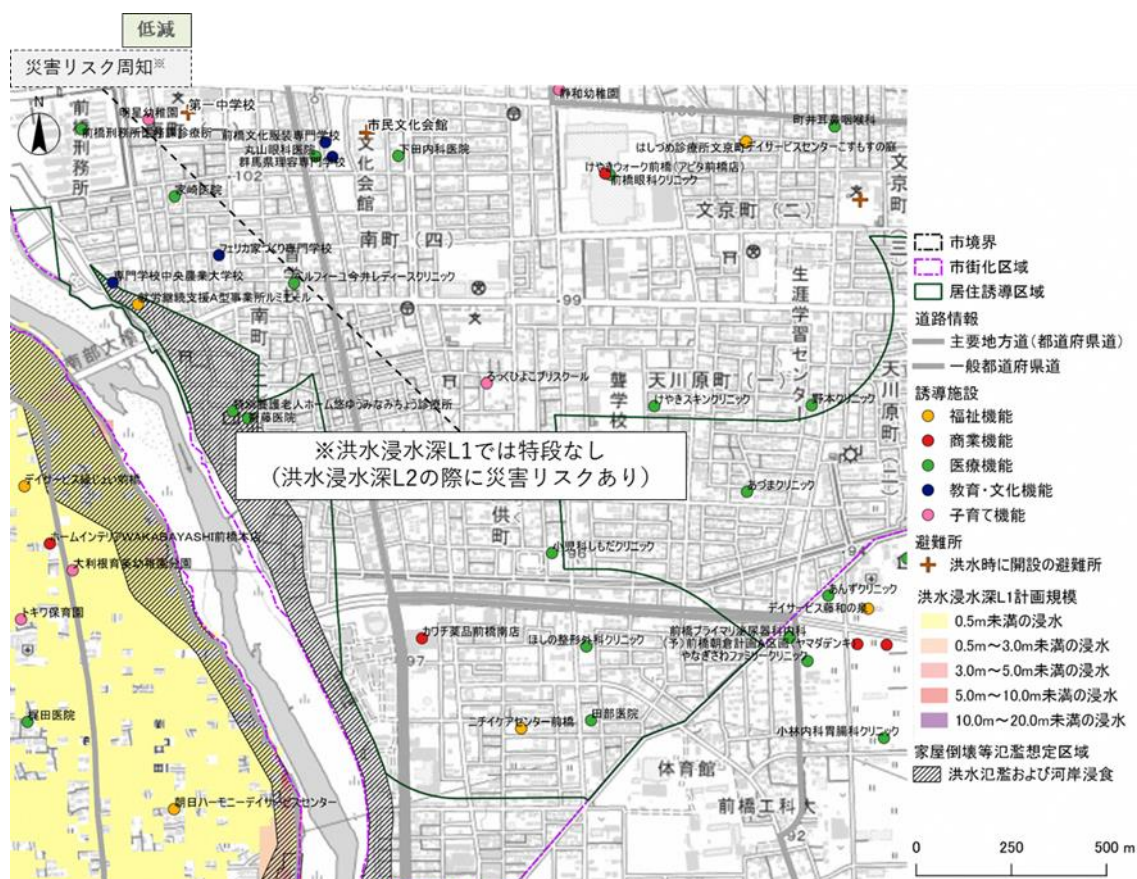


図 4-3 六供町における取組方針

③北代田町周辺における防災・減災に向けた取組方針

北代田町周辺における防災・減災に向けた取組方針は以下のとおりである。

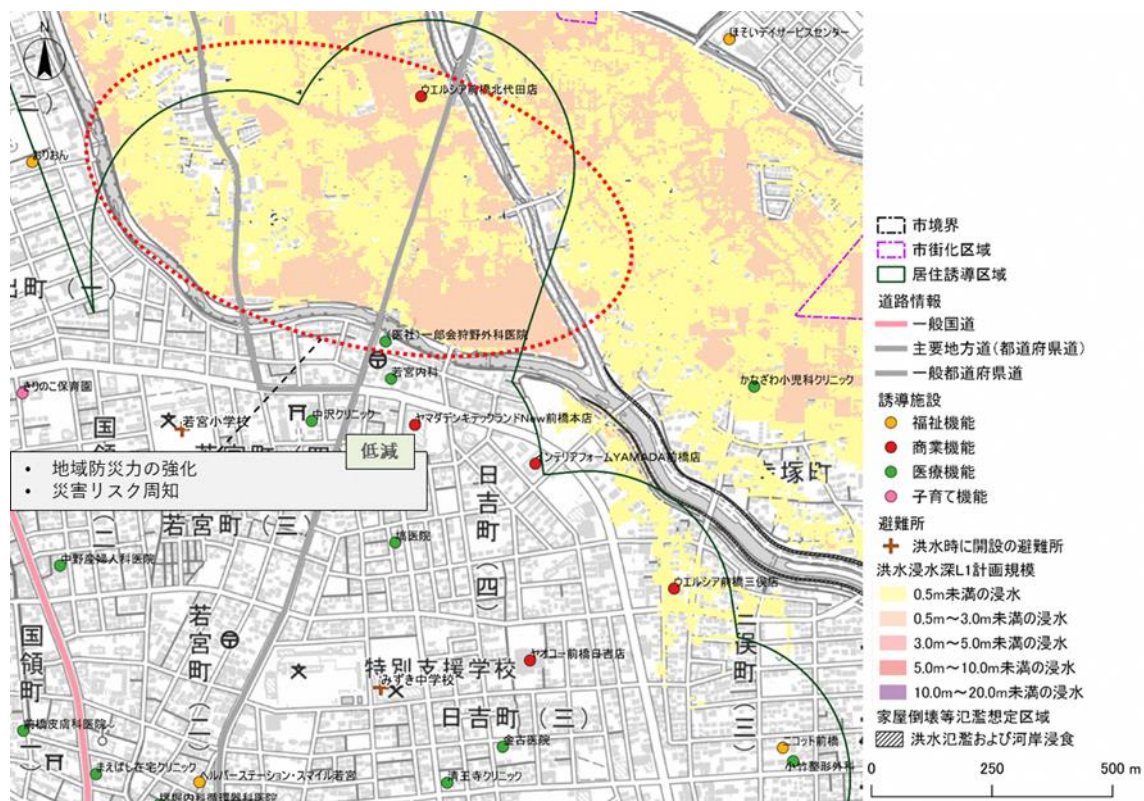
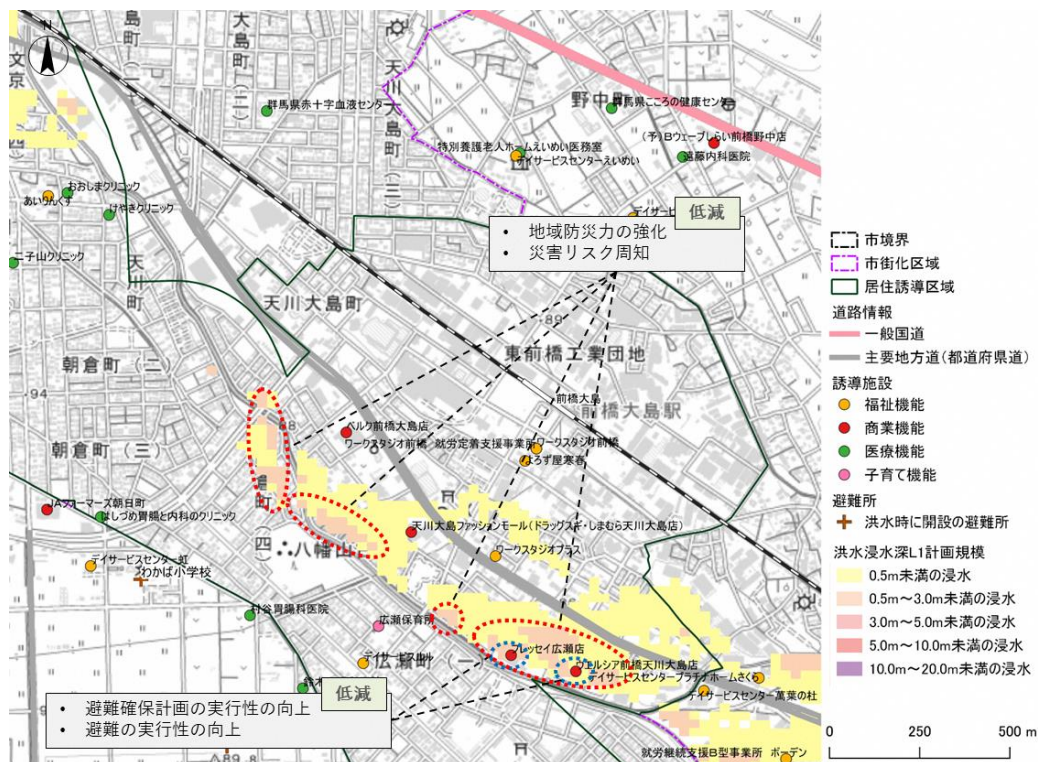
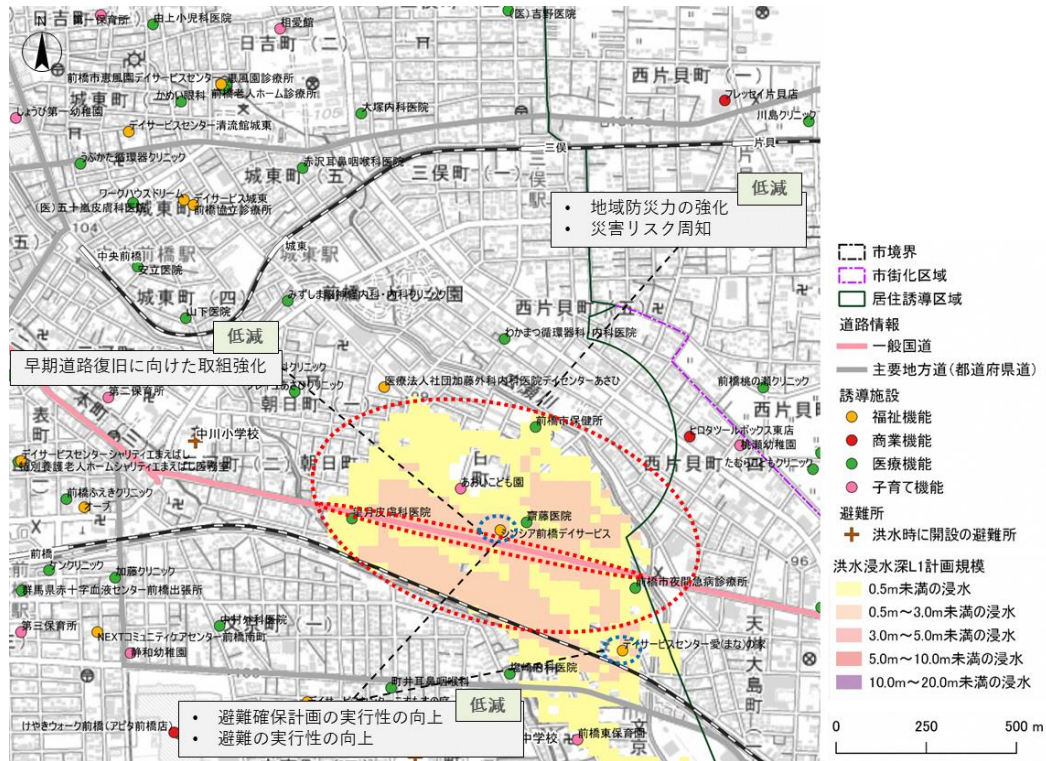


図 4-4 北代田町周辺における取組方針

④ 広瀬川沿川地区における防災・減災に向けた取組方針

広瀬川沿川地区における防災・減災に向けた取組方針は以下のとおりである。



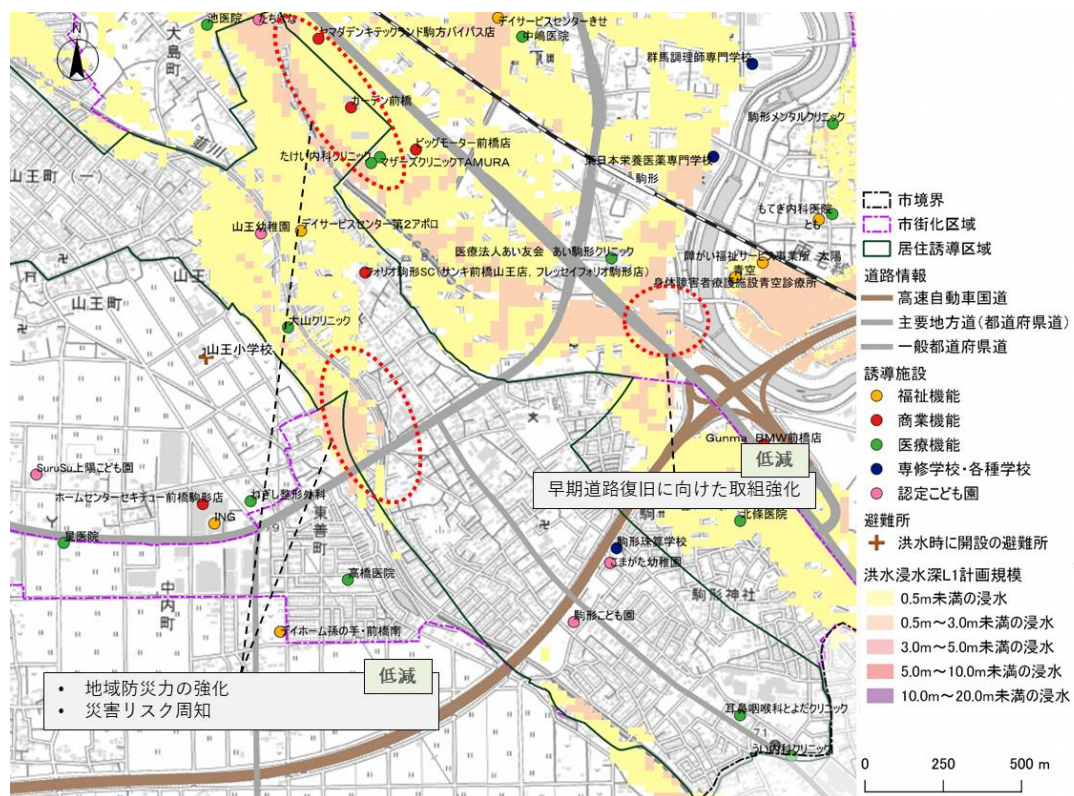


図 4-7 広瀬川沿川地区（その3）における取組方針

⑤ 滝川沿川地区における防災・減災に向けた取組方針

滝川沿川地区における防災・減災に向けた取組方針は以下のとおりである。

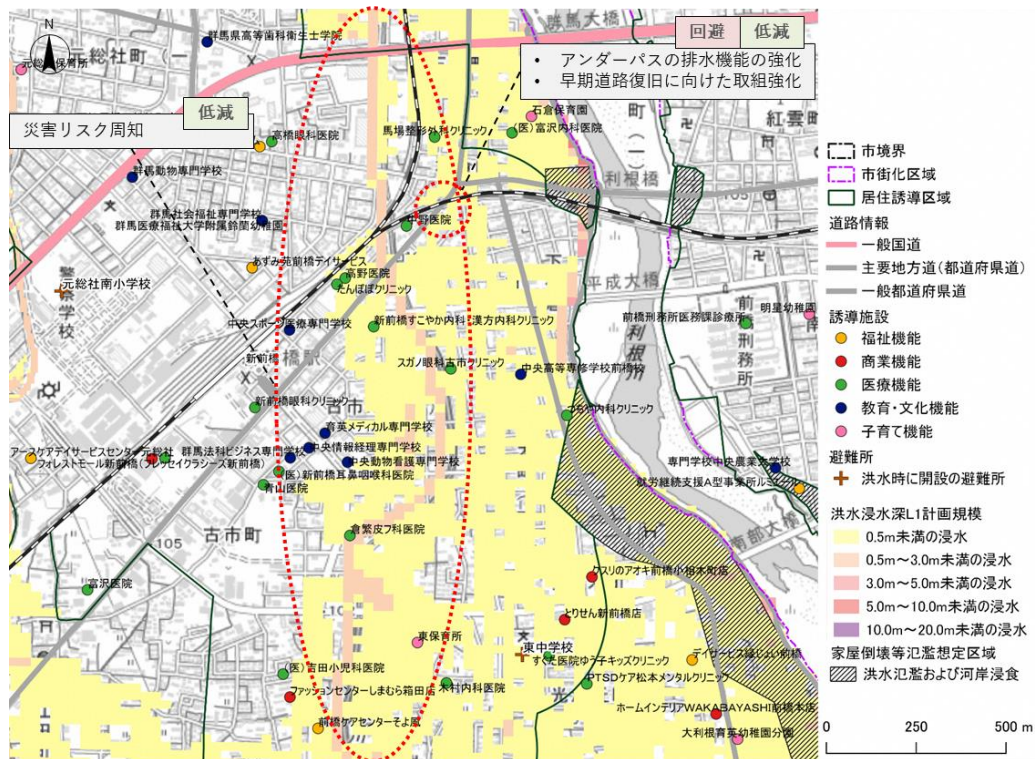


図 4-8 滝川沿川地区（その 1）における取組方針

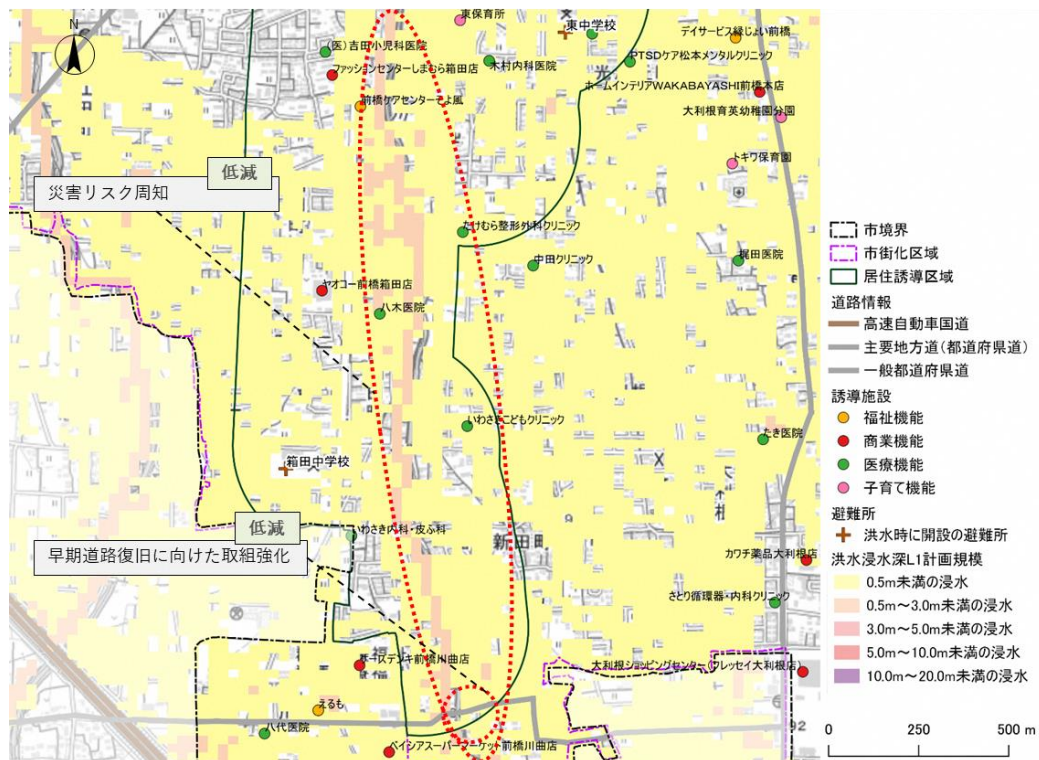


図 4-9 滝川沿川地区（その 2）における取組方針

（３）取組方針のまとめ

取組方針は、本市全域に対して取組を実施すべきもの、災害リスクの特に高い地区において実施すべきものに分け、災害種別ごとに以下のように示す。

表 4-2 取組方針のまとめ（市全域）

災害種別	方針番号	取組方針	実施箇所
A.全般	A01	災害リスク周知	市全域
	A02	地域の避難所情報に関する周知	
	A03	自助・共助による防災活動の推進	
	A04	避難確保計画の実行性の向上	
	A05	商業施設等における避難確保の強化	
	A06	情報収集・伝達システムの維持・整備	
	A07	早期道路復旧に向けた取組強化	
B.地震	B01	インフラの防災機能の向上	
	B02	地盤災害予防対策の推進	
C.洪水	C01	家屋倒壊等氾濫想定区域からの移転促進	
	C02	河川改修の推進	

※ 災害リスク回避、 災害リスク低減

表 4-3 取組方針のまとめ（地区別）

災害種別	方針番号	取組方針	実施箇所
C.洪水	C1	地域全体における防災意識醸成	前橋南部地区
	C2	アンダーパスの排水機能の強化	滝川沿川地区

※ 災害リスク回避、 災害リスク低減

5.具体的な施策の設定

(1) 防災・減災に向けた具体的な施策の設定

取組方針に基づき、災害リスクの回避・低減に資するような具体的な施策を設定する。また、施策は、リスク回避、リスク低減（ハード対策）、リスク低減（ソフト対策）に分類し、保全対象や実施箇所・主体と共に以下に示す。なお、保全対象は、「人命」は住民の生命に関するもの、「まち」は都市空間に関するものを表す。

表 5-1 具体的な施策（その1）

保全対象	災害種別	取組方針	施策番号	施策	実施箇所	実施主体
人命 + まち	全般	早期道路普及に向けた取組強化（A07）	A07-1	行政・民間事業者による連携強化	市全域	市・事業者
	地震	インフラの防災機能の向上（B01）	B01-1	橋梁の保守・点検	市全域	国・県・市
			B01-2	公共施設の耐震化・建替え促進	市全域	県・市
			B01-3	上下水道施設の耐震化の促進	市全域	市
		地盤災害予防対策の推進（B02）	B02-1	地震災害リスクの周知	市全域	市
	洪水	家屋倒壊等氾濫想定区域からの移転促進（C01）	C01-1	居住誘導区域内への移転促進	市全域	市
		河川改修の推進（C02）	C02-1	河川整備の推進	市全域	国・県
		アンダーパスの排水機能の強化（C2）	C2-1	水路施設の改修整備	滝川沿川地区	市

※ 災害リスク回避、 災害リスク低減（ソフト）、 災害リスク低減（ハード）

表 5-2 具体的な施策（その2）

保全対象	災害種別	取組方針	施策番号	施策	実施箇所	実施主体
人命	全般	災害リスク周知（A01）	A01-1	ハザードマップの配布	市全域	市
			A01-2	防災講座・防災教育・説明会の実施	市全域	市・住民
			A01-3	地域での防災ワークショップの実施	市全域	市・住民
		地域の避難所情報に関する周知（A02）	A02-1	防災講座・防災教育・説明会の実施	市全域	市・住民
		自助・共助による防災活動の推進（A03）	A03-1	自主防災組織の結成	市全域	市・住民
			A03-2	自主防災会（自治会）での防災訓練	市全域	市・住民
			A03-3	マイ・タイムライン（自身の避難行動計画）の作成促進	市全域	市・住民
		要配慮者避難確保計画の着実な運用（A04）	A04-1	避難訓練の年 1 回以上の実施・訓練結果の市に報告	市全域	市・事業者
		商業施設等における避難確保の強化（A05）	A05-1	施設単位における避難計画の作成	市全域	市・事業者
			A05-2	施設における避難誘導サイン等の強化	市全域	市・事業者
		情報収集・伝達システムの維持・整備（A06）	A06-1	防災行政無線・消防救急無線の強化	市全域	県・市
			A06-2	庁内体制の連携・強化	市全域	市
	洪水	地域全体における防災意識醸成（C1）	C1-1	3D 都市モデルによる浸水リスクの可視化	市全域	市
			C1-2	地区計画における居室の床高に関する要件追加の検討	前橋南部地区	市
			C1-3	防災講座等を通じた洪水時における避難経路の確認	前橋南部地区	市・住民

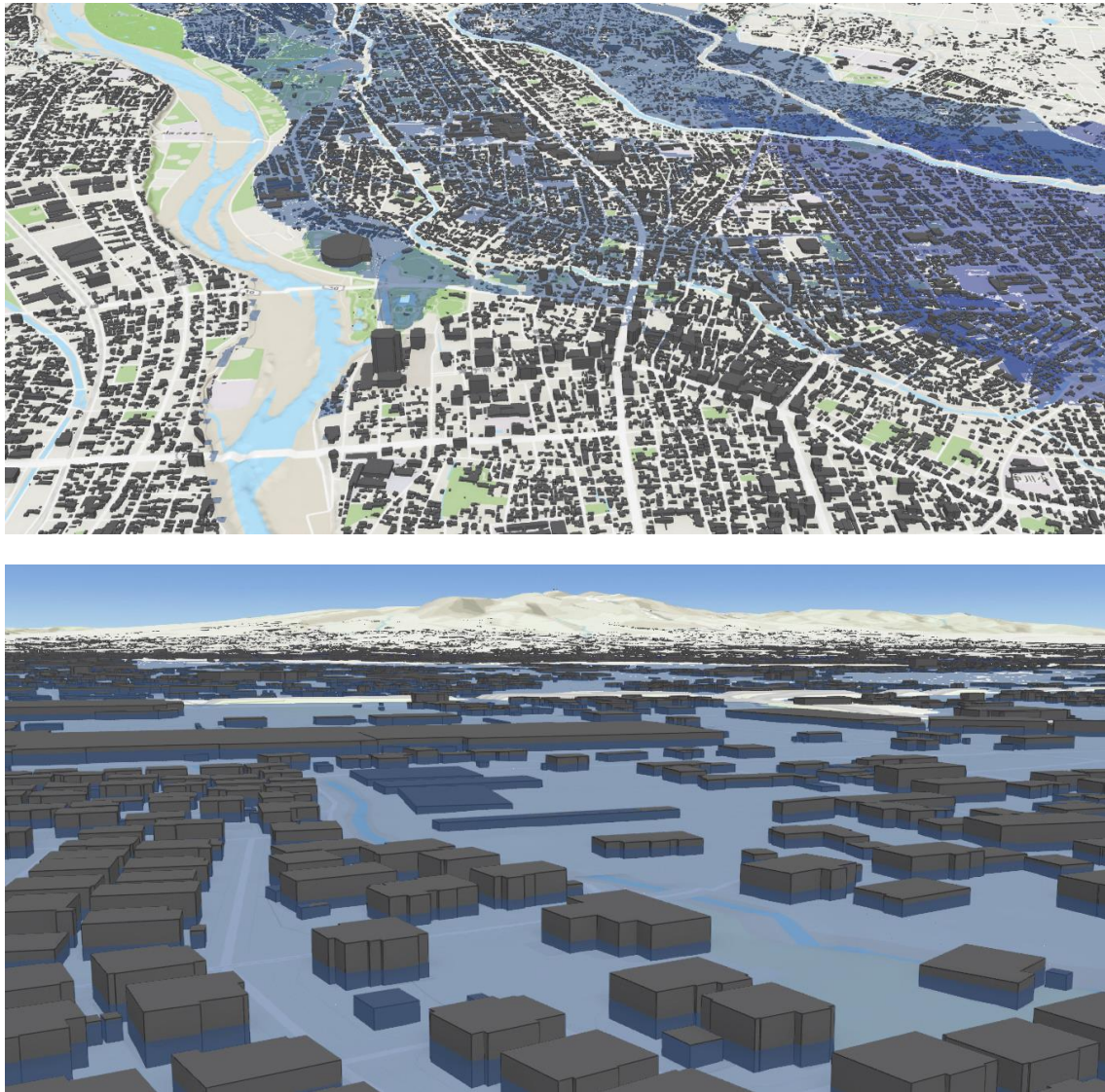


図 5-2 施策 C1-1：3D 都市モデルによる浸水リスクの可視化イメージ

6.施策のスケジュール・防災指針における目標値

.....

(1) 施策実施のスケジュール

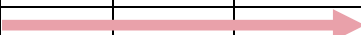
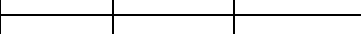
施策実施のスケジュールは、本計画における計画年次である令和 22（2040）年を見据えて、実現目標を 5 年程度の短期、10 年程度の中期、20 年程度の長期の 3 つの期間に分けて設定する。

表 6-1 施策実施のスケジュール（その 1）

施策 番号	施策	実施箇所	実施 主体	実現目標		
				短期 5 年程度	中期 10 年程 度	長期 20 年程度
A01-1	ハザードマップの配布	市全域	市	→	→	→
A01-2	防災講座・防災教育・説明会の実施	市全域	市・住民	→	→	→
A01-3	地域での防災ワークショップの実施	市全域	市・住民	→	→	→
A02-1	防災講座・防災教育・説明会の実施	市全域	市・住民	→	→	→
A03-1	自主防災組織の結成	市全域	市・住民	→	→	→
A03-2	自主防災会（自治会）での防災訓練	市全域	市・住民	→	→	→
A03-3	マイ・タイムライン（地震の避難行動計画）の作成促進	市全域	市・住民	→	→	→
A04-1	避難訓練の年 1 回以上の実施・訓練結果の市に報告	市全域	市・事業者	→	→	→
A05-1	施設単位における避難計画の作成	市全域	市・事業者	→	→	→
A05-2	施設における避難誘導サイン等の強化	市全域	市・事業者	→	→	→
A06-1	防災行政無線・消防救急無線の強化	市全域	県・市	→	→	→
A06-2	庁内体制の連携・強化	市全域	市	→	→	→
A07-1	行政・民間事業者による連携強化	市全域	市・事業者	→	→	→

※ 災害リスク回避、災害リスク低減（ソフト）、災害リスク低減（ハード）

表 6-2 施策実施のスケジュール（その2）

施策 番号	施策	実施箇所	実施 主体	実現目標		
				短期 5 年程度	中期 10 年程 度	長期 20 年程度
B01-1	橋梁の保守・点検	市全域	国・県・市			
B01-2	公共施設の耐震化・建替え促進	市全域	県・市			
B01-3	上下水道施設の耐震化の促進	市全域	市			
B02-1	地盤災害リスクの周知	市全域	市			
C01-1	居住誘導区域内の既存住宅の流通の促進などによる移転促進	市全域	市			
C02-1	河川整備の推進	市全域	国・県			
C1-1	3D 都市モデルによる浸水リスクの可視化	市全域	市			
C1-2	住民・事業者に対する防災力向上に向けた独自区域の設定検討	前橋南部地区	市			
C1-3	地区計画における居室の床高に関する要件追加の検討	前橋南部地区	市			
C1-4	防災講座等を通じた洪水時における避難経路の確認	前橋南部地区	市・住民			
C2-1	水路施設の改修整備	滝川沿川地区	市			

※  災害リスク回避、 災害リスク低減（ソフト）、 災害リスク低減（ハード）

（２）防災指針における目標値

防災指針における評価は、本計画における計画年次を見据えつつ、短期および長期の期間においてモニタリングを行う。また、目標値は５年ごとの本計画内容の見直しやハザード情報の更新を踏まえながら見直すこととする。

なお、本市の防災に関する目標は、前橋市地域防災計画、前橋市国土強靱化計画、防災部局や河川部局等が既に所管の計画において各種定められているため、本計画で扱う目標値は、主に土地利用やまちづくりに関するものを示す。

表 6-3 防災指針における目標値

評価指標	現状値	目標値
居住誘導区域内における洪水浸水深 L1 計画規模 0.5m以上の箇所に居住する人口密度	47.0 人/ha (R5 年度)	現状以下 (R22 年度)
地域における防災啓発活動等の実施回数	173 回/年 (R4 年度)	200 回/年 (R8 年度)
自主防災組織等の組織率	87.3% (R4 年度)	97.9% (R8 年度)

7. 參考資料

(1) 多段階の降水確率で見る洪水浸水深

「防災指針策定ガイドライン～災害リスクと向き合う未来のまちへ～」(群馬県県土整備部都市計画課)において、年超過確率を多段階で捉える考え方が示されている。
本計画に関連する下図の赤枠内の河川における洪水浸水深について以下に示す。

群馬県における降水確率設定イメージ

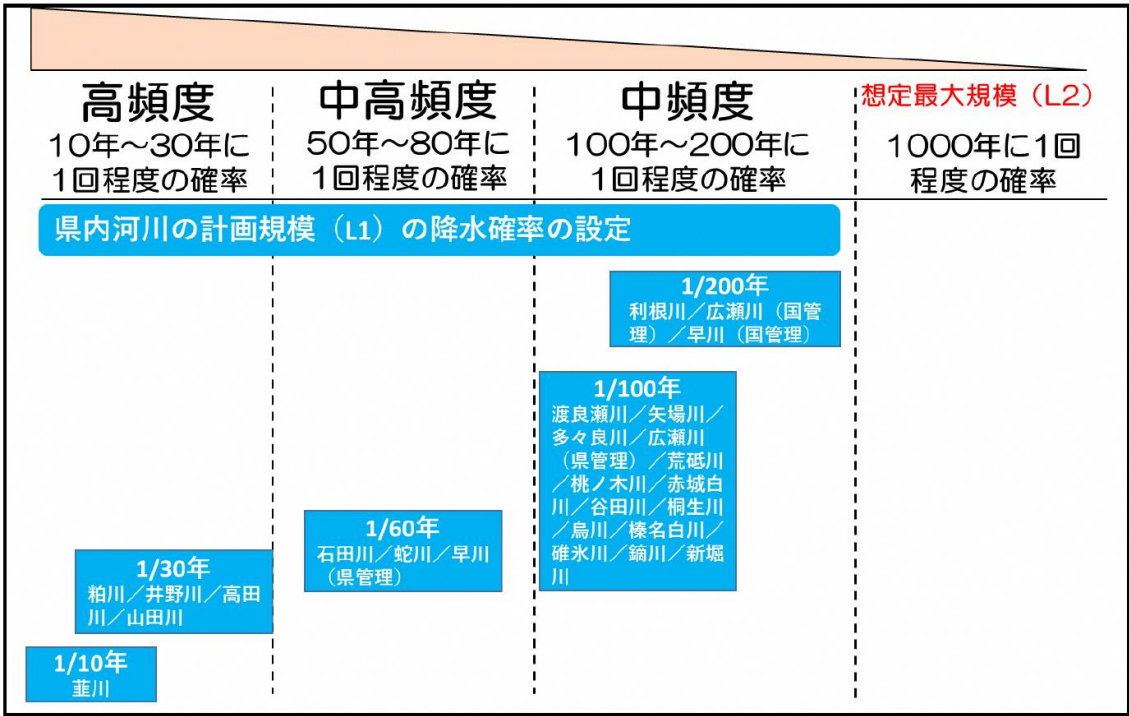
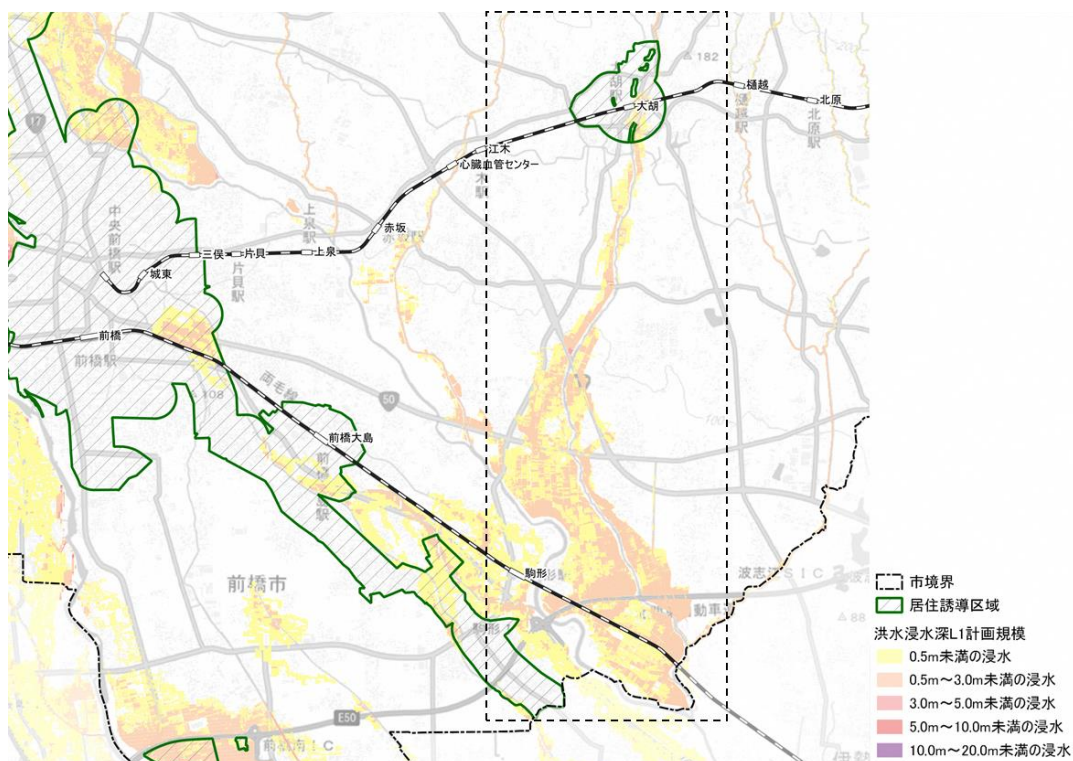


図 7-1 多段階評価のイメージ

出典：「防災指針策定ガイドライン～災害リスクと向き合う未来のまちへ～」
群馬県県土整備部都市計画課

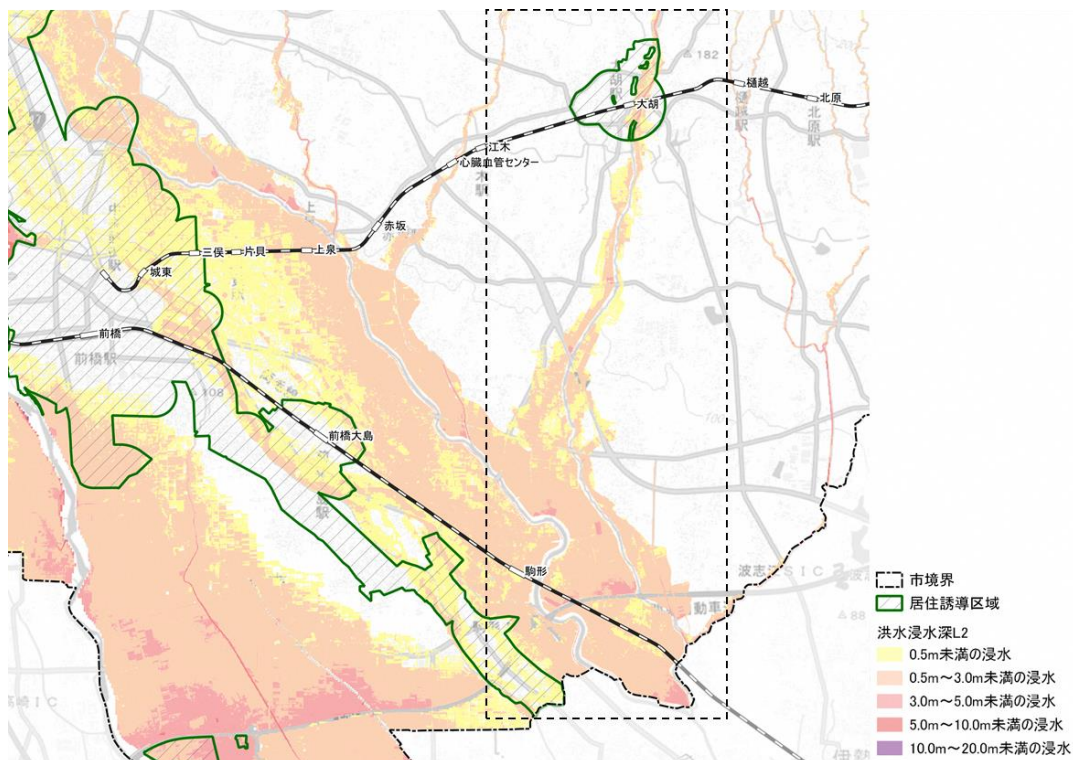
①荒砥川（水位周知河川）

中高頻度（年超過確率 1/50 規模降雨）



※全域版データで表示しているため留意（点線は荒砥川の概ねの流域を示す）

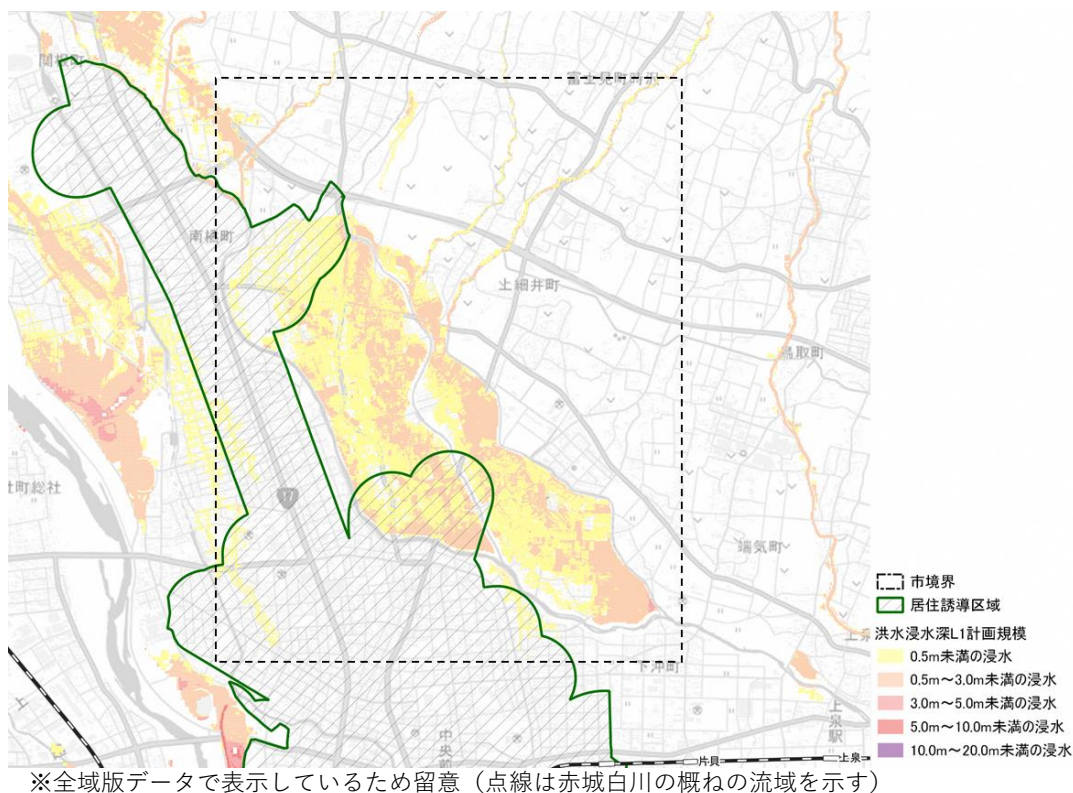
想定最大規模（L2（年超過確率 1/1000 規模降雨以上））



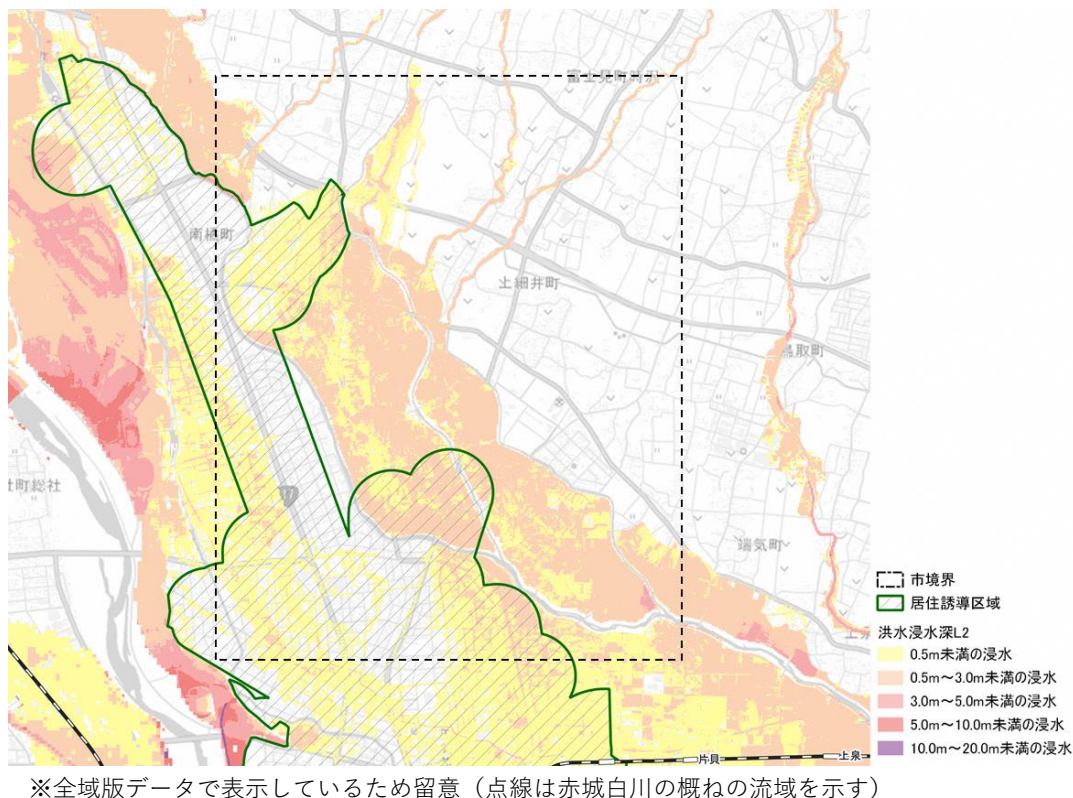
※全域版データで表示しているため留意（点線は荒砥川の概ねの流域を示す）

②赤城白川（水位周知河川）

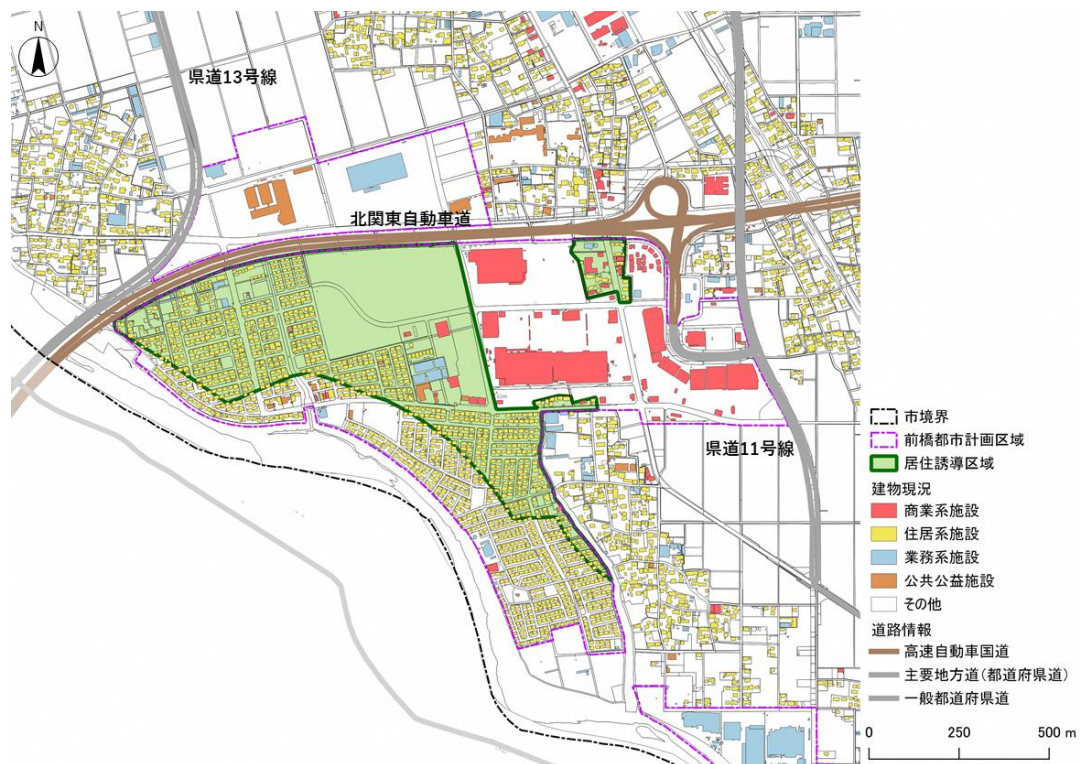
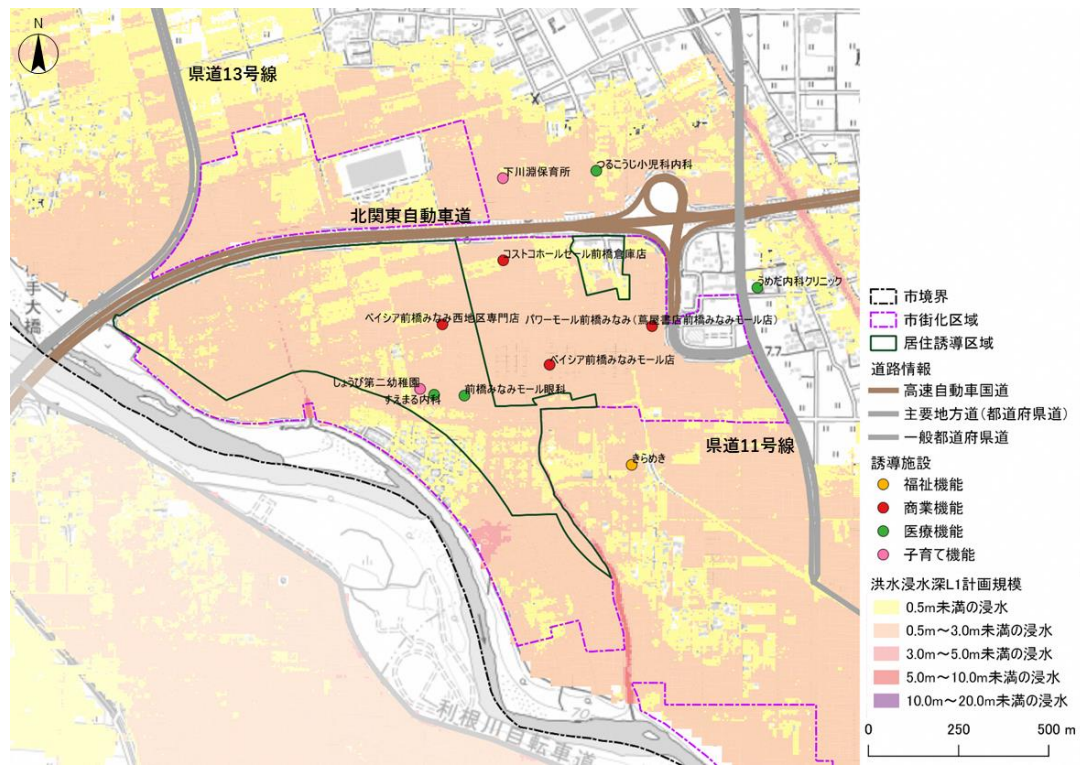
中高頻度（年超過確率 1/50 規模降雨）



想定最大規模（L2（年超過確率 1/1000 規模降雨以上））



(2) 居住誘導区域内における洪水浸水深 L1（計画規模）との主な重複箇所



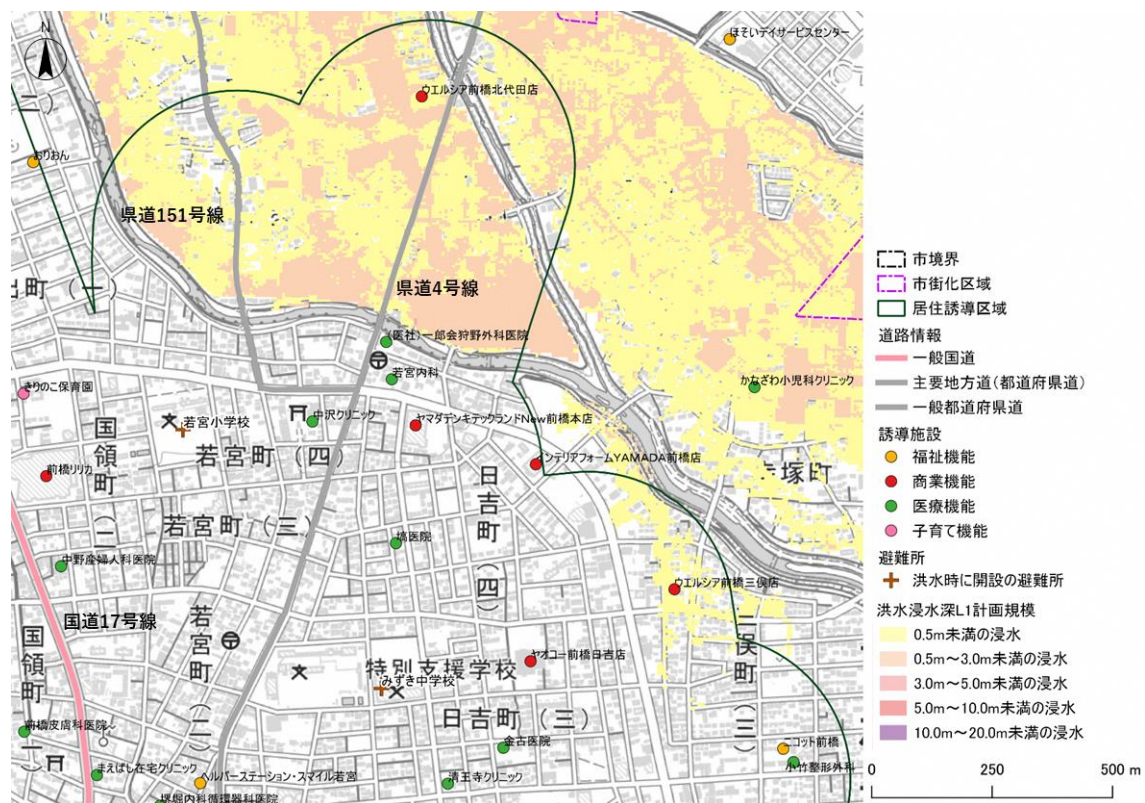


図 7-4 北代田町 拡大図

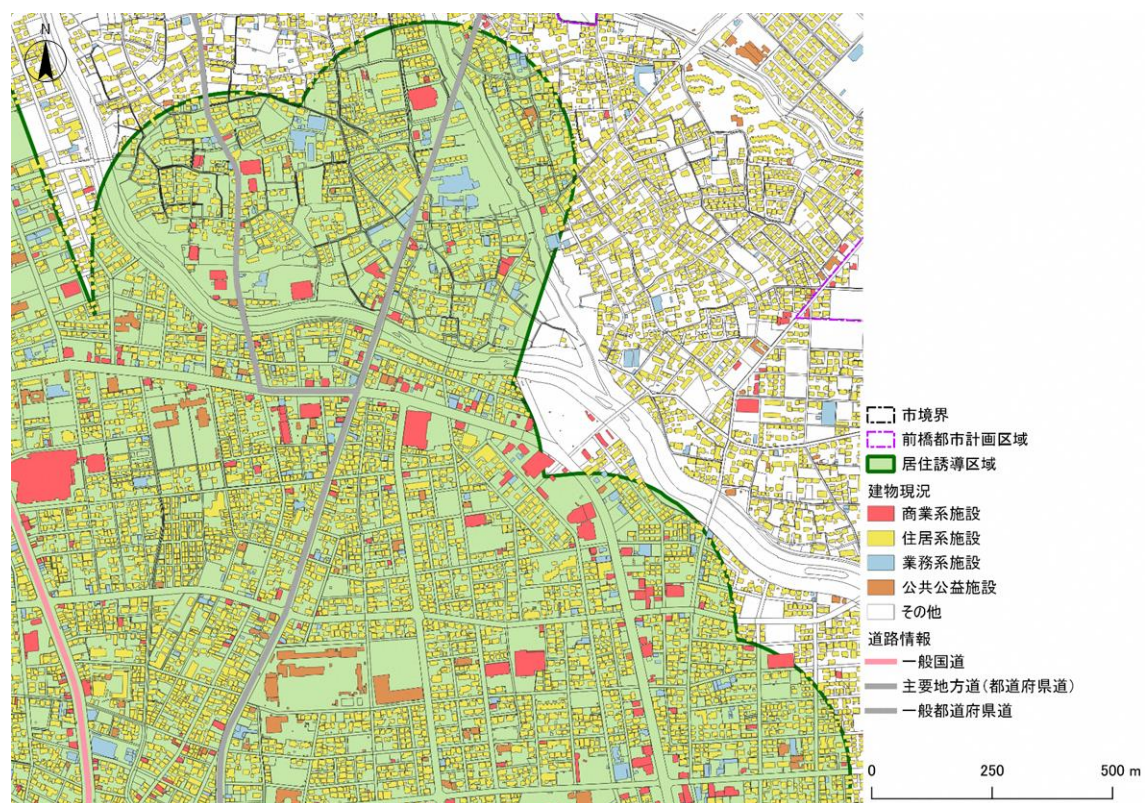


図 7-5 （参考）北代田町における建物現況 拡大図

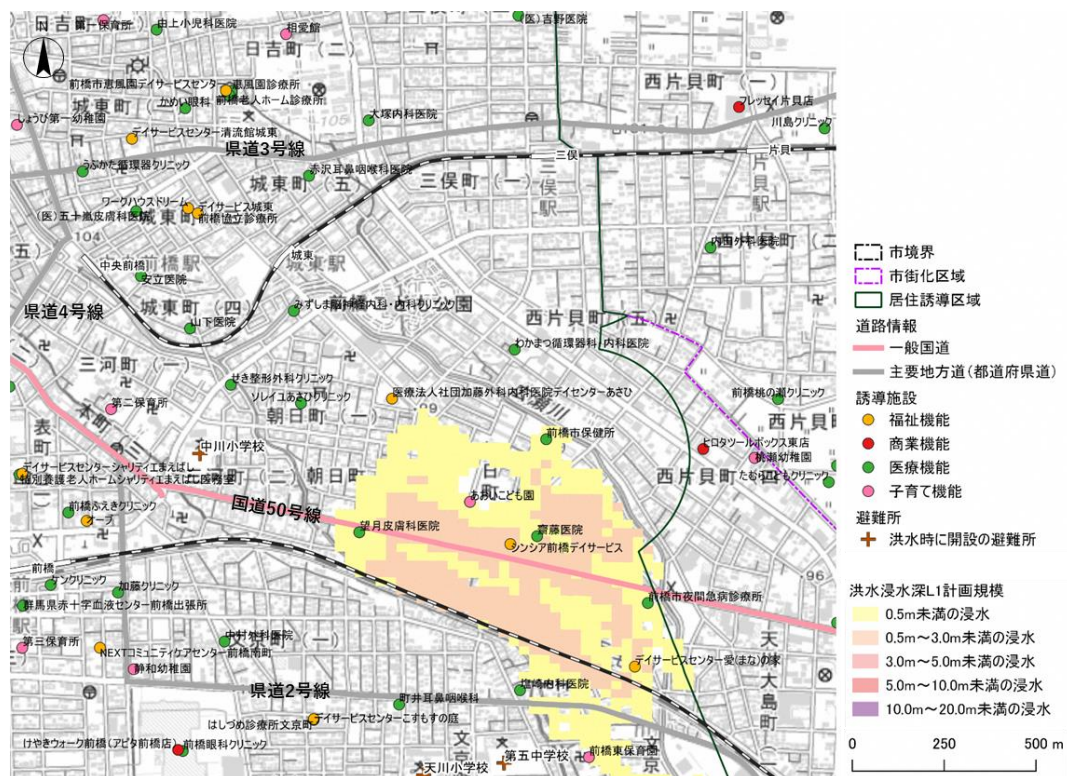


図 7-6 広瀬川沿川地区（その 1） 拡大図

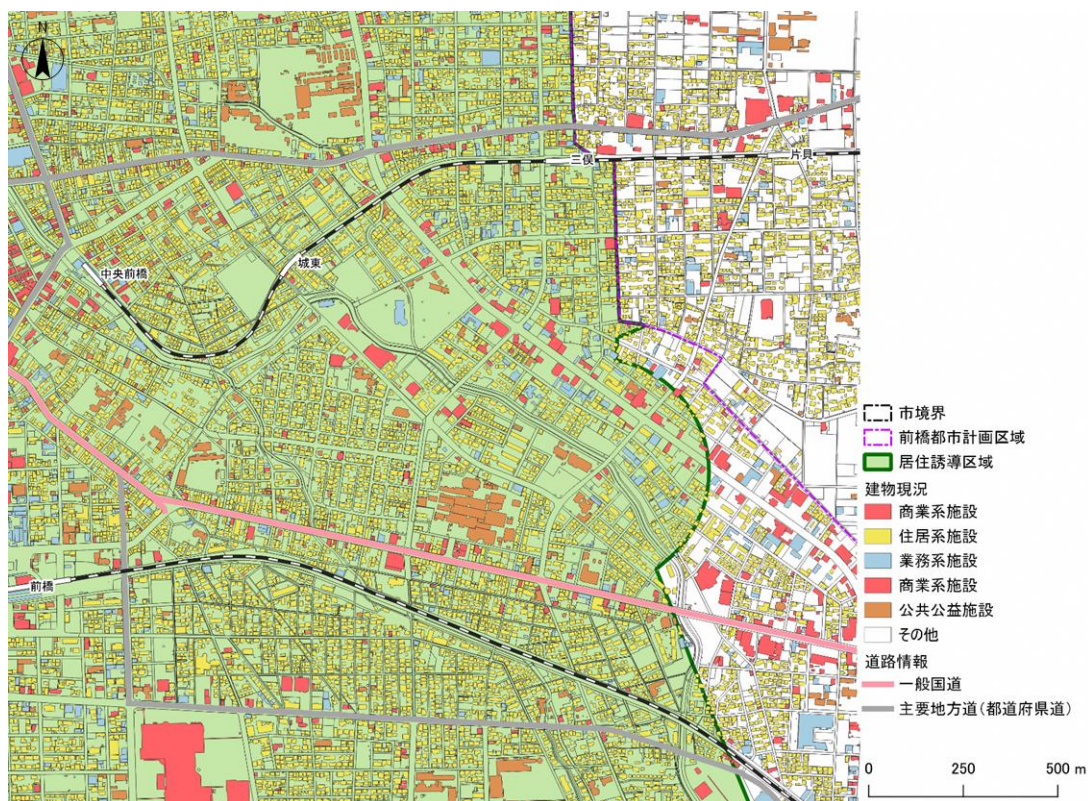


図 7-7 （参考）広瀬川沿川地区（その 1）における建物現況 拡大図

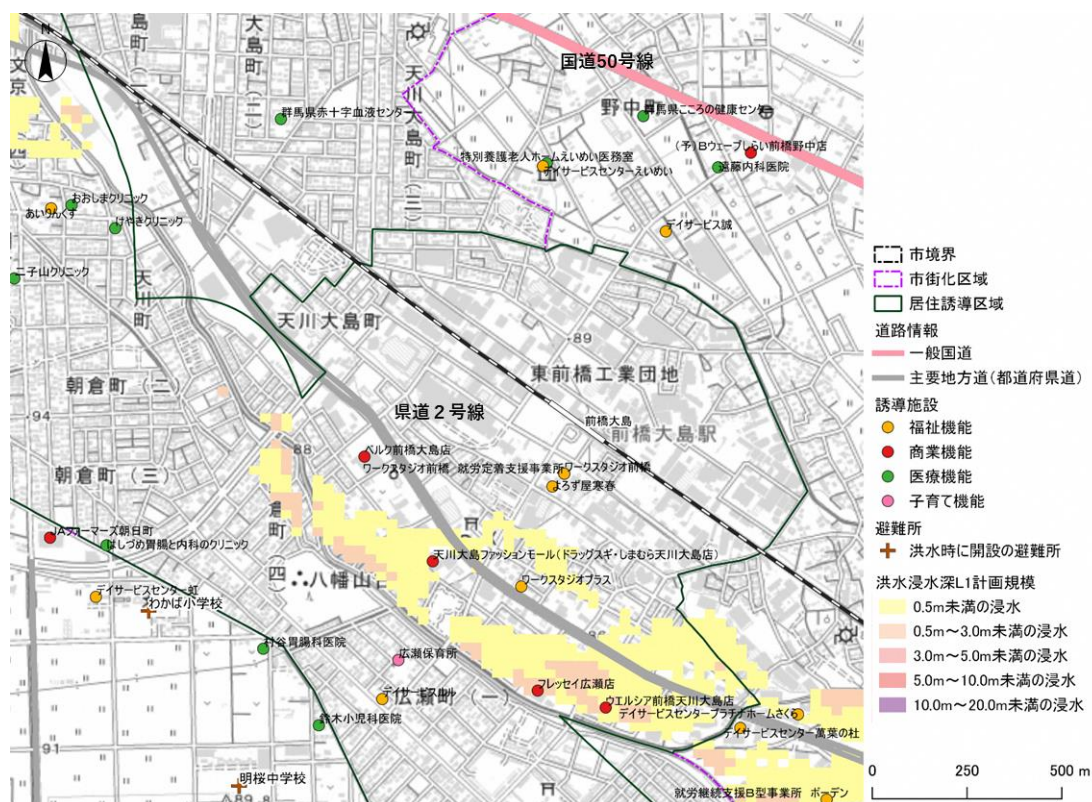


図 7-8 広瀬川沿川地区（その2） 拡大図

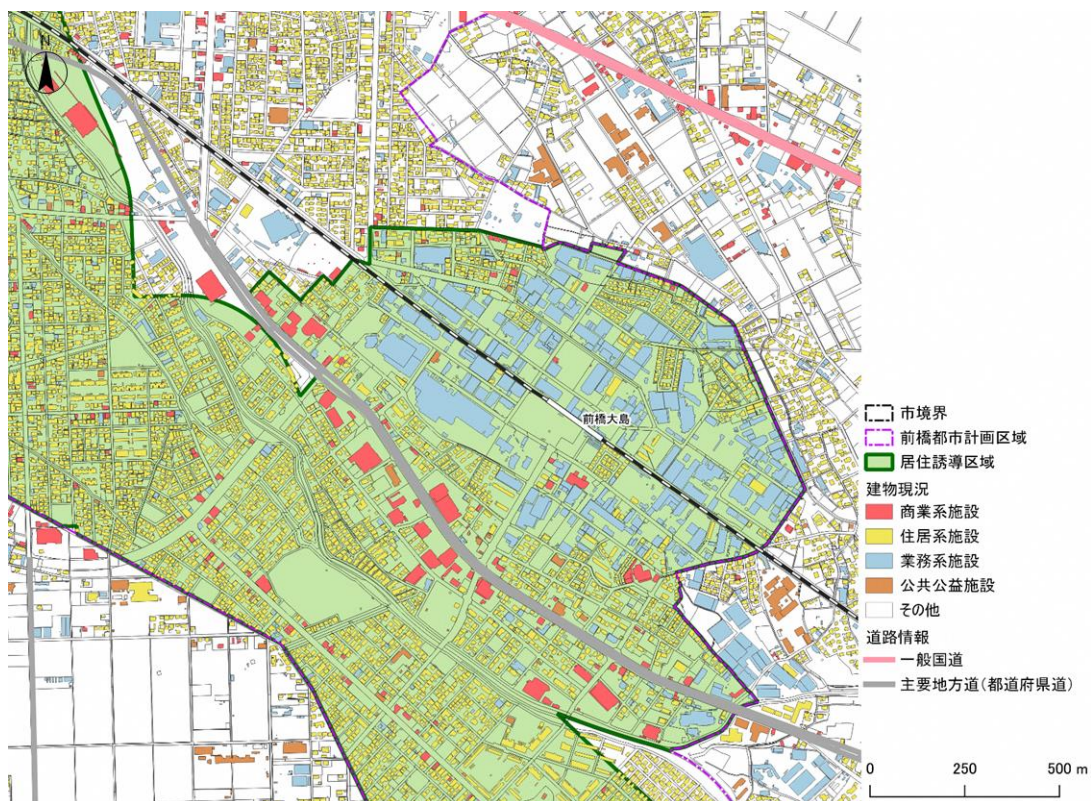


図 7-9 （参考）広瀬川沿川地区（その2）における建物現況 拡大図

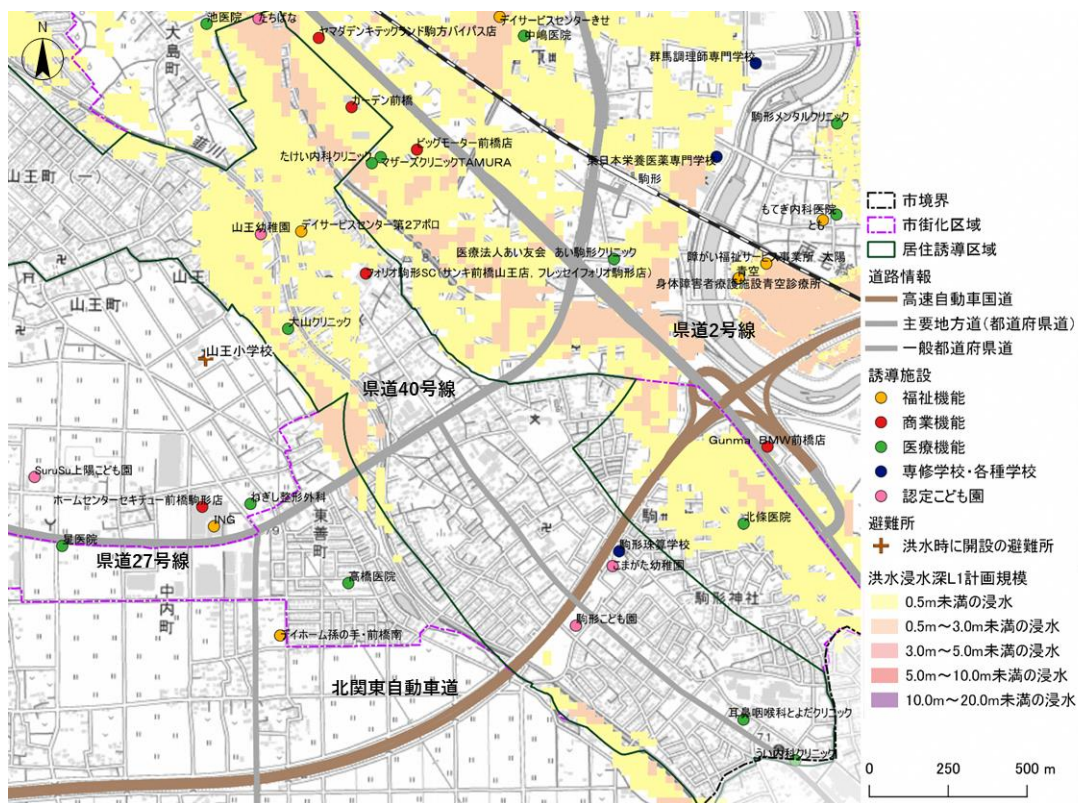


図 7-10 広瀬川沿川地区（その3） 拡大図

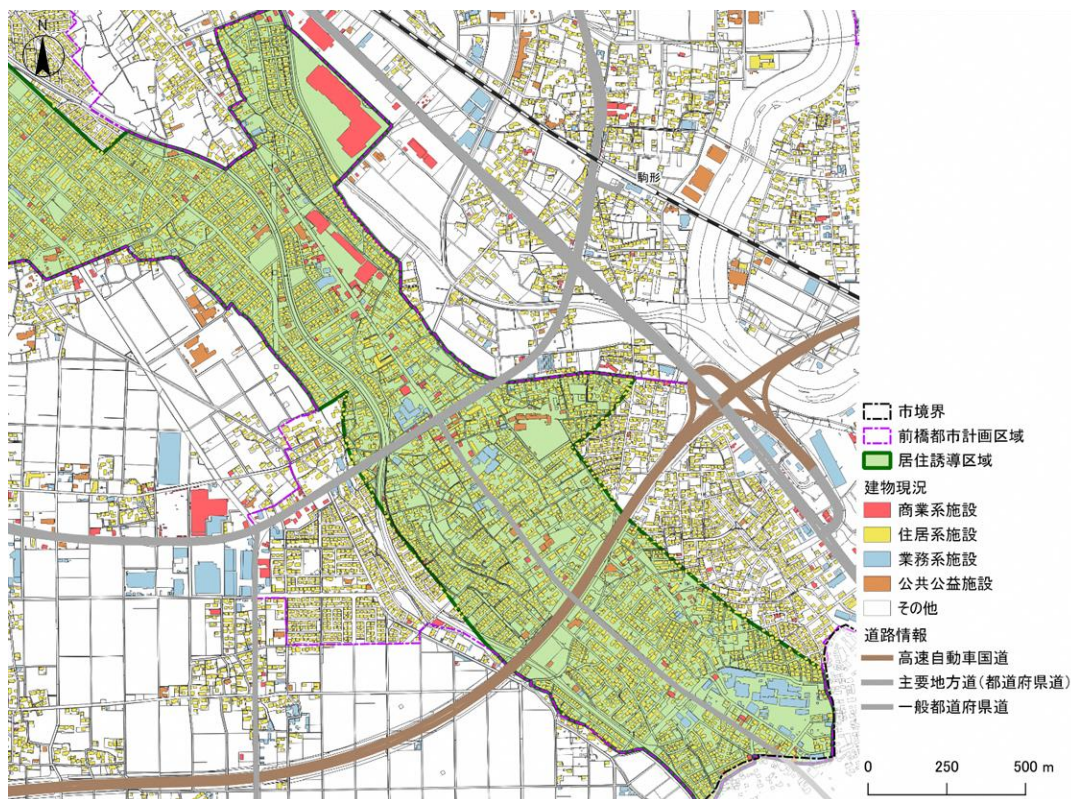


図 7-11 （参考）広瀬川沿川地区（その3）における建物現況 拡大図

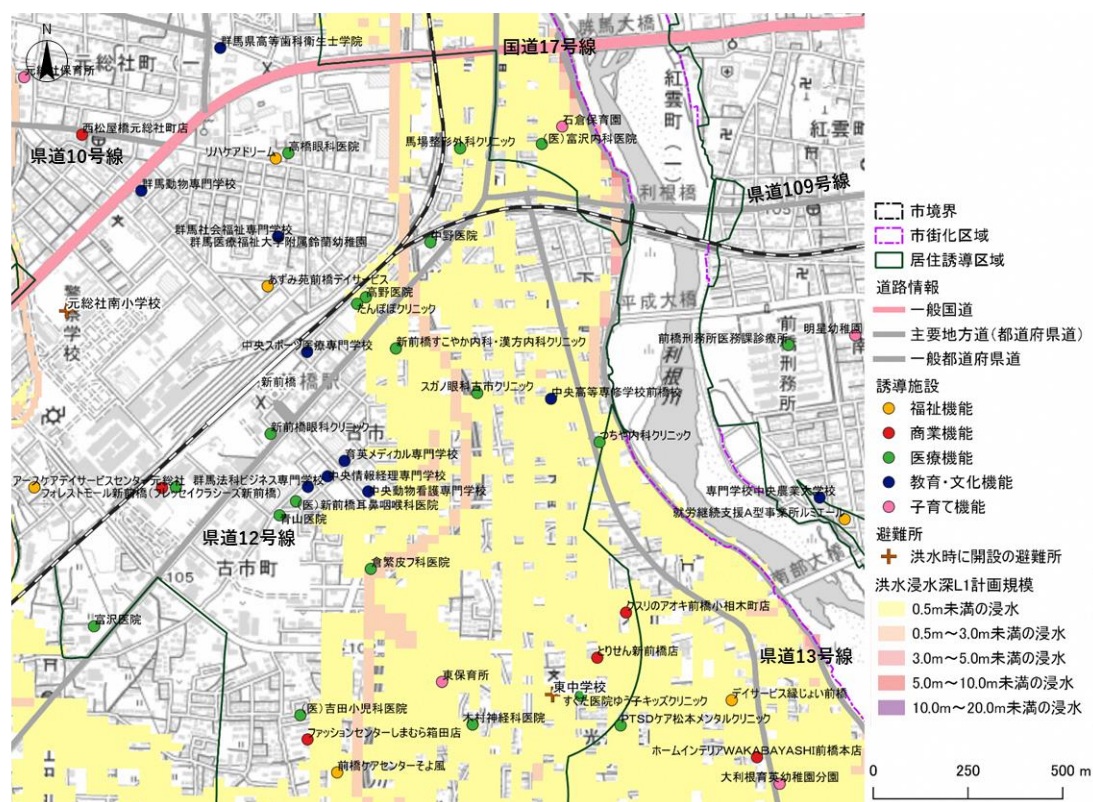


図 7-12 滝川沿川地区（その 1） 拡大図※避難所は状況に応じて開設判断がされるものを含む

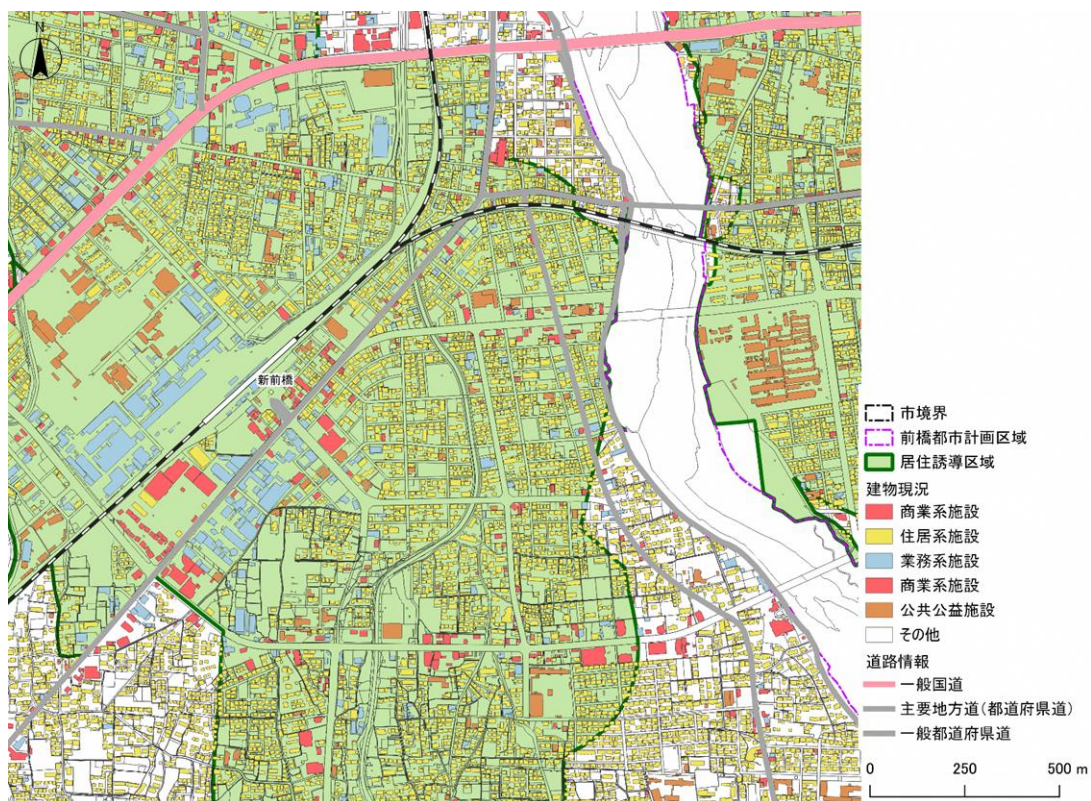


図 7-13 （参考）滝川沿川地区（その 1）における建物現況 拡大図

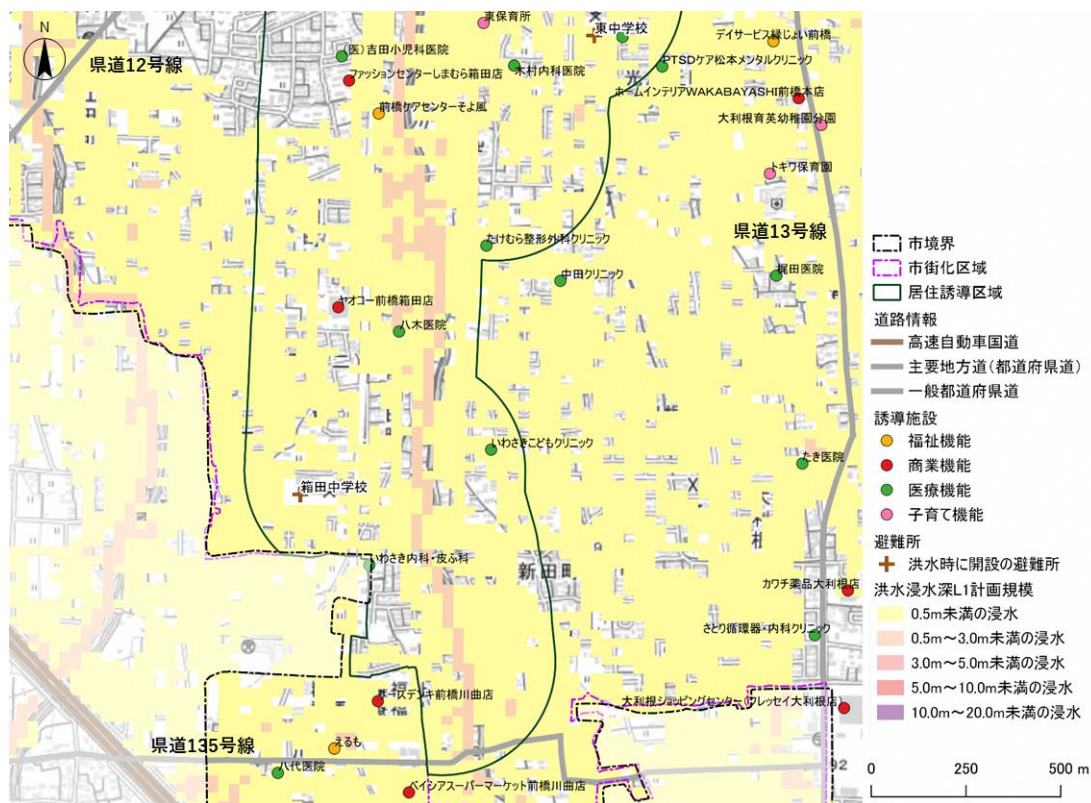


図 7-14 滝川沿川地区（その2） 拡大図

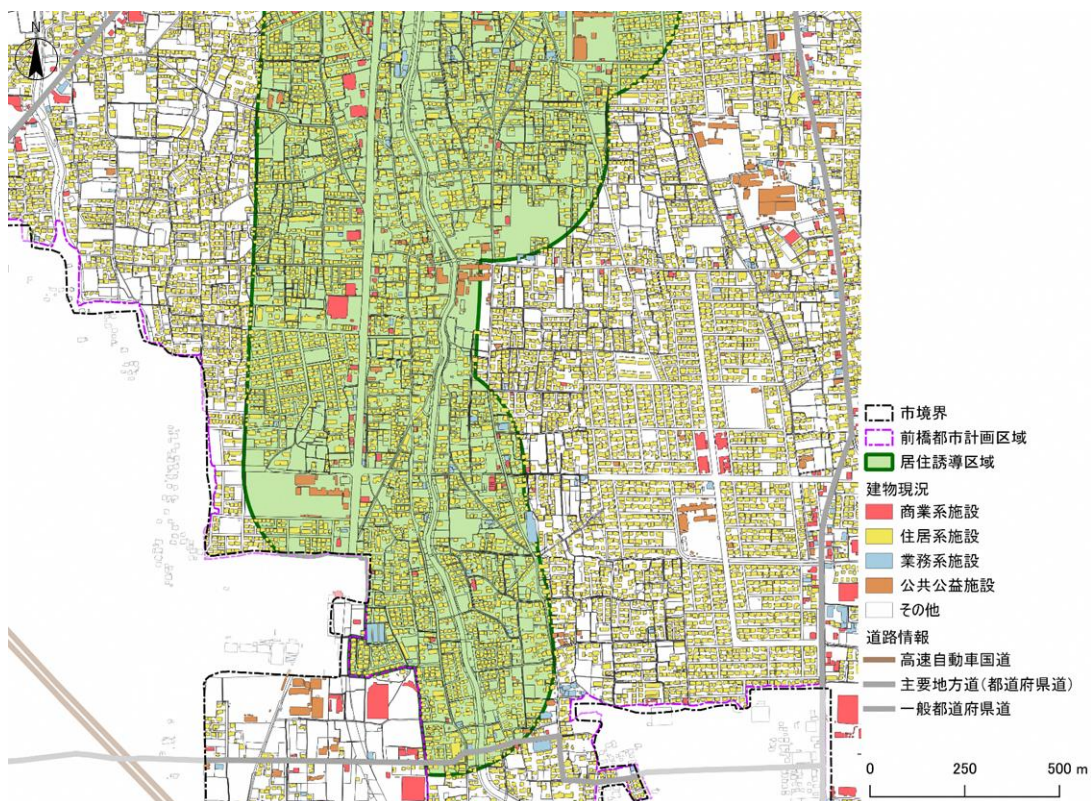


図 7-15 （参考）滝川沿川地区（その2）における建物現況 拡大図

（３）居住誘導区域内における洪水浸水深 L2（想定最大）との主な重複箇所

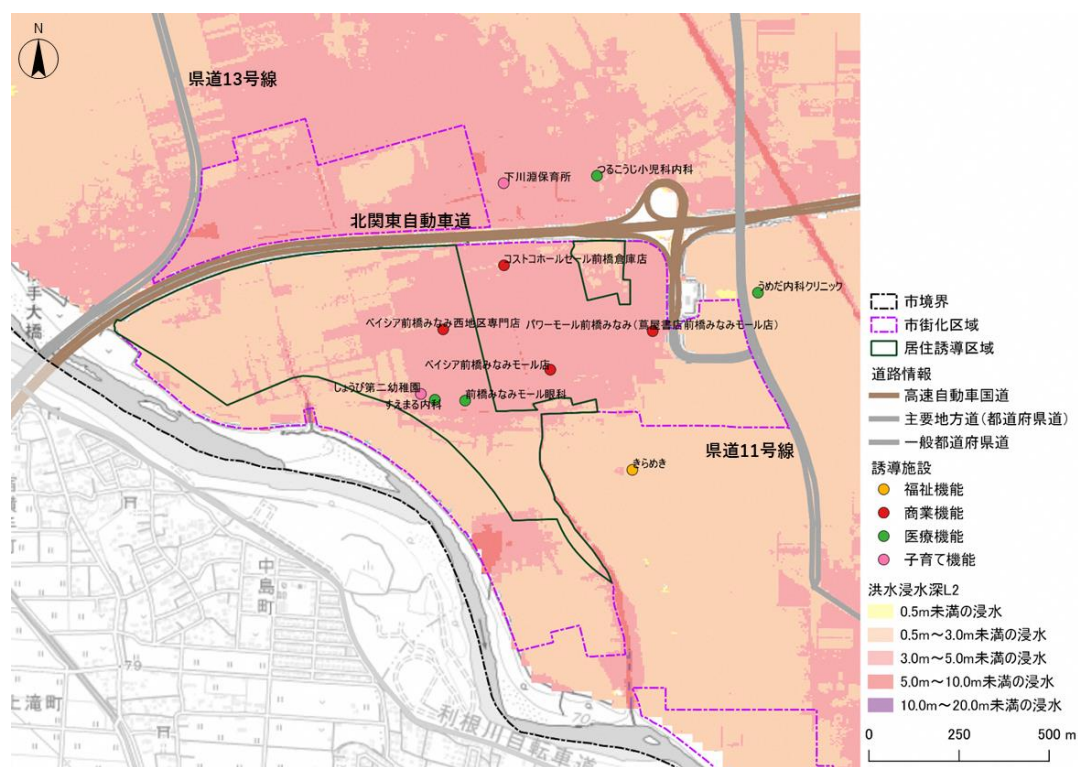


図 7-16 前橋南部地区 拡大図



図 7-17 （参考）前橋南部地区における建物現況 拡大図

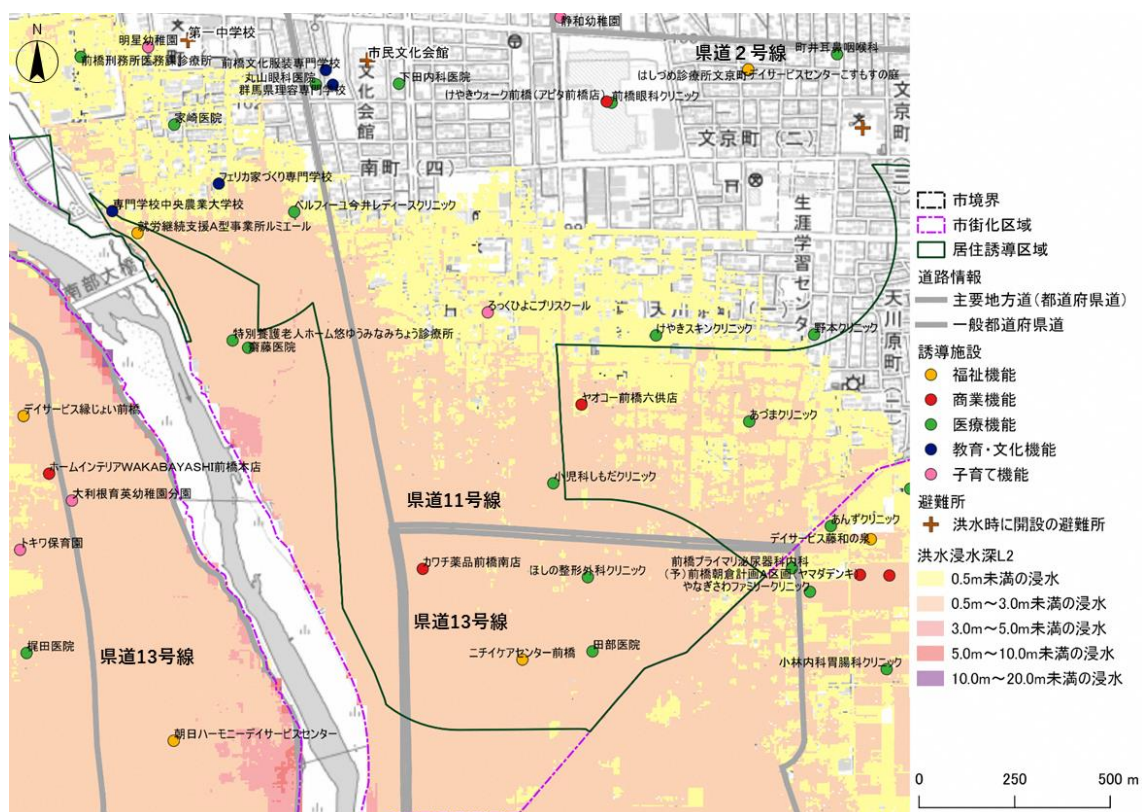


図 7-18 六供町 拡大図※避難所は状況に応じて開設判断がされるものを含む

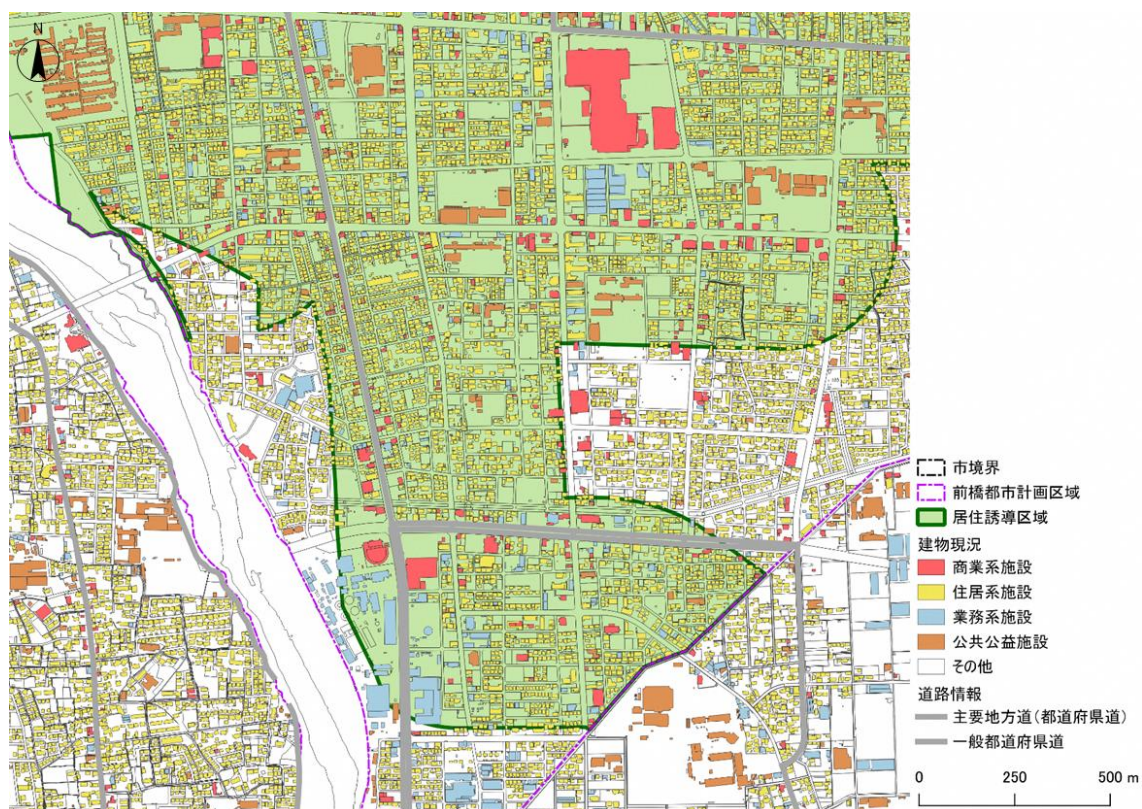


図 7-19 (参考) 六供町における建物現況 拡大図

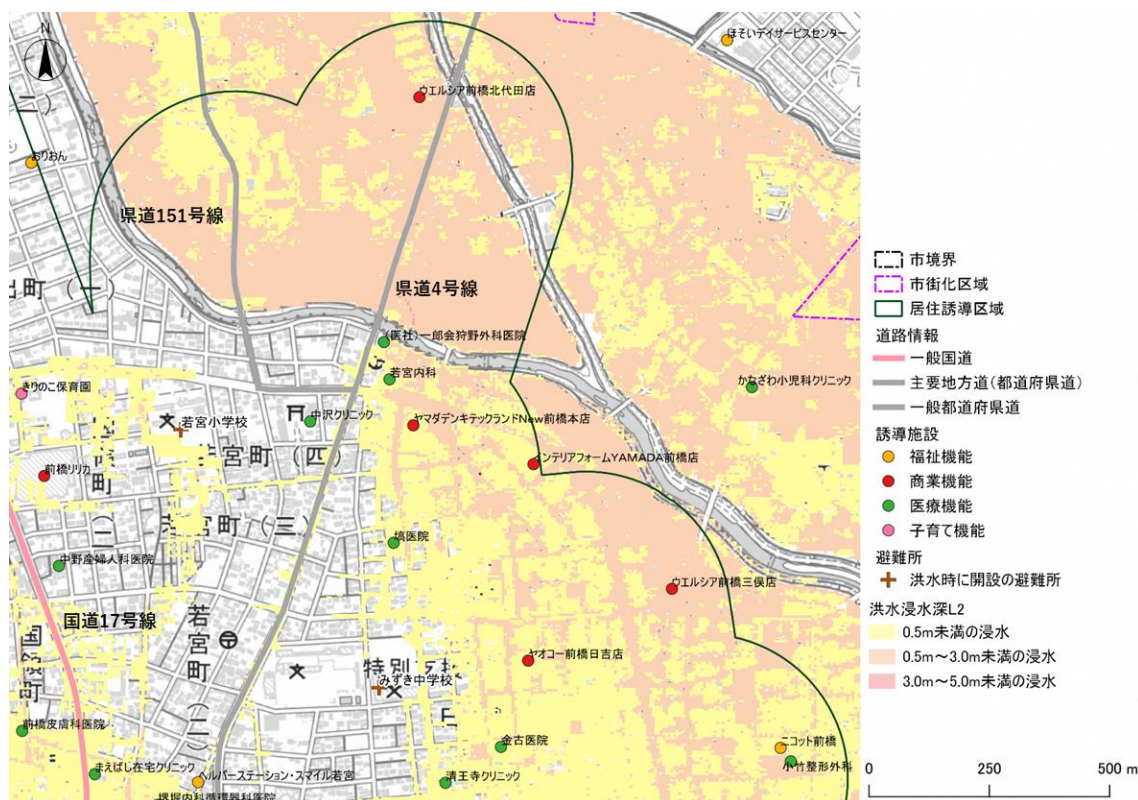


図 7-20 北代田町 拡大図

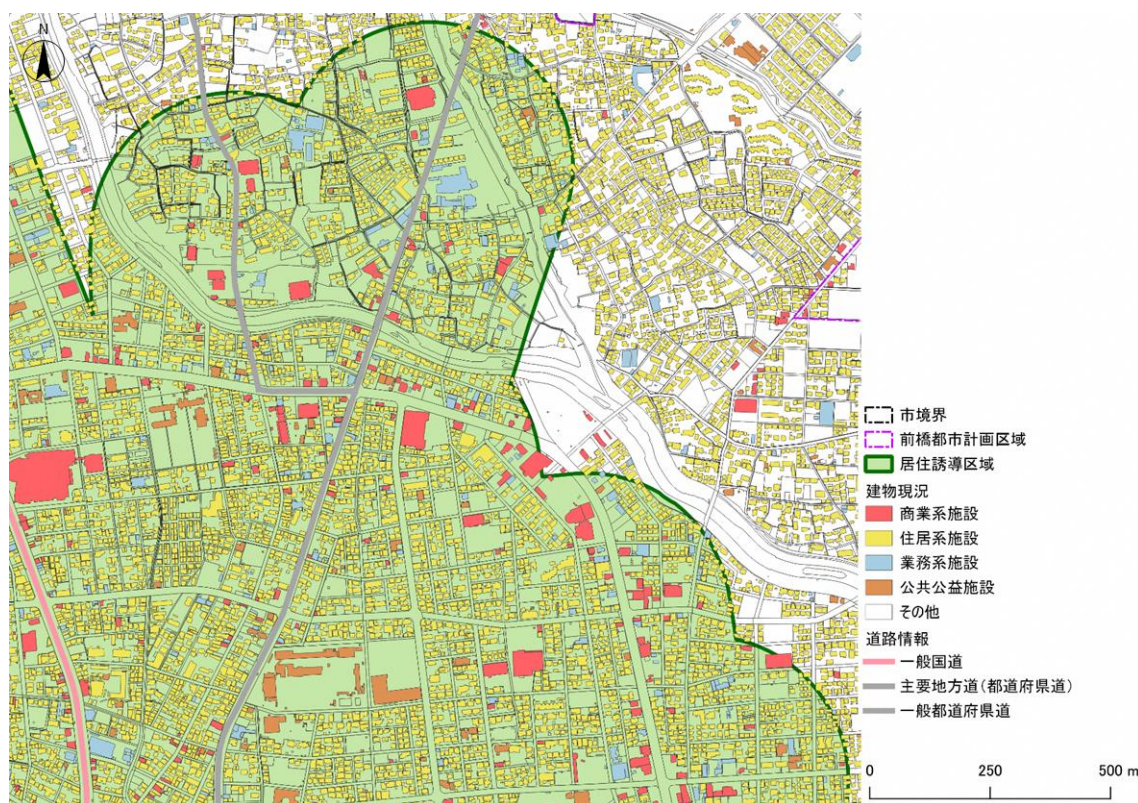


図 7-21 （参考）北代田町における建物現況 拡大図

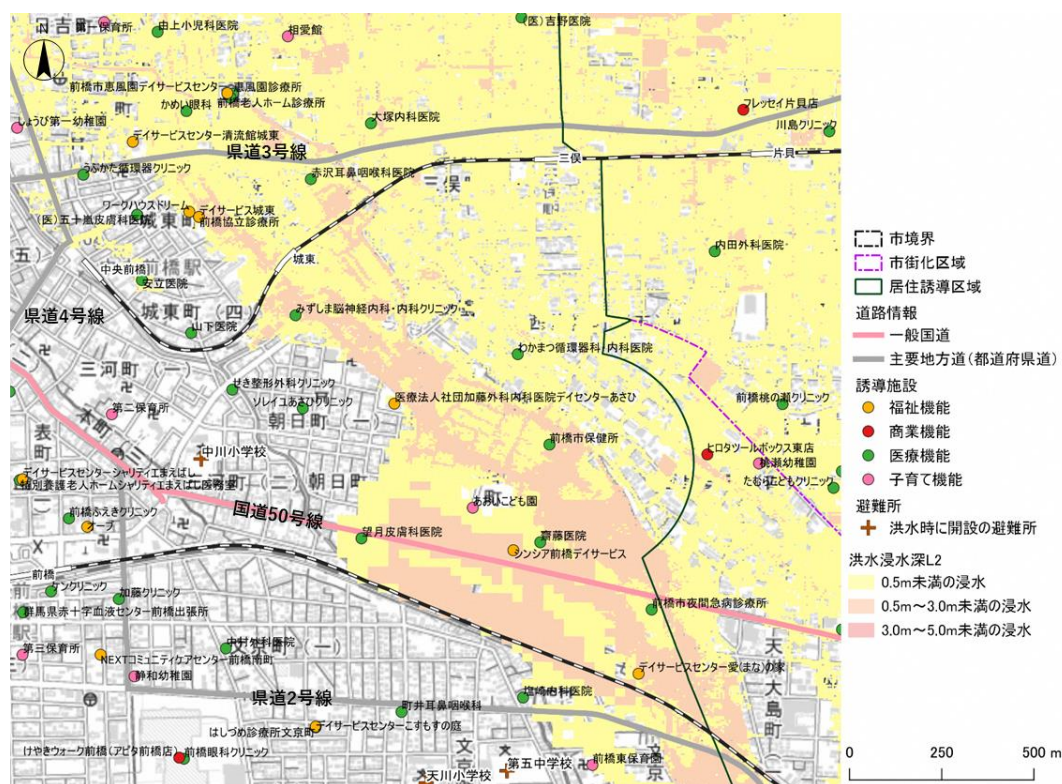


図 7-22 広瀬川沿川地区（その1） 拡大図

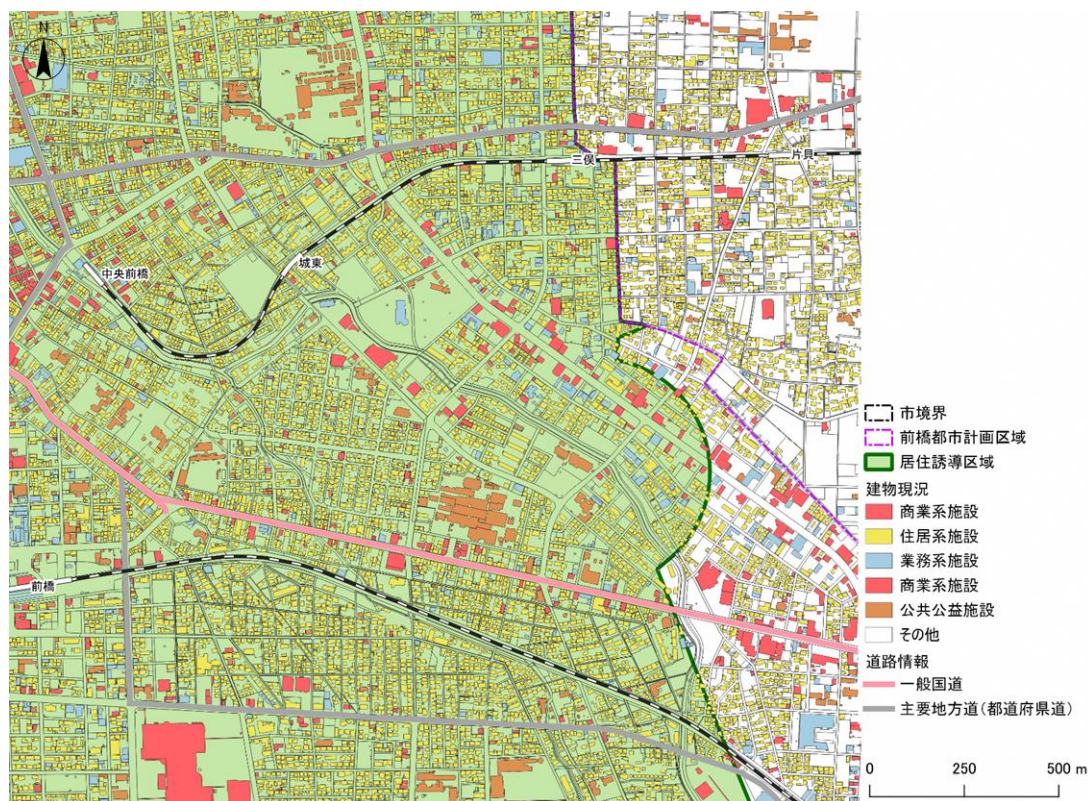


図 7-23 （参考）広瀬川沿川地区（その1）における建物現況 拡大図

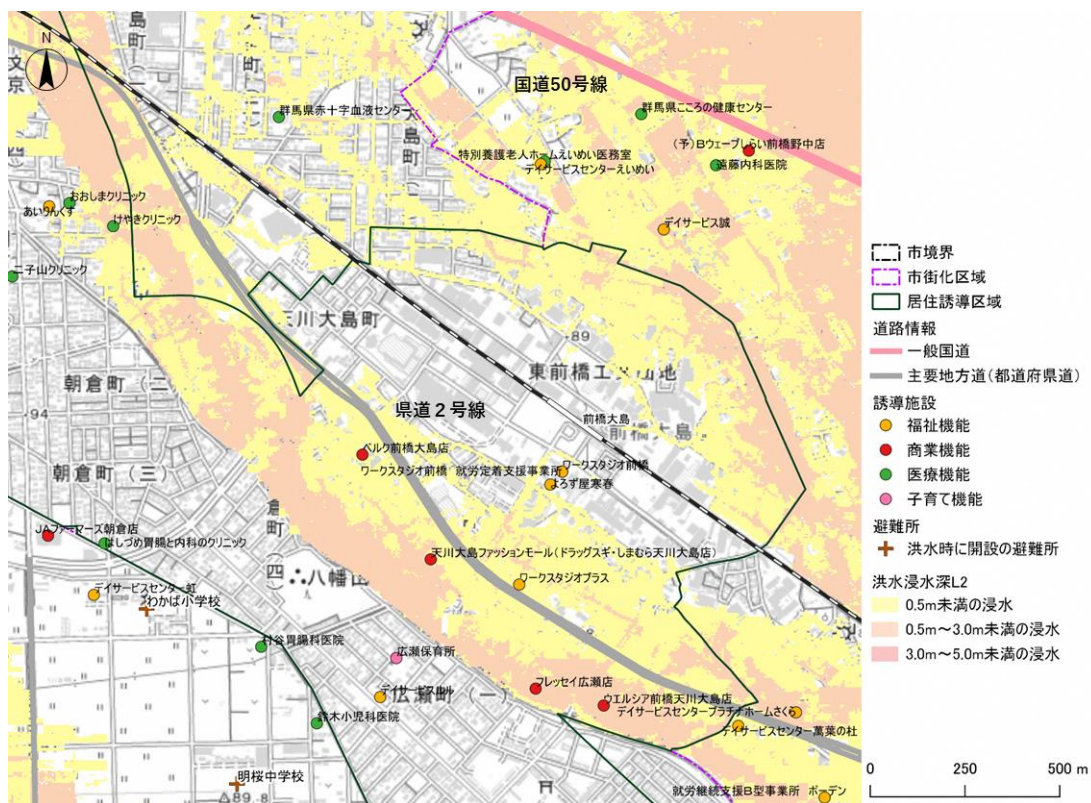


図 7-24 広瀬川沿川地区（その2） 拡大図

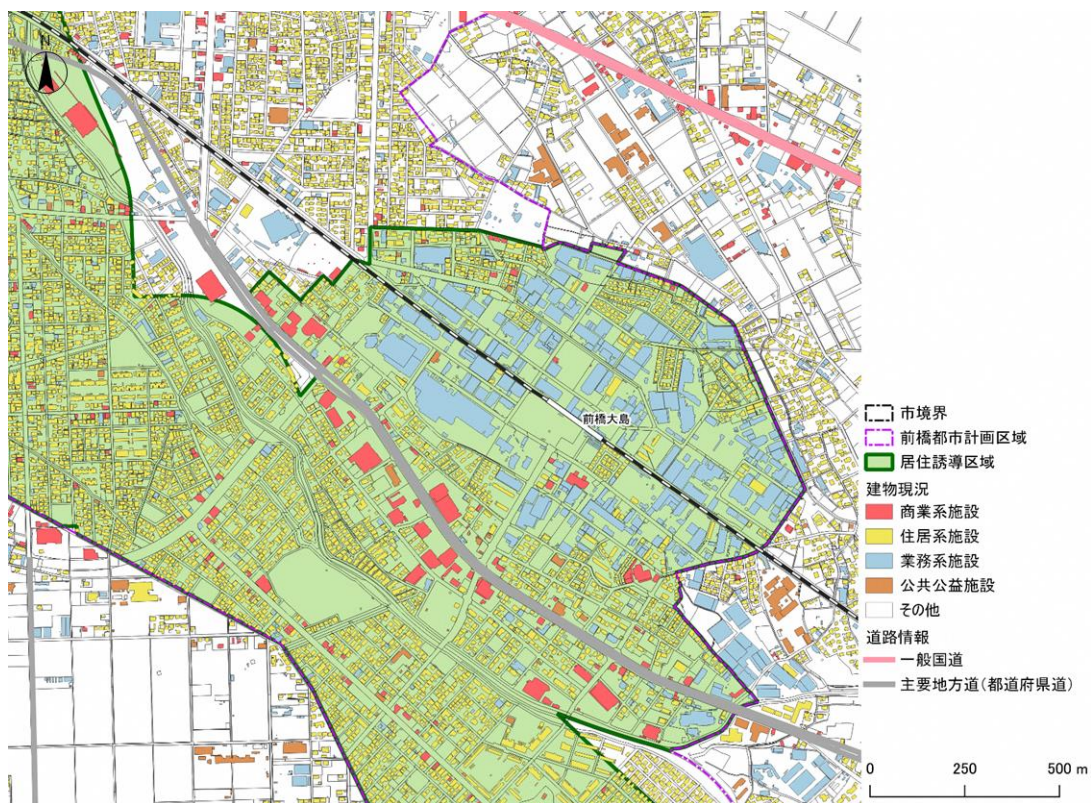


図 7-25 (参考) 広瀬川沿川地区(その2)における建物現況 拡大図

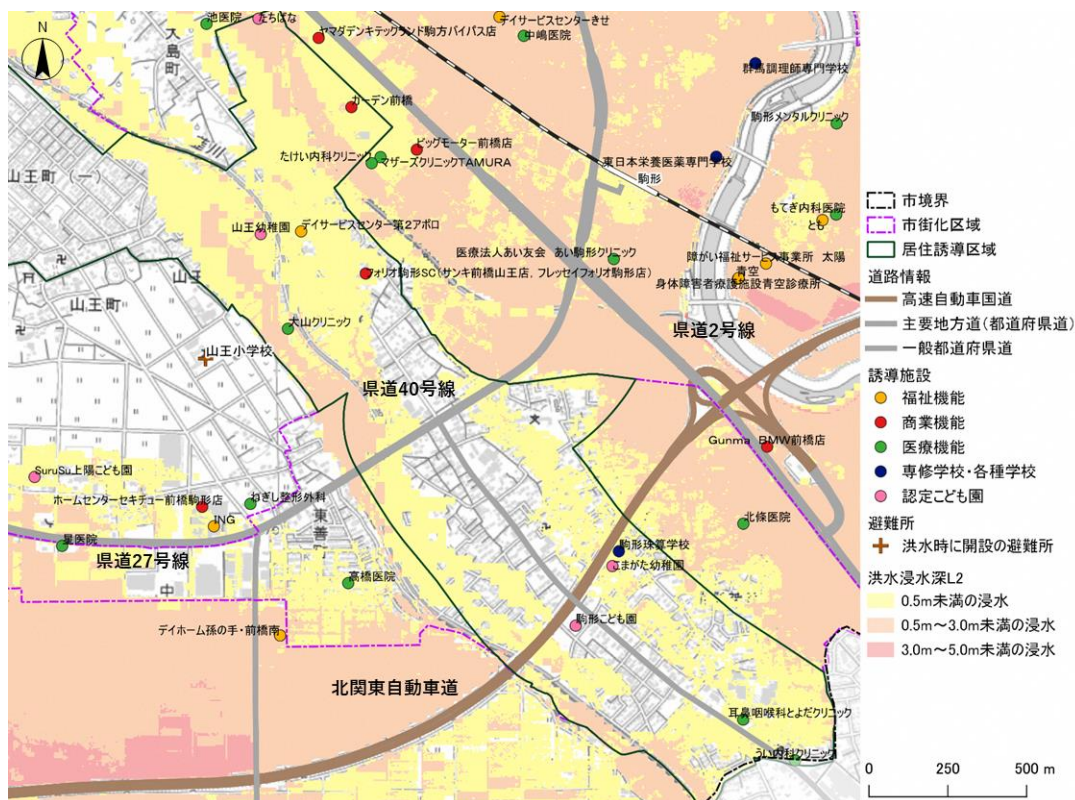


図 7-26 広瀬川沿川地区（その3） 拡大図

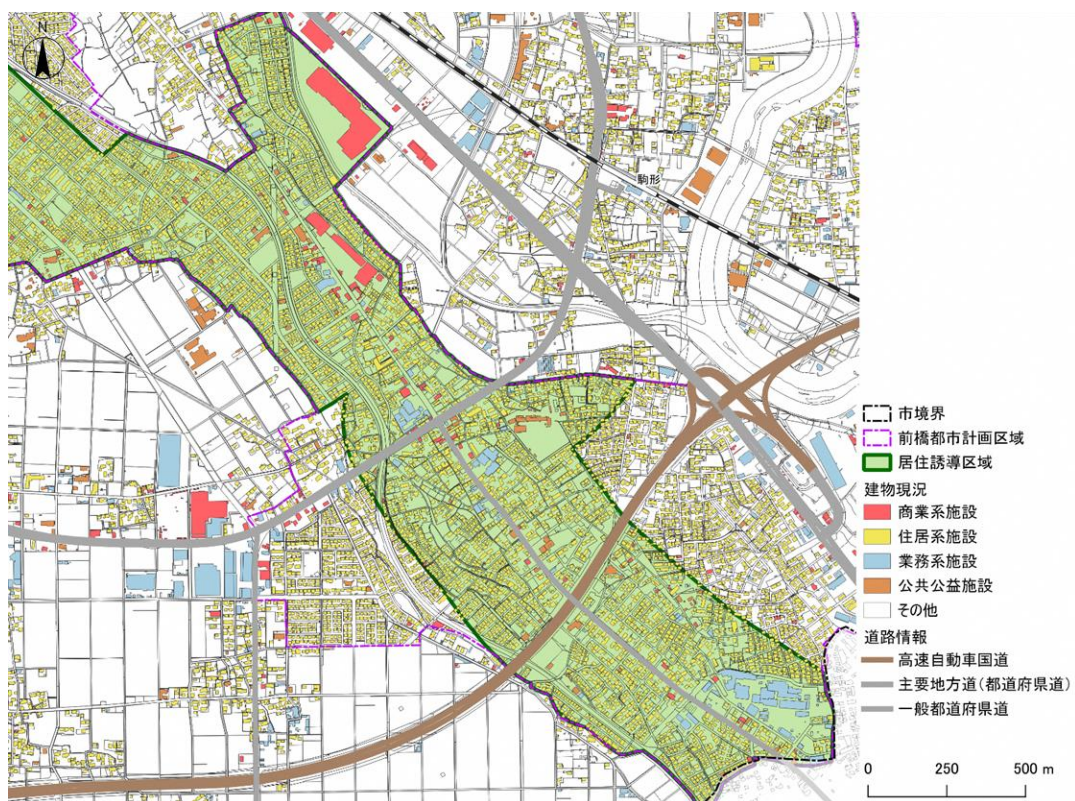


図 7-27 （参考）広瀬川沿川地区（その3）における建物現況 拡大図

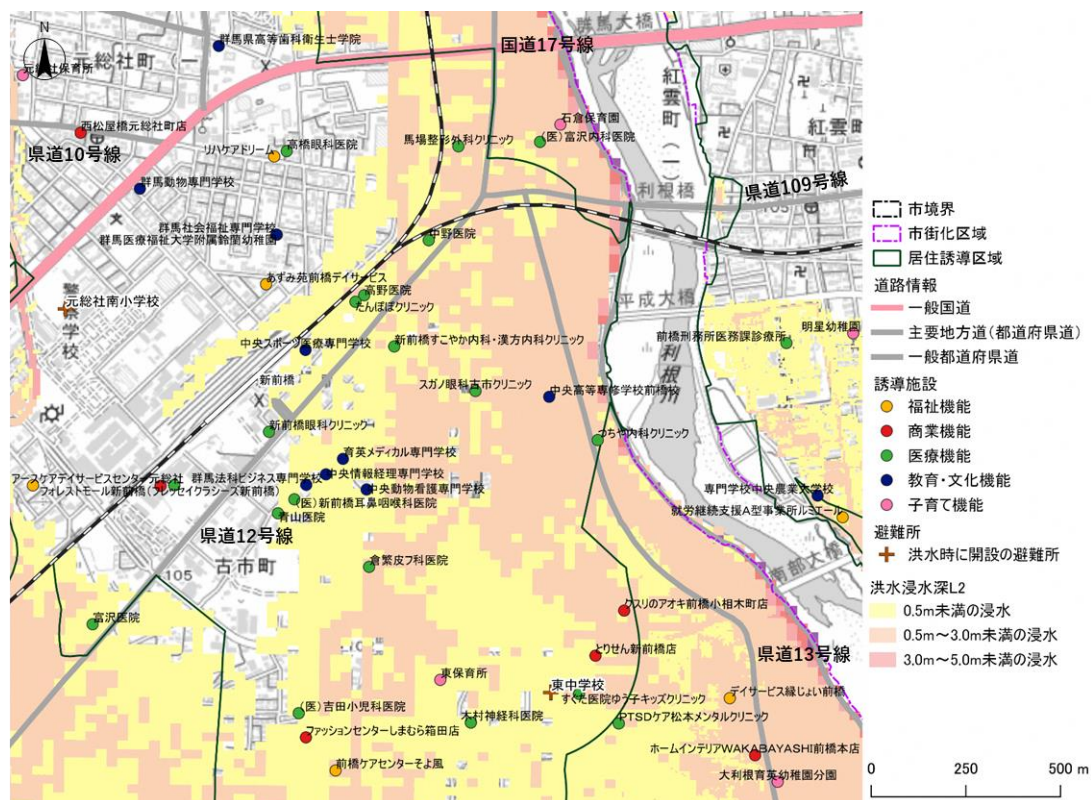


図 7-28 滝川沿川地区（その 1） 拡大図※避難所は状況に応じて開設判断がされるものを含む

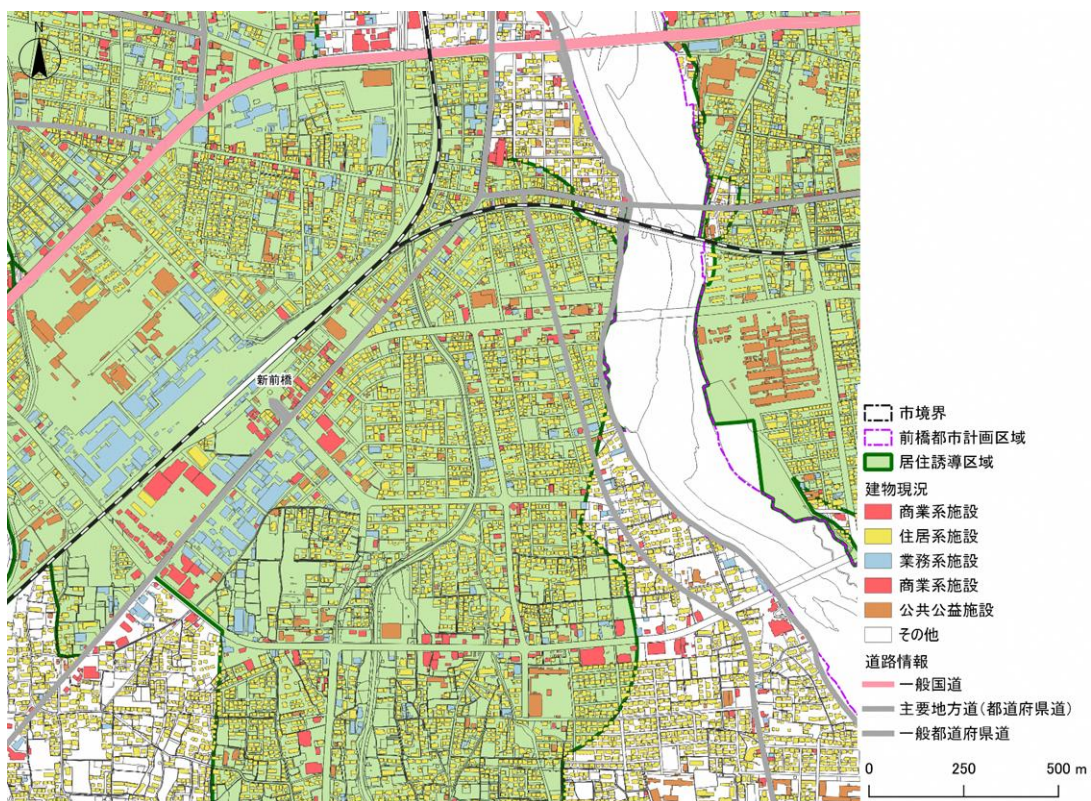


図 7-29 （参考）滝川沿川地区（その 1）における建物現況 拡大図

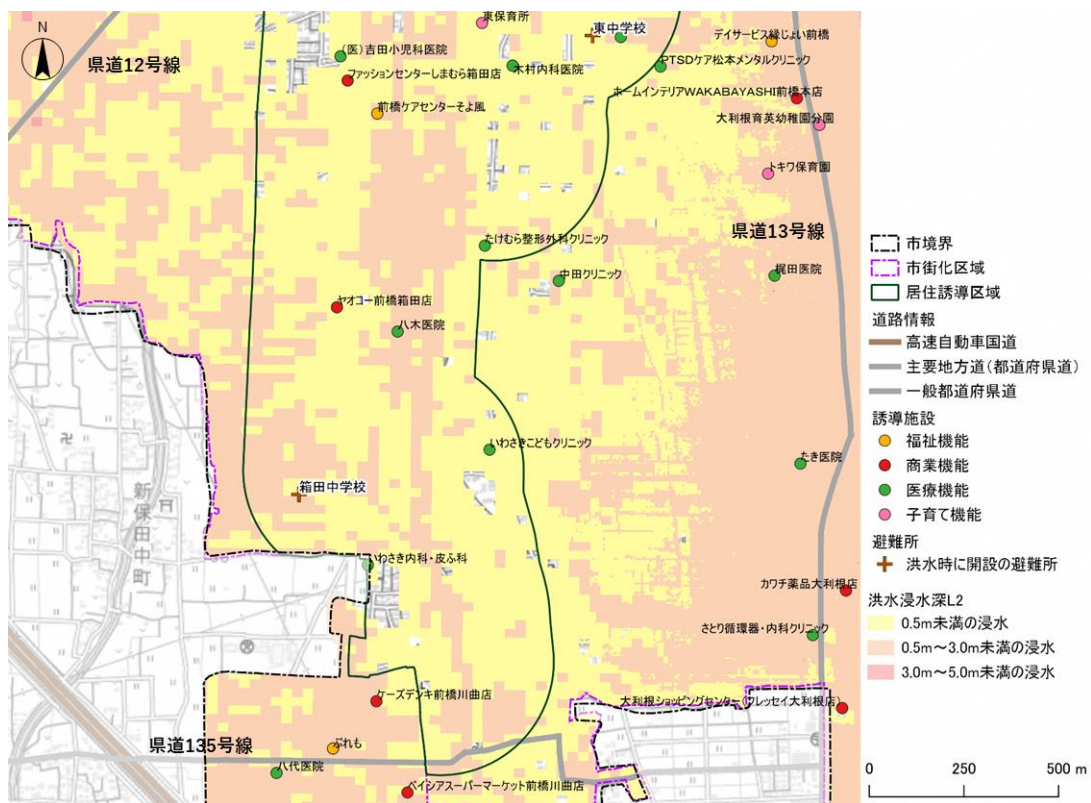


図 7-30 滝川沿川地区（その 2） 拡大図

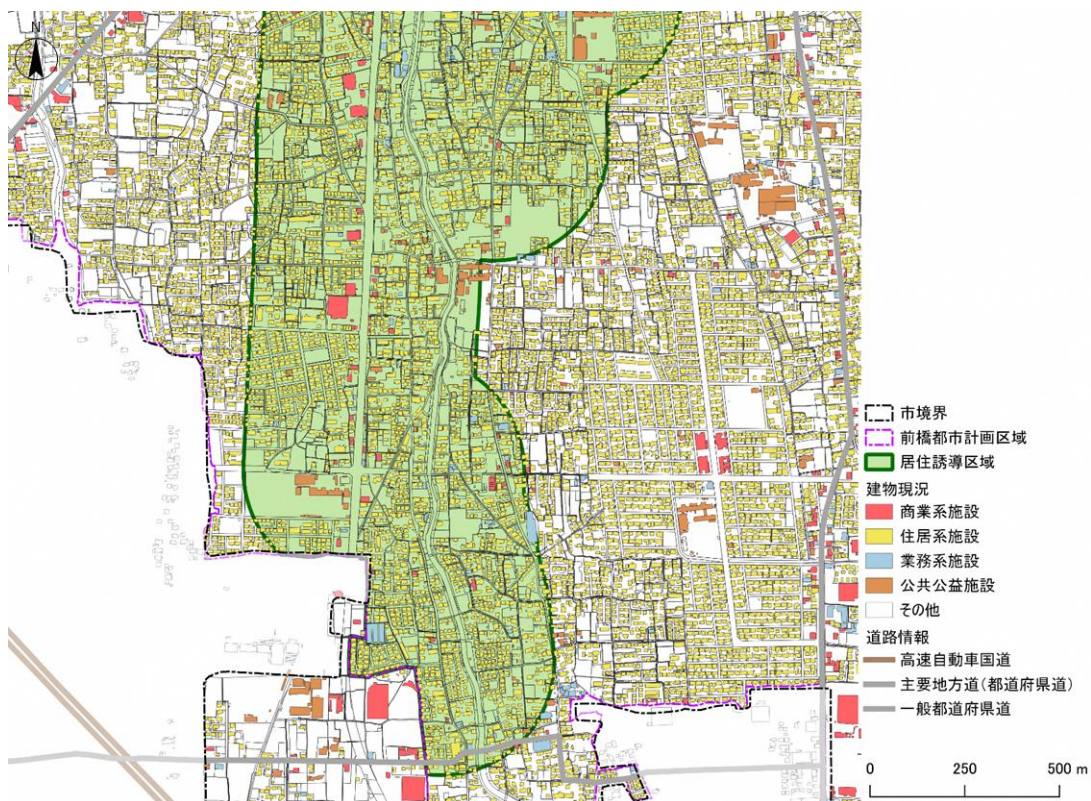


図 7-31 （参考）滝川沿川地区（その 2）における建物現況 拡大図